

令和4年9月第126回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和4年 9月 2日（金）
○開会年月日 令和4年 9月 2日（金）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 城戸 司 君	2番 塩川 まゆみ 君
3番 関根 律之 君	4番 向井 一富 君
5番 久保 美博 君	6番 森永 和夫 君
7番 菊地 幸雄 君	8番 泉 浩 壽 君
9番 大木 雄 君	10番 山本 徹 君
11番 才野 俊夫 君	12番 下野 安彦 君
13番 林 博 君	14番 山崎 正史 君
15番 寺岡 保 君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長 小野植 正 久 君	副 町 長 山岡 敦 君
総務課長 黒澤 賢 治 君	住民課長 西川 安行 君
税務課長 大竹 浩一 君	保健福祉課長 久保宮 賢次 君
こども支援課長 山本 勝利 君	会計管理者 田中 哲 君
建設デザイン課長 谷岡 祐二 君	町並・地域振興課長 畑野 亮一 君
農林振興課長 山中 保正 君	小田支所長 中嶋 優治 君
環境政策室長 高嶋 由久子 君	政策調整班長 上山 淳一 君
上下水道対策班長 上石 富一 君	危機管理班長 宮田 哲郎 君
商工観光班長 大田 陽市 君	保険福祉課課付課長 上石 由起恵 君
教 育 長 林 純 司 君	学校教育課長 亀岡 秀俊 君
自治・学習課長 大久保 裕記 君	
代表監査委員 赤穂 英一 君	農業委員会会長 堀本 健二 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前野 良二 君 書 記 和氣 啓介 君

○議事日程（第8号）

令和4年9月2日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

日程第 ３ 議長諸般の報告

日程第 ４ 招集あいさつ及び行政報告

日程第 ５ 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第１から日程第５まで

午前１０時００分 開会

○議長（菊地幸雄君） ただ今から、令和４年９月第１２６回内子町議会定例会を開会いたします。本定例会には、地方自治法第１２１条第１項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として 出席通知のありました者は、副町長、及び総務課長及び各課長・班長等の１９名であります。これより、本日の会議を開きます。

日程第 １ 会議録署名議員の指名

○議長（菊地幸雄君） 「日程第１ 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定により、議長において、１２番、下野 安彦議員、１３番、林 博議員を指名します。

日程第 ２ 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（菊地幸雄君） 日程第２ 会期決定の件及び議事日程通告のうち「会期決定の件」を議題とします。本定例会の会期は、去る８月２４日開催の議会運営委員会において協議され、本日から１６日までの１５日間としております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から９月１６日までの１５日間に決定しました。なお、本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第８号のとおりであります。

日程第 ３ 議長諸般の報告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第３ 議長諸般の報告」をします。議長としての報告事項は、お手元に配布しているとおりであります。ご覧いただいたことと思いますからご了承ください。これをもって、「諸般の報告」を終わります。

日程第 ４ 招集あいさつ及び行政報告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第４ 招集あいさつ及び行政報告」を町長より受けることにします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日、ここに令和4年9月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会に、町長として提出いたします案件は、報告7件、決算認定8件、剰余金の処分2件、条例の一部改正5件、町道路線の認定1件、補正予算4件、人事案件3件の合計30件のほか、追加で工事請負契約2件を提出させていただく予定です。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。さて、愛媛県内における新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は徐々に減少していますが、病床使用率は依然として高い数値で推移していることから油断できない状況です。皆様ご承知のとおり、県は8月9日に「BA.5対策強化宣言」を発出し、保健・医療のひっ迫回避と感染回避のための対策強化に取り組んでいます。しかしながら、お盆明け以降も、かつてない規模の感染拡大が続いたことから、8月23日に宣言の期限を8月末から9月16日まで延長するとともに、「BA.5医療危機宣言」を発出しました。本町においても、防災行政無線を通じて、町民の皆様に感染回避行動の徹底や適正な医療受診、救急車の適正な利用を強くお願いしたところです。また、内子町健康まつりや八日市町並観月会を中止するとともに、自治センター等の施設利用について、宣言期間中における新規予約の受付を停止しました。町民の皆様にはご不便をおかけいたしますが、しばらくの間ご協力をお願いします。60歳以上の4回目ワクチン接種状況については、8月29日時点の接種対象者ベースで69.9%となっております。また、3回目の接種をされていない方に対しても勧奨通知を送付いたしました。高齢者の重症化リスクを軽減するため、引き続き町民の方へワクチン接種を呼びかけたいと考えています。一方、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、原油価格の高騰や物価上昇による、地域経済への影響が懸念される中、本町では、物価上昇の影響を受けた町民の家計を支援するため、内子町生活応援商品券給付事業に取り組み、対象となる7,050世帯、1万5,550人に商品券、一人1万円分を給付し、昨日から町内の192店舗で利用を開始しました。その他、がんばる内子のまち応援チケットや、キャッシュレスキャンペーンも実施しておりますので、町民の皆様にご利用いただきたいと思います。それでは、早速当面いたしております事務事業等についてご報告申し上げます。ご報告いたします内容は、1つ目として9月補正予算の概要について。2つ目が重伝建選定40周年記念事業について。3つ目が松山自動車道・大洲道路4車線化整備促進期成同盟会要望活動について。4つ目が令和4年度愛媛県総合防災訓練についてでございます。

それでは最初に、令和4年度9月補正予算の概要についてご報告いたします。9月補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2億3,660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を104億6,203万円といたしております。これは、前年度同期の予算額と比較し、4,023万円の減額、率にしてマイナス0.4%となっております。詳細につきましては、後ほどご説明いたしますが、主だったものとしたしましては、マイナンバーカードの普及に伴い、子育てや介護関係など27の行政手続きを電子申請で行えるようにするための基幹系システム改修経費として、1,003万2,000円を計上しております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、高齢者福祉施設等の新規入所者や職員が感染拡大防止のために自主的に実施する検査費用を助成するため、高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金として2,712万円を計上しております。また、行

政検査の対象とならない町民の方などに対し、抗原検査キットを無料で配布させていただいておりましたが、第7波の感染拡大により検査キットの需要が急増したため、追加購入の経費といたしまして1,600万5,000円を計上しております。

次に、子育て支援関係では、五十崎児童館及び内子児童館で実施しております放課後児童クラブの利用者増加に伴い、新たに内子小学校敷地内及び天神小学校校舎内の2箇所に放課後児童クラブの施設を整備する経費といたしまして、1億162万9,000円を計上しております。また、五十崎こども園乳児保育室の床暖房熱源設備改修工事の設計が整いましたので、工事請負費928万4,000円を計上しております。

次に、林業関係では、森林整備の担い手である自伐林家に対し、防護服や林業機械の購入費を補助することで森林整備の促進を図ることを目的に内子町自伐林家支援事業を創設し、補助金500万円を計上しております。また、公共施設及び人家集落等へ接した手入れがされていない里山について、倒木等による被害を未然に防止するため、間伐等の整備に要した経費に対して補助を行う「内子町里山林整備事業」を創設し、補助金500万円を計上しております。これらの事業の財源には森林環境譲与税を活用する予定です。

その他、高圧電気料金の高騰に伴い、町保有施設31施設の電気料金2,801万1,000円や、防災行政無線ファイアウォール機器更新整備355万7,000円、歴史民俗資料館トイレ改修工事222万2,000円を計上しております。財源につきましては、令和4年度普通交付税額の確定に伴い、3億6,860万3,000円を増額したほか、国県支出金や地方債などを充てたことで、財政調整基金繰入金2億9,928万7,000円、一般廃棄物処理施設維持管理基金繰入金6,500万円、地域振興基金繰入金3,840万円をそれぞれ減額しております。

次に、重伝建選定40周年記念事業についてご報告いたします。昭和57年4月17日に八日市護国地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されてから、今年で40年を迎えます。これを記念して、八日市護国地区町並保存会と八日市・護国町並保存センターで記念事業実行委員会を組織し、各種記念事業を実施しています。その中心的な催しとして、7月24日、内子座を会場に全国町並み保存連盟中四国ブロックゼミ「伝建地区の『いま』と『これから』」を開催しました。午前中は、5班に分かれてまち歩きツアーを行い、78人が参加しました。当日は重要文化財本芳我家住宅も特別に公開され、参加者にとっては貴重な機会となりました。午後は、文化庁の梅津章子主任文化財調査官の講演や、各地からの報告があり、伝建地区の現状や今後の方向性について共有する場となりました。これに先立ち、前日の23日は、内子座で愛媛国際映画祭が開催され、昭和52年に八日市護国地区で撮影が行われた松竹映画「坊っちゃん」が上映され、ゼミの参加者にも重伝建選定前の町並みの様子をご覧いただきました。その後、会場を内子自治センターに移して、プレゼミを開催しました。プレゼミでは、長野県塩尻市から重伝建専門員の渡邊泰氏をお招きし、奈良井地区の現状等についてお話しいただき、伝建地区のミライについて意見交換を行いました。全国町並み保存連盟の福川裕一会長や文化庁からも講評をいただき、中四国の町並み保存関係者が集い、気持ちを新たに作る機会となりました。10年後には、重伝建選定50周年という大きな節目を迎えます。その際に伝建地区の保存と再生が一層進んでいるよう努力したいと考えています。

次に、松山自動車道・大洲道路4車線化整備促進期成同盟会要望活動についてご報告いたします。松山自動車道松山ICから大洲ICまでの区間における早期4車線化を実現させるため、7月29日に、西日本高速道路株式会社四国支社と国土交通省四国地方整備局、8月10日には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社本社へ、それぞれ要望活動を行いました。松山から大洲までの区間は、交通量も多く、年末年始や大型連休には渋滞が発生しています。さらに、暫定2車線であるため対向車線への逸脱による痛ましい交通事故も起こっており、高速道路の安全性や信頼性、走行性などの機能が十分に発揮されていない状況となっております。また、内子町をはじめ南予全体への観光振興や地域経済の活性化に加え、切迫する南海トラフ地震や万が一の原発事故等に対応する避難路としても、4車線化による機能向上は極めて重要になっています。今回、松山自動車道の永木トンネルから大洲ICにおいて、4車線化が事業化され、内子五十崎ICから大洲IC間については、今年12月に着工式が行われる予定と伺っております。松山自動車道・大洲道路全線の早期4車線化に向け、引き続き各関係機関に働きかけを強めていきたいと考えています。

最後に、令和4年度愛媛県総合防災訓練についてご報告いたします。愛媛県では、防災関係機関及び県民や民間協力団体の連携に重点をおいた実践的な訓練を実施することにより、防災体制の充実強化、応急対策の機能向上を図ることを目的に、毎年総合防災訓練を実施しています。50回目となる今年は、8月27日、内子運動公園総合グラウンドをメイン会場に、五十崎自治センターや城の台公園などをサブ会場にして訓練が行われました。内子町での実施は、平成9年に旧五十崎町で行われてから25年ぶりです。訓練は、大雨と大規模地震による複合災害を想定し、救出救護訓練や新型コロナウイルス感染症対策に留意した避難所開設運営訓練、孤立地区対策訓練など、本番さながらの訓練が実施されました。町内からも町職員や消防団員など約70名が参加しましたが、貴重な経験になったと思います。なお、今般の新型コロナウイルスの感染状況を鑑みて、自主防災組織の訓練への参加及び参観は中止しました。これから台風が多発する時期になりますので、今回の訓練を生かしながら、町民の安全確保を最優先に、関係機関と連携した迅速な対応に努めてまいります。以上、4件の事柄についてご報告申し上げましたが、引き続き議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げ、招集のご挨拶といたします。

○議長（菊地幸雄君） 以上で、招集あいさつ及び行政報告を終わります。

日程第 5 一般質問

○議長（菊地幸雄君） 「日程第5 一般質問」に入ります。質問は、一問一答といたします。議員の発言時間は会議規則第56条第1項の規定により30分以内とします。発言残時間は前方左側の壁に設置しております残時間表示板でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。

理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。質問通告者は5名であります。それでは、受付順に質問を許します。

最初の下野安彦議員の発言を許します。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） まず最初に、議長の許可を得まして、一般質問の資料を添付しておりますので、私の質問に合わせて、その資料も写真ですが付けておりましたが、見ていただけたらと思います。よろしく事務局の方、お願いします。小田川のまず龍宮堰、可動堰について質問いたします。今年の梅雨明け宣言は例年よりとても早く、夏の水不足を心配していましたが、梅雨明け宣言があつてからしばらくして、雨が降り続き、何とか水不足を心配することなく過ごすことができた夏であつたかと思います。昨日ですが、気象庁は梅雨明けを大幅に見直し、例年通り、7月下旬と、四国は7月20日が梅雨明けしたと見直しされたようでございます。内子町でも、大雨が降らずに、災害も起きなかったのは、何よりであります。ただ、現在接近中の台風11号の今後の進路状況や、秋雨前線で洪水の起きる雨が降る可能性も高く、安心することなく、防災に対する危機管理は必要であると思います。さて議会の最初の質問は、小田川に関するものですが、昨年度、愛媛県大洲土木事務所により、天神側の河床の土砂を掘削し、五十崎側の低水護岸へ覆土をしていただいたおかげで、豊秋河原のイベントゾーンが復旧されましたこと、お礼を申し上げます。ありがとうございました。また昨日より、牛の谷川、天神側ですけど、付近から龍宮堰に向かって草刈が始まりました。おそらく、このまま草刈が終わると龍宮堰に向かって、予算の範囲内で河床の掘削が行われると期待しております。この件に関しても、町長をはじめ関係職員の皆様が県に対して強い要望をしていただいたおかげと重ねて御礼を申し上げます。小田川について平成6年度の昔の話ですけども、愛媛県の生涯学習センターのデータベースの一部をご紹介したいと思います。「あばれ川」として、「川は本来蛇行する性質を持っており、洪水ごとに流れが大きく変わり、古老の言う、お年寄りの方の言うには、「小田川は向こう様しだい、流れほうだい」であつたらしく、川は大きく蛇行し、堤防らしい堤防もなく、川幅も広がったようである。現在は、護岸工事もでき、川は直線化しており、昔の姿をとどめていないが、古田分の水田が、柿原沖にあり、国土調査前には、宿間地区に大久喜の字があつたことなどからも、昔の流れが推察できる。」とし、明治19年の絵馬を取り上げて、上村、龍王公園の下になります。それから平野、今、天神側の牛の谷の付近です。それから天地これも天神側の川に面した両岸には堤防がなく、竹を群生させており、人々は川の氾濫を避け、川辺から遠く離れた高地に家を建て生活していたようであると書かれており、常に洪水に悩まされていた様子がわかります。現在は、護岸工事やゲート式の龍宮堰の工事が完了して、これ龍宮堰と書きますけども、「りゅうぐん」とだいたい地元の人は昔の人も言われてます。龍宮堰の工事が完了して、住民が安心して住める環境となっております。しかし、近年の異常気象や線状降水帯の発生はどこで起こるか分からず、安心はできません。梅雨明けに近い7月19日の前後に雨が降り、町民の方から、町道に土砂が流出しているといった連絡が入っていたので、現地を見に私は走り、ついでに小田川の水位がどうか様子を見たところ、低水護岸すれすれまで近づいていました。そして、先ほど言いました龍宮堰の堰を見ますと、普段五十崎側から倒れるはずのゲートが、天神側から倒れているのに気づきました。せっかく復旧した夙合戦ができるイベントゾーンである原っぱや、住民が安心して住めるための低水護岸を守るには、上流にある龍宮堰のゲート操作が大きく影響するのではと考え、今回質問させていただきます。まず最初に、龍宮堰の管理は、土地改良区だと思いますが、洪水

時に自動で倒れる龍宮堰のゲートの管理は、現在、誰がどのような判断に基づいて、誰が操作を行っているか、質問をします。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 龍宮堰の管理は、五十崎土地改良区で行っており、実際の操作は農林振興課の五十崎土地改良区事務局職員が行っています。管理の方法ですが、洪水時に水位計が自動倒伏水位に達したら、自動制御により堰が倒伏します。倒伏の順番は、まず天神側の土砂吐が全倒伏し、その後、五十崎側から順に倒伏します。また、堰を立てる時は、職員が手動にて操作を行っております。以上 答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） ありがとうございます。結局は農林振興課が事務局ということで役場の職員の方が順番というか、もう出来てから30年くらいになると思うんですけど、その時々によって、ずっと常にされていることでよろしいのでしょうか。実質的に役場の職員であるということでもよろしいのでしょうか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 今、下野議員さんが言われた通りでございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） わかりました。あとですね、水位計があって、自動で堰が倒れるような設定になってるということだったんですけど、水位計、私調べましてお話を聞きますと、水位計は、天神側の土砂吐ゲートの堰から上にあるんだろうかと聞いたんですけども、そしてなぜ天神側に3mの狭い土砂吐ゲートがあるんですけど、それが先に倒れるかということ、土砂吐ゲートから土砂がつくのは、その水位計の水位に土砂がたまったら水位が量れないから、そういうふうには流しているんだと。ただ、それが上手に砂が溜まったりして機能してるかというのは、ちょっと昔は分からなかったんですけど、今どうなってるのかなというのが、先輩OBの職員の人に聞いた話なんですけれども、今はちゃんとそういった水位計は稼働されていることは確認されているのでしょうか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 確認はしております。自動倒伏の水位については、ある程度の一定の水位、これが井戸の水位が3.28メートルに設定をされております。そういったことは確認しております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） そしたら、その水位計によってゲートは、その感知をしてから、水位が上がったらそのスイッチが入って、自動的に夜中でも設定した状態で、今は完璧に動いているということよろしいでしょうか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 下野議員さんのおっしゃる通りです。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 続いて、2番目の質問に入ります。昭和60年の6月に全長95.83m、長さが2.62m、ひとスパン23mの3連門と、先ほど言いました左岸には、3mの土砂吐が1門あり、五十崎側には3mの魚道も設けられて、自動式に転倒する新龍宮堰が完成しましたと載っております。この時は、ちょうど私が今住んでおります五十崎側の上村の地区に住みだした時と同じでありまして、その頃からこの龍宮堰がだんだんとできて、いろんな問題が起きてることも、耳にしていた時だと思えます。可動堰が建設された頃は、はっきり記憶が私もないんですけども、ゲートは何か天神側から倒していたと聞いていたんですが、そのことにより、記憶の中では天神側の河川の方が大人でも背が立たないくらい、深く洗堀されて、ほとんどの水が天神側に流れてしまうので、せっかく作った五十崎側の魚道に魚が行こうにも、行っても河原だけなので、水が流れないということで、魚道の機能が果たせないことから、五十崎側から倒し始めたと、これは17、8年ぐらい前の当時ここにもおいでますけど、操作をされていた方の話を聞いた記憶なんですけども、それを聞いた当時の職員の人も記憶があんまり曖昧だと。私も曖昧なんですけれども。実際、そういったことが起きていたのか、記憶はありますでしょうか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 現在、保管している資料や前任者へ確認した限りでは、天神側から倒していたという資料はございませんでした。現存する操作要領では、中央・五十崎側・土砂吐・天神側の順番で倒していたという資料がございますが、いつ頃のものは不明です。また、漁協との協議記録には、県の指示により、魚道を確保し機能を維持するため、それまで、中央から倒していたものを五十崎側から倒すように設定を変更した旨の記録簿がございます。以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 課長の今の答弁で資料があるか、ないか、調べた話の中でもあまり分

からないというのが現実だということなんですけれども、私も昨日もですね、土砂降りが一時期あったので、農作業の合間を見てちょっと調べました。昔、五十崎は、広報誌よりも公民館の館報の方が主に出されていたんですけれども、その館報を調べますと、それにはですね、1985年、昭和60年の6月にできたのですから、その次の7月に館報には、最初に中央洪水吐ゲートが4段階に分かれて倒伏し、次に右岸洪水吐と土砂吐が倒れ、最後に左岸洪水吐ゲート、順に全倒伏するようになっており、人工洪水の配慮をされていると掲載されていました。もう一方ですね、五十崎町誌を調べますと、その五十崎町誌には、最初に右岸洪水吐ゲートと、土砂吐ゲートが倒れ、次に中央洪水吐ゲートが4段階に分かれて倒伏し、最後に左岸洪水吐ゲートの順に全ゲートが倒伏するようになっており、人工洪水の配慮もされているとなっております、最後に天神側が倒れる、左岸が倒れるのは間違いありませんけれども、最初に右岸洪水吐と土砂吐が倒れるというのが、五十崎の町誌であったり、公民館報誌、できた後には、中央ゲートが先に倒れて、右岸洪水吐と土砂吐が倒れるとなっとなっこの違いがあるんですよ。多分この違いというのが魚道に魚がのぼらないから、私の記憶には間違いなく魚道のところに砂がいっぱいあって、魚道の機能が果たせなかったと思うんですけれども、その時に、たぶん漁協に苦情が出てきて話をされて、倒し方を変えてきたと思うんですけれども、そういった資料もないということですか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 資料を見ますと平成9年4月1日、ゲート操作を五十崎側から先に倒すように、リモコン組替を完了といったような資料は残っております。詳しい資料はございませんでした。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 分かりました。たぶんそういったことで、五十崎から倒れだしたので、こういうふうに館報と五十崎町誌の違いがあるんじゃないかと思うんですけれども、このゲートの倒し方によってですね、全然下流の流れが変わってくるというふうに私は思うんですけれども。なぜこれで五十崎側に今度魚道がそういうふうにつぶれたので、五十崎側に水を倒して水が流れ出したと思うんですが、その時期には、まだここにおられる職員さんの証言のお話を聞きますと、地元に住んでおられた元、今亡くなられている町議さんが、なぜ五十崎向いて倒すんぞと。五十崎側が削れてしまうじゃないかと、どなり込んでこられたというふうに、はっきりとそれは覚えてるんだけど、いつ頃だったか覚えてないよという話を私聞きました。やはり、それから後が、かといって五十崎に向いて倒したら、魚道は守られるけど五十崎側が削られるという対策をどうしたかというのたぶん、課長言われるのにはもう資料がないと思うんですけれども、なぜそういったことを残さなかったというのが私一番今回の質問することになったということですので。本来ならば、そういったことがすべてデータとか、マニュアルとか操作手順とか、そういうふうに残っていくべきだと思うんですけれども、そういうのがあまりないということで、よろしいのでしょうか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 私もそういった資料は保存すべきだと思いますけど、今までの資料ずっとくって見よりましてそういった詳しいことまでは載っていませんでした。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 地元との話し合いもやっぱり大事なことでありまして、漁協の方にも問い合わせをさせていただいて調べたんですけども、西日本豪雨の時に漁協も全部浸かって、資料が全部流されたということで、逆に各支部にそういった資料がないか、昔の資料がないかを逆に言ったら、漁協本部の方が集めているという状況だということで、漁協にもそういった資料がないということですけども、OBの操作をされていた人に聞きますと、やはり漁協との話の中では、おそらくかなり上流の内子支部の方の方から、魚が遡上しないので、何とかしなさいということでやったのだからたぶん、何か書類として残してると思うぞという話でありました。

ないということですので、次3番目に時間あまりありませんので、小田川が増水した7月19日に五十崎から倒れたゲートが天神側から倒れだしたのを見て、私はゲートの倒し方について、誰がどう判断して倒しているか、ルールはあるのかと、今言いましたように担当課を訪ね、河川管理者である土木事務所や魚道に関する漁協と協議をしておくことが必要じゃないかと提言しました。間違いありませんね。その後、どういった話がされて、また洪水時に、住民が心配することがないように護岸を守ることが一番大切なことなんですけども、小田川の自然や生態系を考えると、魚道を確保することも大切だと思うのですが、進展は。そういう協議をされたか、どういう話をされたかをお尋ねします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 河川管理者である土木事務所や魚道に関する漁協と協議をしておくことも必要ではないかのご提言をいただき、令和4年8月4日に肱川漁業協同組合にて、組合関係者、大洲土木関係者、内子町関係者の3者にて龍宮堰の管理等に関する協議を実施しました。結論として、現在の河床の状態ですと倒伏の順番を変えても、現段階では、効果を得ることが出来ず、場合により浸食が進むのではないかと結論となりました。今後は、今年度、河床掘削が龍宮堰まで行われることから、河床掘削後の状況を見て関係者と協議することになりました。なお、7月19日の天神側からの倒伏は、肱川漁業関係者から、「天神側土手に置いてある四手網が増水により流されないよう、天神側から堰を倒してほしい」旨の依頼があり、急遽手動にて実施したものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 協議をいただいたということで、大変私それで安心しました。と申しますのは、課長、覚えておられると思いますけど、訪ねていったときに、「漁協や、土木事務

所とか、関係する土地改良区のものとか、話し合いをちゃんとしてないと、今後問題があるときは大変なことにならへんですか。」と言ったら、「いや、そうですかね。」という、どっちな言うたら、「どうしてですか。」というようなことをちょっと言われたので、「これは、そういった操作マニュアルとか、そういうのもあるんですか。」と言っても、「別に特別な。」という、意識がないのかなとちょっと心配してたので、やっぱり協議をしていくべきだと私は思ったんですけど。というのは今までのこの長い歴史の30年ぐらいの歴史の中で、そういう資料もなければ、実際のこの操作のマニュアルとかいうのも、今さっき手順書みたいなのがあるようなこと言われたんですけど、ゲートを倒す基準とか、そういうものはあるのでしょうか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 操作手順につきましては管理室がございますので、天神側の管理室の中にございます。それは昔、中央から倒しよったという手順書と、現在、五十崎側から倒し始めたという2つの操作基準書がございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） それは、機械の操作のやり方の手順じゃと私は思うんですけども、それでよろしいでしょうか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 機械を倒す手順書でございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） ちょっと嫌みな質問かもしれませんが、ダムと堰の違いは何かご存知でしょうか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 申し訳ございません、わかりません。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） ダムと堰の違い私も、そんなに詳しくはないんですけど、調べますと、基本となる高さが15mを超すとダムという、15m未満を堰と、そういうふうに言っているということでございます。水を使って、農業の用水とか、治水、そういったものにする、水を貯めるための施設ですので、ただ高さで、管理されてるだけのこと。なぜ私がこれを言うかといいますと、操作をされる職員の皆様、誰が担当されるかわからないと思うんですけども、逆に言えば、安心と安全。その人を守ってあげるために、私はこれほど質問しているのは、なぜかという

と、西日本豪雨で隣の野村ダム、鹿野川ダム、この操作のことについて、大変まだ問題にもなっておりますし、多くの犠牲者と財産が失われております。操作のマニュアルをきちっと作って、どれだけの雨量で、どちらからがどういう実態でどういうふうに流すというのを操作手順とか、そういう基準を全部作っておくべきだと私思うんですけども、今のを聞いておりますと、ただ、堰の倒し方をどうする、真ん中から倒す手順、右端から倒す手順とかそれだけであって、どれだけの雨量が降ってどうしたら、誰の判断により、どうするかとか、そういったすべての基準がないと、例えば堰を、今は堰を中干しとかの時に倒す時には、明日龍宮堰の堰を倒しますので、増水に気をつけてくださいという放送されてると思うんですけども、そういったことがちゃんとやはりマニュアルの中にちゃんと書かれておいて、それをしましたとか、してないとか、チェックしましたとか、そういうのすべてをしてないと万が一それにより事故が起きたり、例えば今度は龍宮の堰を今のは倒した時点で事故に繋がるとありますけども、今度は貯める場合に、天神でも五十崎でも水を管理される水引さんから指示がどのようにいってるか、いってないかにより、普段流れない入れ堰に水が流れるんですよ。そうしたときに例えば、あの水は下沖水路で五十崎側でいくと、門松側と合流すると思うんですよ。それで、門松側は水が少ないので、冬場でも堰をあげて、生活排水が臭くなるから水を流してくれという形で、多分流してると思うんですけども、例えばそんな時でも、今まで堰に水が流れて、倒していたから、そういう堰に水がないから、小さい子どもがメダカでも魚がいるから捕ろうと捕って、そこで堰が上がって、水が流れた。その時に子どもさんがもしかしたら、事故に遭うかもしれませんし。そういった時にマニュアルの操作やそういう手順書がピシッとしてなかったら、操作をした人の責任というものが、やっぱ起きてくるんじゃないかと思うんですよ。だから今回このなぜ、質問するかというのは先ほど言いますように、漁協のとある人から、網が、今言われたように、土手にあるのが流されたらいけないから天神から流してくれと。はい、わかりました、そっちで流しました。それによって問題が起きた場合には、誰がそれをしたのということになったら、操作した人の責任になるし、それを了承した上の幹部の責任になるし、町長の責任に最後なると思うんです。水利組合の役員の人も責任を持ってると思うんですけど、それに対する考えはどうでしょうか。やはりこういうちゃんとした協議もしようし、マニュアルも作っておくべきだと思うんですけども、今まで見てましたらそういうすべて、記録がない、あまり操作の手順書も、機械だけの手順書しかないということだったんですけども、人から言われたら天神側から流す、誰か言われたらこっちから流すという、漁協との協議もあまりされた記憶がないとかいうのもありますから、ですから今回私は、そういったすべて協議をしてマニュアル化しとくべきじゃないかと言ったわけなんですけど、どんなものでしょうか。町長、お答えください。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 今の龍宮堰できてから、随分と時間も経ってきております。そういう中でですね、現場の方ではおそらくいろんな課題、問題が起きながらですね、それをいろんな話し合いをしたりとかいうことで、現在まできたんだろうというふうに思っております。そういう中で先ほど言いましたように操作の手順についてはですね、一定の手順があってやってきているということでありましてけれども、そういった今、議員さんが言われたようなですね、ある意味、

いろんなケースを想定してのですね、マニュアルといいますかね、そういうものについてはちょっと今一度ですね、今まで現場の方ではある程度、いろんな住民の理解とかあるいは土地改良の中でのいろんな議論とか、そういうので先ほど言いましたように、現在まで来てるんだろうと思いますけれども、そういうのを少し明文化をすとかですね、そういうことについてちょっと検討してみたいというふうに思っております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 次は前向きないうか、今も前向きですけれども、4番目の魚道を確保するには、先ほど言いましたが、五十崎から倒すのが良いと思うのですけれども、添付しています写真を見ていただいたらと思うんですけれども、またそうすれば、覆土した護岸がまた流される心配もありますし、大洲市成能坊屋敷の右岸には、これ一番最後につけている写真があるんですけれども、なぜですね。このなぜが、まだこれは割と新しいと思うんですけれども、なぜが設定されております。昔の人にやはり聞いたり、航空写真を見ますと、夙博の下流の下沖町営住宅前や、新川の出口にもありました。このなぜをやはり作ることによって、せっかく今度土木事務所で、覆土していただいた原っぱの維持や、心配しない護岸が削られることなく、鎧護岸が出たりすることがないのではないか、その方がなぜを作るお金も要りますけれども、たびたび何年かに1回覆土をしたりするよりも、そっちの方が私安くつくと思うんですよ。実際にこれ大洲土木事務所がされてる大洲市成能のなぜの下流には、この下に人家がありますけれどもこの護岸が流されずに、逆に言ったら、砂が堆積してる状況だと思うんですけれども、これに対して今までもずっと提案をしていたのですが、それに対する県の返事はどうだったかお尋ねします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） ご質問の県へ調査・研究するよう提案していた、なぜの設置に対する返事はどうであったかについてお答え致します。現在、愛媛県におかれましては、龍宮堰下流において河床掘削や取り除いた土砂を活用した覆土、また寄せ石等の設置を進められております。本年度末の完成予定と聞いております。これまで施工した箇所において覆土の流出もないことから、愛媛県としましてはこの河床掘削や寄せ石などの工事完成後の侵食防止効果をまずは継続して確認していきたいとの回答を頂いております。以上答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 覆土してもらったことや護岸がまだ削られてもないということですが、課長さんもお分かりのように、先ほど言いました今年は、最近、また低水護岸から上に乗るような雨も降ってないので、それはずっとそうだったら流れることはないのですが、今後1年に何度も流れると、低水護岸を越すような雨があると、これはどのように流れるかわかりませんので、そこらはまた、やっていただいたのは本当十二分にありがたいなと思っております。

ただ、先ほども言いました別の写真にもありますけども、ゲートの倒し方によって、今度、天神側を河床掘削してもらったら、倒す順番によっても、土砂の堆積の仕方が大きく変わるといいますし、掘削されることも変わるといいますので、今後は、土木も建設デザインも、漁協も、土地改良区も一緒になって、一番の方法を見ていただきますよう、またよろしく願いいたします。もっと言えば、それを見て将来、なげをまた検討するということだとは、良い方に捉えているんですけども、良いからたぶん成能の方にも、近年作られているのだと思うので、お金は先ほど言いましたように、また流されて、覆土したり、河床掘削したりするのだとしたら、先に築堤されることも、また今後、町長をはじめ、担当課長さんの方から、そのことを県の方に要望していただいたらと思います。

それでは時間がありますので最後、会計年度任用職員の処遇についての質問をします。民間企業では正社員の他、契約社員や派遣社員など、多様な雇用形態によって働く人がいます。公務員は、公務員試験に合格し、正式に採用された常勤として働くのが正規職員で、自ら辞職したり、何か問題を起こしたりしない限り、定年退職まで勤められます。また給料だけでなく、諸手当や様々な福利厚生が適用されるため、将来的に安定した生活が送れるのが正職員の方だと思います。すべてが正職員で事務事業が行われれば、雇用関係に対する疑問は起きないと思うのですが、正規職員で対応するべきところを会計年度任用職員に頼らなければならないのが現状であると思います。正規職員が一時的に不足した場合や、臨時の職が設置された場合などに採用される臨時職員を現在、会計年度任用職員だと言うのだと思いますが、当町職員には雇用条件の違いにより、どのような手当の違いがあるか、質問したいと思います。人材確保、及び雇用の安定を図る観点から、会計年度任用職員についても、不利益が生じることなく、適正な勤務条件の確保が必要と考えますが、今後の任用のあり方や、同一労働同一賃金について町長はどう考えておられるか。質問をします。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） 私の方からご答弁させていただいたらと思います。会計年度任用職員の任用形態については、県内各市町で取り組み方は様々です。内子町におきましては、令和2年度の制度施行以来、必要な部署へ適切な人員を配置することを基本に考えて、フルタイム職員、パートタイム職員を任用のうえ運用を行っております。給料、報酬及び各種手当等につきましても国の通知に基づいて職務給の原則や均衡の原則等の公務員の給与決定の原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する常勤職員の初号給、いわゆる初任給でございますが、この給料月額を基礎として、その額を下回ることの無いよう、月額、日額、時間額の設定をしております。また休暇等につきましても、国の非常勤職員の休暇基準に準拠して設定をしておりますが、例えば病気休暇につきましても、国の制度が無給で年間10日間取得のところ、当町では有給で年間10日間取得できる制度として、人材確保の一助となるよう設定するなど「働く方の立場」に立った労働環境を整備しているところでございます。会計年度任用職員任用につきましても、今年度が再度の任用の最終年度となっております。令和5年度に向けて公募を行うこととなりますが、公募にあたり真に必要な職員を把握するため、改めて各課へ必要な勤務時間数を含めた調査を行

い、その資料を基に理事者が各課長へのヒアリングを行うとともに、その職の必要性を精査して、職務内容の重要性・複雑性・困難性・責任の度合いなどと給与のバランスがとれているかどうかにも留意しながら、正規職員の配置と併せた適正な人員配置を進めていくこととしております。以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 病気休暇を有給休暇で、当町では優遇してるというような感じですけども、他正規職員との違いの手当等については、どんなものがあるのでしょうか。正規職にあって、会計年度任用職員にないような手当というのはどんなものがあるのでしょうか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） 主なものだけでお答えをさせていただきます。まず、手当、正規職員にあって、会計年度任用職員にないものにつきましては、まず扶養手当、それから住居手当、宿日直手当、それから管理職特別勤務手当、管理職手当等はございません。通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、それから期末手当、こちらについては、会計年度任用職員も正規職員と同様に支給をされます。また、勤勉手当ですね、期末手当は支給されるんですが勤勉手当については、会計年度任用職員の方には支給をされないという制度に現在なっております。これは今後ですね、この制度が始まって3年目ということでもありますので、全国の状況も見ながら今後取り扱いについては変わっていく可能性はございます。それから退職手当ですね、これも条件によっては受けることができるという制度内容になってございます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 町職員とは、正規職員と会計年度任用の職員と捉えているんですけど、例えば60歳の定年を過ぎて勤める再任用職員は、手当というのはこの会計年度任用職員と同じということですか。それとも正規職員と同じような手当ということになるのでしょうか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） 再任用職員につきましても、扶養手当、住居手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、管理職手当については、支給がございません。ただ、勤勉手当につきましては、支給がございます。それから、退職手当につきましても、雇用保険に加入するという事で、退職は失業給付金を受給するというような制度になっています。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 昔の話ですけども、今はそんなことないと思いますが、正規職員と臨時の職員、昔ですね、同じように勤められていて、はたから住民の人が、「あの人ようがんばる

んじゃけど、よう話聞いたら、臨時と。臨時だったらボーナスもでんしな。」とか、「かわいそうだな。」とかってそういう話をよく聞きました。「あれ、正職員の人よりかはだいぶ仕事するぜ。」とかね。これは今の話ではないですけどね。ですから、一生懸命働くも同じです。同じに勤めて、そこでもらえる扶養手当、住居手当とか、もろもろあるのと出さないというのは、ちょっと同じ仕事して一般の企業と違って、公務員に見習って一般企業も、働く条件を改革しなさいということで、公務員を企業は見てるわけなんで。公務員の方がそういったことを手本を示さなければ、なかなか一般企業はそうにならないと思いますけど、町長見直しもどうでしょうか。一般職の人と合わせて考えるべきではないでしょうか、最後です。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） やっぱりですね、すべて正職と会計年度職員すべて同じということはやっぱり難しいのではないかなというふうに思っております。今、随分と先ほど申し上げましたようにですね、待遇については、少しずつある意味しっかりとやったところもあるんですけども、改善をしてきております。そういう中でですね、改善できるところは、今後ともですね、改善をしていくということでございます。どうしても職員だけではですね、すべて業務ができる状況にはございません。そういうことで、会計年度職員を採用してですね、仕事をしていただいているという状況にありますけれども、ただ今、社会人枠とかですね、いろんなことで採用試験も間口を広げております。どうしてもそういう方で職員にチャレンジしたいという方の窓口ちゃんとありますので、そういう方についてはまたそういった方向でもご検討いただければというふうに思っております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） ありがとうございます。

○議長（菊地幸雄君） ここで暫時休憩をします。午前11時20分から再開します。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、城戸司議員の発言を許します。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 1番、城戸司です。よろしくお願いします。これまで、一般質問をした後、そのままにしていると思いましたので、今回は再確認のような質問になると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症関連の質問をさせていただきます。令和3年度12月定例会の答弁で、感染者の情報については、本人の意向も踏まえて、本人が町に対する支援を求めた場合は、町に連絡すると保健所から答弁をいただいたと言われましたが、その後、八幡浜保健所から町民が困っているといった連絡があったか伺いたいと思います。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） ただ今の質問にお答えいたします。昨年12月の内子町議会定例会におきまして、城戸議員からの一般質問におきまして、新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者に対する生活支援は愛媛県が行っており、要請もないことから、内子町では支援を行っていないが、療養者から生活支援の要請があった場合などは、県とも協力しながら対応すると答弁いたしました。その後これまで、八幡浜保健所から町民への生活支援に対する連絡があったことはございません。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 7月18日の夜に私の家族が発熱し、陽性になった際の八幡浜保健所からの連絡に、配食サービスの希望をしたところ、陽性者の分は手配できるが、濃厚接触者の分はできないと言われました。私は、買い物などの準備をしていない濃厚接触者は、飲まず食わずで行政に殺されるというような声が出ますよ。広げるかもしれないが、このような対応なら買い物に行くしかないと言ったところ、それは困ると言われただけでしたので、内子町に情報を提供して、困っている町民がいると言ってくれと言いました。課長にも、そのいきさつを報告させていただきましたが、保健所からの連絡がなかったと返事をいただいたかと思います。これまで、町長も課長も、感染者の対応は県がし、町は広げないことをするようにということになっていると再三言われてきたかと思います。課長には、生活を共にする全員が感染や濃厚接触者となっている場合の配食サービスや、買い物代行などをすることが感染を広げないようにすることではないのか、これから対応するにしても、町のホームページに載せるとか、放送するなどしなければ、意味もないですよといったようなことを言わせていただいたかと思いますが、その後、町のホームページにご自身が新型コロナ陽性となり、自宅療養となったという掲載がされたのが、7月22日でした。私自身もですね、7月20日の夜に発熱し、町の抗原検査キットで陽性反応が出たため、翌日に民間医療機関でPCR検査をしたところ陽性となりました。八幡浜保健所から連絡があったので、配食サービスをお願いし、手配をしてもらいましたが、来たのは1人分。県の感染者数の報告が初めて1,800人を超えた頃で、毎日の健康状態の確認や、自宅療養介助の連絡はしません。オキシメーターと記入票を送ります。悪化した場合は、連絡してください。10日後に、自動的に解除となりますと自宅療養がですね、と言われただけでした。その後、別の保健所の方から、配食サービスの手配ミスをしていたという連絡をもらい、次の日からは、家族分届けいただくようになりましたが、急に感染者が増え、手いっぱいなのかなとその時は感じました。最

近では少し減ってきたものの、連日3,000人以上の感染者が確認されていると町内放送もされた第7波で本当に町民の支援ができていいのか、甚だ問題であります。12月定例会では、きめ細やかな対応についても、感染者がいた場合には、保健所の対応も踏まえて、町で支援できることがあればさせていただく。保健所との連携をとって、対応はしていきたいと答弁をされましたが、本当に連携が取れているのか、どのような支援をいつ検討して、いつ体制を作ったのか、確認させていただきたいと思います。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 保健所につきましては、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、県の保健所につきましては重症化リスクの高い陽性者や、症状の悪化した自宅療養者を確実に医療機関につなぐことを最優先に対応されております。そういったことから、今現在では保健所からの陽性者の連絡がショートメッセージに変更するなど保健所業務が逼迫する中、そういった対応に変わってきております。内子町でも保健所の方に連絡をしてそういった対応について確認をさせていただいて、そういった答弁があったということでございます。城戸議員さんからご連絡をいただいた後、それまでは積極的なちょっと発信ということではできておりませんでしたけれども、町のホームページで対応が難しい場合は、役場の方に連絡を入れてもらうようにというようなメッセージを載せさせていただいております。今のところそういった連絡はないんですけれども、基本的に県が今、ホームページ等で広報しておりますのは、濃厚接触者等については生活上必要な外出を除いて不要不急の外出は控えましょうということで、生活上必要な外出は認めるというような方向になっていると思います。それから県知事が記者会見等言っておりますのは、災害等も踏まえた食糧の備蓄を3日間程度してくださいという、これは災害も新型コロナの感染もいつ起こるかわからないということでそういった各自の対応もさせていただきたいというふうにおっしゃっております。自助、共助、それから最終的には公助という形で、困った時があったら、町が対応するということで行っていきたいというふうに考えております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 今は生活に必要な買い物はオッケイということですが、12月に質問させていただいて、私が感染した7月ぐらいですかね。それまで何も対応、検討はしていなかったんでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 12月議会でも申しました通り、陽性になった方、それから濃厚接触者等でお困りになった場合は、町の方に連絡あったら、その状況に応じて対応することは体制として考えております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 連絡があってから、何とかしようとしていたというような取り方でよろしいのですかね。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 陽性者の情報っていうのは、保健所はもう出さないというように、問い合わせした時にありましたので、町として陽性者の状況がわからないということで、連絡がないとそういった状況もわからないということでしたので、連絡があったら対応するという事で考えております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 現に私の家族が感染してっていう時にちょっと困っていると町に言ってくれと言ったんですけど、その報告もなかったということです、それ本当に八幡浜保健所との連携が取れているのかですね。そういった状況で今までないがしろにされている町民が存在したんじゃないかと推測されますが、本当にそういったところで支援できていたのかということです。約半年間ですかね、12月から7月までなんで。その間に受けの姿勢で待っていたという感じにしかとられないんですけど、その点、何か落ち度というのは、なしということよろしいですか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 最初に申しました通り、新型コロナの陽性者等の対応は、都道府県で行うということになっております。その対応でできない場合、本当に困っている方が町に連絡をしていただくようになると思うんですけども、そこまで踏み込んで情報がない中でどこまでできるかっていうのは、なかなか難しいところがありまして、それとこちらから積極的に保健所に情報を求めても、情報提供はないということ。それから、逆にそういった問い合わせを毎回行うことによって逆に、保健所の業務の妨害っていうか、保健所業務を止めてしまう可能性もあるということで、そこまで積極的な情報を求めるということはしておりませんでした。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 積極的な情報開示ではなくて、困っている町民があったら連絡してもらるように保健所の方から話して、保健所の方からも連携をとってという返事をもらっていたと言われて、現に私が困っていると言ったんですよ。で、その時困っているっていうのが今買い物オッケーになってきましたが、その時は10日間出ないでくれと言われたんですよ。で、家族が発熱をして、迷惑をかけてもいけないからといって朝一に検査をしに行ったら陽性ですと。私も濃厚接触になるから、今から出ないでくれと言われたわけです。もうすぐ家に帰ってくれと。いうことは、課長にもその時僕、連絡したときにも言いましたけど、こういう状況だったら、家族の検査を半日間止めて先に買い物等をして、それから検査に行くというふうになってしまいますよ

ということで、その時に対応します。町長、副町長と検討した結果、買い物支援サービスをしやすくてということで、ホームページにも載せますという返事をいただいたと思うんです。今では買い物をできるようになってると思うんですけど、その時、僕が問題提起をした時までは何もしてなかったんですよ。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） そういったお困りごとがあったという相談があれば、対応をするようにしてはいたけれども、実際そういった問い合わせはなかったということで、実際の対応はなかったということでございます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 結局は八幡浜保健所に言っても、町の方に何の連絡もしてもらえないと、困っている町民がいても把握ができていなかったというのは、町に落ち度があるわけではないと思います。それはですね。ただ、課長の方から7月22日、町長と話し合い等をして、するようになりました。ホームページも載せますってなった時には、僕もうすでに感染してたんで、配食サービス頼んだんで、もう大丈夫です。その時、濃厚接触者で出れなかったら当然、買い物代行を頼まないと、本当食材がない状態だったんですよ。なんで、そういうところもお願いをしたんですけど、町民から意見を聞いたりですね、町民が安心・安全に生活するように、こういった一般質問をして、保健所と連携を取りますというふうな回答までいただいていたのに、対応したいなどと言われたのにですね、結局何もされていない、もしくはその返事はしたけれど、それが実際に稼働していない、対応できていないってなったら、このような状況だったらこうやって一般質問をする意味がないんですよ、対応していただかないと、そこは。そういったところ、返事をもらうから安心してわかりましたって、町民に対しても、こういった返事をしてもらってますので、安心して生活してくださいねという返事も私はしてますし、そういったところで、今回コロナで情報提供というところがなかなか出ないことかもしれませんが、やっぱり保健所の方には、こうして現に私が1名かもしれないですけど、困っているという町民が実際に発言をしているということがあって伝えとるんで、そういったことを八幡浜保健所に困った町民がいたってということ、なぜ連絡をくれなかったのかっていうのを保健所にやっぱ確認、県に確認と。忙しいじゃ済まないよと。手一杯なんだったら、仕事を振ってくれっていうふうなことを話していくのもこちら側から町民の生活を守るための手じゃないかと感じられます。

ずっと同じような返事になるんで、もう経済対策の質問の方に移っていきますが、次ですね、令和3年度6月定例会の一般質問で、「がんばる内子のまち応援チケットは大変好評であり、町内経済の循環や、購買促進、商工振興の活性に繋がる。」という答弁をいただきました。応援チケットは、私が商工会青年部長の時に、内子、五十崎、小田の各支部長と一緒に前町長にお願いに行き、町議を志すきっかけとなった動機の一つです。事業所支援だけでなく、町民の支援にもなり、去年、一昨年と双方から感謝の声をいただく度に、内子の為、町民の為にもっとがんばろうとそういう気持ちになります。開始当初、近隣市町も同様の支援はしていたものの、2,000円に

対して2,500円と還元率25%のものばかりの中、内子町だけが還元率50%。県の商工会青年部の会長や他の地域の青年部長から「内子町はすごい。」「うらやましい。」と言われました。それに続くように大洲市も還元率を50%にして、さらには年に2回の実施。今では「大洲は良いな。」「内子はなんで年2回してくれないのか。」といった声を逆に聞きます。昨年からそういった声を聞いていたので、年2回の実施はできないのかと質問をさせていただいたわけですが、「財源に限りがあり、他の政策なども含め、検討したい。」とお答えをいただいたかと思います。そこで、今年度当初予算の際に2回分の予算確保や、他の政策の検討はしたのか伺いたいと思います。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） がんばる内子のまち応援チケットは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けている事業者の売り上げ増加を目的とした支援策として、令和2年度及び令和3年度に各1回実施させていただきました。今年度につきましても、内子町商工会が事業主体となり、3回目となる「応援チケット」事業を実施することとし、8月1日から販売が開始されているところでございます。「今年度、2回分の予算確保はできなかったのか。」とのご質問でございますが、今年度については、過去2回の事業実績を踏まえて、前回実施時の1.5倍にあたる3,000万円の予算を確保し、町内の取扱店舗において、3万セットの販売を見込んだ事業としております。また、事業の実施につきましても、チケット等の準備や周知に係る期間、取り扱い店舗の募集や受付に係る期間、今回ですと6カ月の使用期間、その後の換金等に係る期間がそれぞれ必要でございます。その点からも年1回の実施が適当と考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 令和2年、令和3年の実績を踏まえて1.5倍という予算の確保、町民支援、疲弊した町内商店街の支援などについては、すごいありがたいことではあるんですが、商工会職員が事業所等に対する声の聞き取りというのは、今までしておりますか。事業所などから今まで1回もそういう成果についての確認をされたことがないという声を聞いております。その点どうでしょうか。

○商工観光班長（大田陽市君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大田商工観光班長。

○商工観光班長（大田陽市君） ただいまの城戸議員のご質問にお答えします。商工会の方では、大変好評であるということで事業者の方からもお話を伺っており、商工会自体も聞き取りをして、事業の継続に前向きに取り組んでいただいているところです。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 商工会職員の方は聞き取っているみたいな感じですけど、今まで1回も来

てないっていう店舗も多いんですよ。理事会とか、そういったところの理事さんが集まった際に、いいことだな、助かるなという、そういった声が出てるのはもう現に僕も理事やってた時に聞いたんで、わざわざ足を運んでまで確認してないのかなと。そういった一部の声しか拾っていないのかなというのも考えられます。それが、つい先日、今までこの2年来てないよという声を聞いたんで。なんで、実績を踏まえてどうやって実績を踏まえたのかなと。毎回完売になるから悪いことじゃないのかなと思って1.5倍にしてもらったのかなとか、そういうふうな捉え方をちょっとしてしまうんですが、実施した際の実績の確認や、次に生かすような方法として、聞き取ったりだとか、これはもう今回のこの町並・地域のうちこの応援チケットだけじゃないと思うんですよ。町政全般に関してですね、聞き取ったりして、次に生かす修正していくということも必要ではないかなと思うんですけど、そういったことっていうのは、するようなことはないんですかね、要綱であるマニュアルであったりとか、そういったものっていうのは存在しないんでしょうか。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 畑野町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 取り扱いについての要綱は存在いたします。それから聞き取り等につきましては、この事業について個別にすべての事業者の方に聞き取りはしておりますが、先般、創設いたしました、はじめるつなぐ商工活性化支援補助金等では、アンケート調査、それから実際に店舗を訪れての聞き取り、状況の把握等に努めております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） そういったアンケート調査などをして、本当に必要なところであったりとか無駄を省いていったりとかできるようなことになってくると思うんで、もっと町民の声も聞いて、町政というものも考えていただけたらと考えます。

次にですね、令和3年度の子育て世帯臨時特別支援事業が国の施策として打ち出された際には、10万円支給の内、5万円の現金と5万円のクーポンでの給付が当初言われておりましたが、クーポンにした場合、莫大な経費が掛かるという批判が世間を賑わせ、全額現金での給付も可と変更になったかと覚えております。12月9日の全員協議会の説明資料を見返したのですが、その時の説明ではクーポンにした場合には1,500万円ほどの経費が掛かるとの説明がされております。私は、その時に「経費が掛かるのは分かるが、冷え切った内子町の経済対策、消費還元という点でも、地域クーポンにしてはどうか。」と質問をさせていただいたかと思いますが、その時、町長から「経費が余分にかかるなどのことから現金給付にさせていただきたい。」という答えだったように覚えています。それが半年後の6月全員協議会で内子町生活応援商品券給付事業、もう配って昨日から利用開始になっている500円のチケットのやつですね、についての説明があった際にクーポンでの給付と言われました。システム整備費、商品券印刷、簡易書留による郵送費などで事務費として809万8,000円の経費がかかるという説明がありました。前回はあれだけ現金給付にこだわりながら今回はクーポン。世間が騒いだから現金給付にしたとしか受け取ることができません。内子のまち応援チケットというのは大変好評で、2年間の実績とベースが有るも

のを使えばよかったのではないかと。応援チケットでは町民全員にという事にはなりませんが、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使ったもので、全員に何らかの形で給付しなければいけないものではないはずです。子育て世帯への給付では、町内の消費還元に関がらなかったなど、いろいろ失敗があったから、今回は経費が掛かっても、クーポンにしたのかと考えられますが、背景や理由をはっきりわかりやすく町長に説明していただきたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 城戸議員の質問に答弁をさせていただきます。質問の通告書の方には応援チケットとの比較ということでご質問をいただいておりますので、それをベースにお答えをさせていただいたらというふうに思います。がんばる内子のまち応援チケットにつきましては、プレミアム付きチケットを販売することにより、町内の消費喚起を促進し、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けている町内事業者の振興を目的としておこなってまいりました。一方、生活応援商品券は、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、原油価格の高騰であったり、また物価上昇により影響を受けた町民の家計を支援することを主な目的としてございます。プレミアム付きチケットを購入するためには原資が必要となりますけれども、町民の中にはその原資を負担することが困難な生活困窮者の方もおられることが考えられます。また、原油高・物価上昇については、すべての町民が影響を受けてございます。これらの状況を鑑みて、すべての町民に等しく支援することが必要と考えまして、町民一人当たり1万円分の商品券を給付することといたしましたのでご理解をいただければと思います。よろしくお願いします。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） プレミアムチケットは、あくまでも事業所の支援で、今回は家計の支援ということですが、家計の支援ならなおのこと、現金給付1万円、どこでも使っていいですよという方が、家計の支援になると思うんですね。今回の地域クーポンということは、地域の事業所もやっぱり支援、地域で還元してくださいねということで、地域のへの還元・消費もやっぱり考えてるわけじゃないですか。ちょっと、その点で家計の支援っていうのだけでも通らないのかなと一貫性が感じられないと思っております。前回は現金で、今回はお金がかかってもクーポン、確固たる信念があり、経費がかかっても、クーポンを支給したのではないかと考えるんですが、そこら、なぜ経費がかかってもクーポンにしたのかっていうところの説明をお願いします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） まず最初の令和3年度末に行いました臨時特別給付金の児童1人当たり10万円を給付させていただいた事業ですけれども、あれにつきましては昨年末、12月に国の方が制度設計をいたしまして、年が明けて後に、これが自治体におりてきまして、あそこからということになったわけですが、使い道の主な目的といたしましては、当時例えば進学

でありますとか進級、そういったものに備えた学用品等を買揃えていただきたいといった趣旨がございました。で、その時期から、クーポン券等を作成しておりましたら、もちろん経費もかかることはもちろんですけれども、時期的に間に合わない可能性も出てくるといったことがございまして、現金給付とさせていただいた側面もございます。今回につきましては児童1人当たり10万円の時に比べまして、それほどタイトなスケジュールでございましたので、どうせ行うのであれば、例えばそれが貯蓄に回ったりとかですね、或いは、それが町外に還元していくことのないような商品券という選択肢を選ばしていただいた次第でございます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 前回の現金給付10万円。それはもう貯蓄に回った分はないと。あれはあくまでも子どもの進学だったり、教育に使ってくださいねというふうな感じで現金給付だったと思うんですよ。そこはもうすべてしっかりと教育に使われており、なおかつ内子町にはそういったところ、学校の教育品学用品などで使えるような店がないから、町外で使えるような現金にしましたというようにとり方にもなってしまうわけですよ。地域還元も含めた対策で子どもの物、商品券に使ってくださいねっていうのであれば、限定的なクーポンにした方が、やっぱり教育だけに使ってもらえる10万円だったのではないかなと思うわけです。そういったところの答弁なんかこうやって聞いているとですね、年末、世間を騒がしたから、世論を気にして、こっちも現金にしますと。周りがしているのに内子町は半分、半分にしてしまったら、何で内子はしたんだっていう声上がるから、もう10万円現金にしたのではないかなというように推測までしてしまうんですよ。前回はいくまで経費もかさむことから、約1,300万ですかね、経費もかさむことからという説明があったわけですよ。約1,500万ほどの経費がかさむという説明があったわけですよ。今回の経費809万8,000円は微々たるものだと感じておるのか、答弁をお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） これはですね、当時の10万円の時にはですね、しっかりと全協でもご説明をさせていただいたつもりです。あの時にはですね5万円現金、5万円商品券という案がございました。それを検討した時にですね、まず町内で商品券をですね作って、それで買い物子どもたちですね、準備。例えばランドセルでありますとか、いろんな学用品がありますけれども、そういうものを町内のお店で買っていただくことの検討も当然させていただきました。一方ですね、やっぱり保護者の皆様は、自分でいろんなもの商品を選ぶのも、いろんなところで比べて買いたいというご意見もございました。一方ではですね、やっぱりそのしんどい状況なんだから、早く支給をしてくれというご意見もございました。いろんなことを考えた中でですね、その全協の中でも、そういったことをすべて説明をさせていただきました。で、議案として出させていただいたと、議案としてといいますかね、お認めいただいたということでございます。ですのでそれについてはですね、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。今回のですね、1万円の各それぞれ1人当たりの給付でございますけれども、これは先ほど来、

申し上げますようにですね、ロシアのウクライナ侵攻でありますとか、円安の影響でありますとか、そういうことであってすべてもう物のすべてがですね、影響を受けてるわけですよ、今も。ですのでそれを考えたときにはですね、いろんなところの業種とかいろんなことの部分的なスポットではなくて、9,600万円の臨時交付金が来たということではありますが、1億6,000万ぐらいですかね、人口で言えばね。ですからそれについて、1人当たり1万円をしっかりと商品券でお配りをして、商品券の配りするということはそれで物が買えるわけですよ。だから、1万円分については給付したと同じになるわけですよ。ですので、一方ではやっぱりコロナの物価高ということとあわせてですね、消費の喚起ということもありますので、そういうことで先ほど言いました時間も若干取れますんで、今、9月から使えるようになりましてけれどもね、それでしっかりと今言ったような物価高とかそういうのに対応していただこうということで決めさせていただいたわけです。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） しんどい状況だから現金を早く、年末決まって1月末ぐらいですかね給付したと。12月末かにしたと言われましたが、そのあとですね、ウクライナ侵攻が2月末に始まってですね、もう、町民、国民の生活がしんどくなったのは、9月じゃないんですよ。もうすでに6月の全協で出した時にはもうすでにガソリンも上がってましたし、物価も上がっておりました。そうするなら、やっぱその時に素早い対応で、現金給付というのが、今の説明を聞くと、納得できるわけなんですよ。前回現金にこだわって、今回クーポンで発行するという時点で経費がかさんでもクーポンにしたという、どんな説明をされてでも、納得する説明ってのは多分できないと思うんですよこういったものっていうのは。今後こういうふうなことがなく、経費がかかってでも地域経済を回すことを優先するのかですね、経費をなるべく少なくして、税金の使う額というのを減らそうとして現金給付、素早い給付にするのかとかですね、どちらかやっぱ1本にしないと、もうぶれているのかとか決断力がないのかと、世間の声を気にし過ぎてないのかというような声を聞いてしまうわけですよ。そういったところを考えながら、しっかりと説明できるような施策をしていただきたいと思います。

もう最後の防災の方の質問に移りたいと思います。西日本豪雨災害から4年が経ち、6月の知事定例記者会見では道路等の災害復旧は完了していると言われておりました。西日本豪雨災害では線状降水帯が発生し、50年に一度の災害と言われておりましたが、その後、毎年のように国内のどこかで豪雨災害が発生しております。がん保険のCMで万が一ではなく、2分の1ですと言われてるように、線状降水帯による豪雨災害は50年に一度ではなく、普通の事であり、不謹慎であります。今年も内子では起こらないで欲しいと心配しております。国土交通省が運営するハザードマップポータルサイトでも、内子、五十崎の中心地域は洪水の想定される地域となっており、そのような地域に本庁と内子分庁があり、災害発生時の対策本部を設置する場所としていかなるものかと感じております。何で情報を得たのか忘れましたが、岡山県の西日本豪雨災害での被災地をハザードマップと重ねたところ、80%該当していたという事で、ハザードマップを活用した防災に取り組む必要があると私は感じておりますが、令和3年度6月定例会の答弁で、

「本庁及び内子分庁舎については、浸水想定区域の中に位置して有るが、地震など洪水以外の災害への備えなどはできている。そういったこと、財政的な事情等もあり、現在のところ建て替えの予定はない。」との答えでした。8月27日には、愛媛県総合防災訓練が内子で実施され、町長は「防災・減災についてしっかり考えていく必要がある。」といったような挨拶をされたかと思います。豪雨災害や南海トラフ地震に対して、発生するととらえているのか、ハザードマップに対する認識について、町長に伺いたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 城戸議員さんのご質問にお答えいたします。ハザードマップに対する認識と運用についてということでございますけれども、ハザードマップと申しますのは、自分が住んでいる地域におきまして、台風でありますとか、大雨、地震といったさまざま災害が発生したときに、どこにどんなリスクがあり、またどこに避難所があるのか。その場所を表示して、どこに避難したら良いのか、そういったことを地図上に情報としてまとめて示したものでございます。災害への対応ということで大切なことのひとつと致しまして、リスクを認識し、災害や防災への意識を高め、備えるということがあろうと思います。ハザードマップを平時から確認をいただき、災害が発生しても被害を軽減するために、また防災対策にご利用していただきたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） ということはですね、ハザードマップは、浸かる可能性があるよといったような感じで、避難所もここも浸かるような感じですよといったような捉え方をして、そこに避難をするより別の場所に避難をしましょうねと言った感じの活用で使ってくださいというような認識でいいんですか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 先ほど申しましたけれども、やはりリスクを認識すること。そして、そこから意識を高めて、防災、減災に努めていく。そういった備えが大事だろうというふうに思っております。その備えと申しますのは、やはり一つには、ソフトの面での研修会や学習会そういったものを開催すること。またそれに参加していただき、知識を蓄えること。そして訓練を行い、体験をしていただいて、体感をしていただくこと。そういったことが大切だろうと思います。一方では、これ個人レベル、また行政レベルの問題ということになると思いますけれども、備蓄品などを充実させていたり、或いは社会資本そういった道路でありますとか、橋でありますとか、建物でありますとかそういったところの長寿命化、更新、そういったことを行っていくと。また、先の防災訓練でも、県知事が成果として申し上げておりましたけれども、広域的な連携、また最先端技術、最新技術の導入、そういったことにつなげていくことが、大切なことであろうと思ひまして、今ある現状をしっかり認識していくということが根底にあるんだろ

うというふうに思っています。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） ではですね、土砂災害であったり、崖なんかの崩落の危険性があるなどの認識をして、その向上する選定としてはハザードマップの活用というのはされていますか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） このマップと申しますのは、浸水想定区域にいたしましても、また、土砂災害計画区域にいたしましても、県が指定したものを町が水防法、或いは土砂災害防止法に基づきまして、マップ化するものでございます。ですので当然、そのところは行政としては認識してございますので、そういったところを中心に事業を実施しているといった状況でございます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） では、本庁舎や分庁舎が水害に遭わない水没地域から逃れるような護岸工事、堤防工事などというのは計画しないのでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 現時点でということになりますと、そういった計画はございません。ただ、確かに議員さん言われる通り、本庁舎、或いは分庁舎ともに浸水想定区域にございますので、そのリスクを認識してですね、それにしっかり職員についても応えていく。本庁から分庁への有事の際の移転、或いは分庁から小田支所への移転、そういったことを図上で或いは訓練でおこなっていき、連動を高めることによってですね、そういったことにも対応していきたいというふうに思っています。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 小田庁舎への移転と言われましたけど、小田庁舎に行くまでの道って言うのって、崖崩れしません。現に崖崩れしておりますし。そういったところで、もう絵に描いた餅というか、荒唐無稽な考えをされているのかなというのを感じられるんですよね。今回、防災についていろいろ調べてたらですね、避難所である学校であったり、庁舎であったりってのは広い地域が必要だから、購入の際に、単価を抑えられるように、危険な場所に立っていることが多いというような書き方をされてるところもあるんですよ、災害に対して。そういったのも含めて認識をしていただいて、人命よりお金が優先なのかどうかという話になってしまうんで、人の命はお金で代えられないと思うのであれば、避難所の選定を変えるであったり、水没地域になるんだったら堤防工事をするであったり、そういったことに取り組んでいただかなければ昨年からですね、

ちょっとハザードマップとかそういう防災に対して、ちょっと認識が甘いのではないかという感じ方もします。不動産価値が下がるという理由でですね、ハザードマップを活用していない自治体っていうのが、多いみたいです。内子町もそうではないですか。ハザードマップを活用してそれは県が作ったもの、県が出したもので、水没地域でって言われましたが、それに沿ってやってはいますけど、内子町としては認めていないので、ここは水没地域として考えていない建築許可もおろしますよ、だから高いお金で資産が維持できてますと。個人財産が下がってしまうわけですよ。今、内子町内のほとんどのところが、家建ってるところの、今の土地なんかっていうのが大洲の西日本豪雨の災害なんか見たら今、水没地域っていうのは、かなり価値が下がってるわけですね。それを認めた運用にしてここは浸かりますよと町が発信してしまうと、当然、資産価値が下がると思います。そういったことは、やはり資産価値を下げてしまうがために、控えているという捉え方になってしまうんですが、その点そういった考えではないということでもいいですか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 資産価値が下がってしまうので隠しているのではないかとかですね、そういったことのご指摘だろうと思うんですけども、決してそういったことではございません。またこれ不動産業的に言いましても、当然そういった取引があるときには、そういったリスクがあることは公表しなければいけないのが義務づけられております。我々も、こういったものを決して隠しているわけではなく、ホームページも掲載しておりますし、学習会、研修会等でも生かさせていただいております。そういったリスクがあることによって価値が下がるということと、地域の魅力を高めるってのは別の問題として考えなければいけないのじゃないかなというふうに考えております。例えば道路整備をする、緑化をしていく、そういったことで、地域の魅力を高めていく。また、地域の皆さんが防災意識を高めることによって地域の魅力を高めていく。そういった視点が必要ではないかというふうに思っております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 国交省が運営している重ねるハザードマップですね、そういったものを見てですね、移住先の選定にしているというのも結構、選択の一つに大きな決定の理由の一つになっているようなので、移住先として内子を選んでもらうなら、ハザードマップを小さくするような工事をしたりですね、そういったこと、もしくはハザードマップで入っていないところを宅地開発していくとか、そういったことも考えていかないと、ハザードマップで言うたらこの辺、水没するけど内子来てくださいねっていうような問いかけして、来てくれると思いますかっていうことなんですよ。しっかりと、先ほど資産価値が下がるそういったことは考えていないっていうのであれば、今住んでいる人たちの命を守ることと考えて、お金を投入するしかないと思います。公共工事として。今のハザードマップの運用、このまま内子町の両方の庁舎が浸かりますよという状況を放置している、お金がないから放置しますという考えのお答えをいただいたらですね、先ほども言いましたけど、人命よりお金なのかとしか言わざるをえないわけですよ。そういった

ことも考えて、今後の工事であったり、どちらかの庁舎の移転であったり、そういったものを検討していただきたいと思います。以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地幸雄君） 午前中の一般質問はここまでとし、休憩します。午後1時20分から再開します。

午前12時09分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、塩川まゆみ議員の発言を許します。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 議席番号2番、塩川まゆみです。過去最高の感染者数を日々更新する第7波にありながら、迷走する国の感染症対策、総理経験者でもある要人の暗殺という衝撃の事件に端を発して、次々と明らかになる政府と旧統一教会との不適切な関係、止まらない物価上昇は、今年に入っただけで2万品目を超え、9月だけでも2,424品目、来月10月には、6,500品目以上の記録的な値上げが控えているという帝国データバンクの発表もあり、こうやって並べるとつくづく政治への信頼というものが根底から揺らいでいるとんでもない状況でございます。しかし、この内子町内で、毎日言葉にならないほど美しい山や川や木々の様子、刻々と移り変わる空と雲などを眺めておりますと、浮世のあれこれがささいなことに思えてきて、いろいろあるけど大丈夫、何とかかなりそうなという気がしてくるから、不思議なものでございます。本当に自然というのは、尊くありがたいものだとしみじみ思います。さて、9月定例会にあたりまして、通告に従い、私からは2点質問させていただきます。

まず1問目、原発事故における国の責任を否定する判決についてお伺いいたします。2022年6月17日、東京電力福島第1原発事故で避難した住民たちが、国と東電に損害賠償を求めた4件の訴訟の上告審で最高裁第2小法廷は、実際の津波は想定よりも規模が大きく、仮に津波対策が講じられていても、事故が発生した可能性が相当あるとして、国の責任がないとする統一判断を示しました。4件の訴訟は、福島、群馬、千葉、愛媛の4県により起こされたもので、群馬を除く3県の高等裁判所では、国の責任を認めております。また、国の責任とは別に、東京電力の責任はすでに確定しており、約3,700人の原告へ総額約14億1,000万円の賠償が2020年3月2日に最高裁で決定しております。しかし、今回の国の責任を問う裁判においては、裁判官4人中3人の多数意見で、国の責任が否定され、唯一、三浦守裁判官が、原子力安全保安院と東電が法令に従って真摯な検討を行っていたら、事故を回避できた可能性が高いとして、国の責任を認める反対意見を出しました。原発政策は、国が決定し、地元電力会社が実施する国策民営の形で、これまで推進されてきました。過去の原発における当町議会の会議録をひもときましても、例えば平成27年6月定例会において、伊方原発の安全性についての答弁では、国に徹

底的に申し入れなければならないとして、安全性に対する責任が一義的に国にあるという前提で、これまで町としましては、伊方原発の再稼働を容認してきたと推察いたします。避難計画も、まず、国の中央防災会議の防災基本計画により規定され、国、自治体電力事業者等がそれぞれ実施すべき事項と、原子力規制委員会の原子力災害対策指針に基づいて、県、市町村の防災会議が、内閣府原子力防災対応の支援を受けながら、地域防災計画、避難計画を作成するものであります。その実施においても、国と県が主体となり、また、支援して行われます。内閣府の原子力防災ホームページには、国による自治体支援の具体的内容として、計画策定当初から、政府がきめ細かく関与する、国が前面に立って、自治体をしっかり支援するなどの文言があります。中村時広愛媛県知事は、平成27年、2015年9月14日の伊方原発に関する知事メッセージの中で、「原発の再稼働は、政府のエネルギー、原子力政策に基づいた対応であり、政策を推進する責任は政府にあること。万が一事故が起きた場合には、関係法令に基づき、責任を持って対処すること。伊方原発の再稼働にあたっては、国が最終責任を明言しない限り、同意できない。」との考えを示しました。これを受けて、同年10月6日に開催された国の原子力防災会議において、当時の安倍総理が原発については、「何よりも安全性を最優先させます。原子力規制委員会が科学的技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発について、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めるというのが、政府の一貫した方針であります。このような政策を推進する責任は政府にあり、その上で、万が一、原子力発電所の事故が起きてしまい、災害に遭ってしまうような事態が生じた場合、国民の生命、身体や財産を守ることは、政府の重大な責務であり、責任を持って対処して参ります。自治体を最大限支援し、全力を尽くすことはもちろんであります。」と明言し、中村知事は、この発言を根拠に再稼働を承認しました。今回の最高裁判決によって、現行法では、想定外の災害に伴う原発事故について、国が責任を負わないという姿勢が明らかにされたわけであり、知事の2015年の再稼働判断の根拠が覆されたことになります。この件についての中村知事のコメントは、私の探した範囲では、現時点では見つけられませんでした。県議会の9月定例会で何らかの言及があるのではないかと期待しております。さて、大変前置きが長くなりましたが、そこでUPZ圏内の自治体の一つとして、今回の判決をどう受けとめるか、改めて町長の見解をお伺いいたします。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えいたします。福島第1原子力発電所の事故で各地に避難した人などが、国と東京電力に損害賠償を求めた訴訟において、最高裁判所は「実際の津波は想定より規模が大きく、仮に国が東京電力に必要な措置を命じていたとしても事故は避けられなかった可能性が高い」として、国に責任はなかったとする判決を出したことにつきましては、裁判官の中でも意見が分かれるなど、様々なご意見があることは承知しております。そのような中、当事者でなく、また専門外の立場から判決について言及することは差し控えたいと思いますが、内子町といたしましては、判決や現在の再稼働の状況の如何にかかわらず、また、町内でのUPZ圏内外によらず、原子力災害に対し、避難についての学習や訓練など、町民の皆様

のご協力を得ながら、取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。3月定例会でも、この原発災害の避難訓練の実効性について、この場で質問させていただきましたが、今、町長もおっしゃられたように、原発の運用にあたっては、とにかく何よりも住民の生命と安全が担保されなければなりません。今回の最高裁判決が、今後の住民訴訟、また安全対策、防災計画において、何らかの影響を与えてくる可能性は否定できませんが、そこを注視しながら、立地自治体に隣接する、また直接の事故の影響を受け得る可能性のある自治体として、国にどんどん今後もですね、要望等、町としての意見を力強く発信していただきたいと思います。

続きまして2つ目、内子町のより包括的な環境政策と持続可能な林業についてお伺いします。内子町においては、2020年策定の「第2期内子町総合計画」及び2015年策定の「第2次内子町環境基本計画」に基づき、環境保全事業や森林整備事業等に取り組んでいますが、近年、気候変動等の影響により、自然災害はますます激甚化しつつあり、森林整備や林業振興の取り組みにおいても環境の持続可能性や防災等の観点から再検討する必要があると考えます。第2次内子町環境基本計画は、平成27年度から令和6年度までの10年間となっており、その計画策定の背景の中にも「第1次環境基本計画策定から7年が経過し、環境を取り巻く状況は大きく変化しました。地球温暖化の影響と考えられる異常気象や局地的な豪雨が頻発し、手入れのされていない森林や農地の環境保全機能の低下と合わせて大規模な災害を引き起こすようになっています。」とありますが、第2次計画策定からの8年間のうちにさらに自然災害の頻度と規模は共に拡大し続けております。これもまた計画策定の平成27年当時とはまた大きく状況が変化してはいるものと考えます。同計画では、「エコロジータウンを目指す3つの戦略として（1）エコロジーとエコノミーの融合、（2）選択と集中、（3）決め手は担い手という3点が挙げられています。以下、職員の皆さまはご存知のことと思いますが、改めてこの場で読み上げさせていただきます。

（1）内子町を目指すエコロジータウンは、エコロジーとエコノミー（経済）の融合（エコ・エコ）を目指すものです。具体的には、環境で稼ぐよう新たな仕組みや経済的手段の導入を検討するとともに、町民の雇用や所得増加につながる環境関連の起業やコミュニティビジネスを推進します。（2）環境まちづくりは、身の回りのすべてに関わるといってもよく、広範な分野にまたがっています。さらに、高齢化や人口減少により活動できる人材が限定される中、1人にかかる負担が大きくなることが予想されることから、町民や職員の負担を必要以上に増やさないために、選択と集中による効率的な取り組みを目指しますとあります。（3）の部分は割愛しますが、今改めてこの2つの戦略を振り返りますと、やや現状と合わなくなっているのではないかと感じるものです。2020年9月に発売された、東京大学大学院総合文化研究科、教養学部准教授、斎藤幸平氏の著書『人新世の「資本論」』はベストセラーとなりました。その中で斎藤氏は、「もはや環境保護と経済成長は両立しない。」「環境保全と経済成長のバランスを考える持続可能な経済成長では解決に間に合わないほど、地球環境は危機に瀕している。」と主張しています。その実現のために「資本主義的な利益最大化のための合理化という価値観」から、「万人の繁栄と持続可能

性に対して合理化する価値観」への転換を提唱するのですが、この視点から先ほどのエコロジータウン戦略を見た場合、「環境で稼ぐよう新たな仕組みや経済的手段の導入」や「町民の雇用や所得増加につながる環境関連の起業やコミュニティビジネスの推進」という点、もちろんそれが必要なことには十分理解するものでありますが、「環境で稼ぐ」という前提そのものがもはや成立しないほど、気候変動に伴う環境危機は危険な局面まで来ているのではなかという認識もまた必要なものではないかと考えるものであります。岸田首相は、2021年9月の自民党総裁選で「新しい資本主義」を掲げ、その内容はその当時は明らかにされませんでした。おそらくは成長重視の路線から分配重視、資本主義的な成長一辺倒ではない政策を念頭におかれていたのではないかと世論にも受け止められていたと思います。今年5月に明らかにされた内容は、打って変わって、投資中心になっており、結局のところ成長路線を踏襲していて、どこが新しい資本主義なのかはよくわかりませんが、それは余談としても、とにかく地球環境の持続可能性を考えたときに脱成長というのはキーワードになっているわけです。林業をめぐる今日の状況は厳しく、ウッドショックで多少上向いたとはいえ、人口減少が今後確定している国内においては、材木に限らずあらゆる市場が縮小していきます。これまでのようなイメージでの「産業振興」「経済成長」は実現できないと考えるのが妥当であり、そのような条件下で「エコロジータウン」とはなにか、エコロジータウンの在り方について次回令和7年からの計画策定時には大きな見直し、再検討する必要があると考えます。ノーベル賞にもっとも近い経済学者と言われた宇沢弘文氏は、豊かな社会に欠かせないものとして「大気、森林、河川、水、土壌などの自然環境、道路、交通機関、上下水道、電力・ガスなどの社会的インフラストラクチャー、教育、医療、司法、金融制度などの制度資本」を「社会的共通資本」する理論を提唱し、これらを国や地域で守っていくこと、市場原理主義に乗せて利益をむさぼる対象にしないことで、人々がより安心して生き生きと暮らしていけると考えていました。大変長くなりましたが、まず1つ目の質問です。

森林整備や林業振興においては、農林振興課、環境政策室、建設デザイン課、小田支所など、さまざまな事業が実施されていますが、これらはすべて町内の森林環境が良好に保全されることが大前提となっております。内子町の環境政策においてもこれまで述べてまいりました、「社会的共通資本」という視点を取り入れ、森林保全の取り組みを今後さらに重点的に拡充していく必要があると思いますが、いかがお考えか、お伺いします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 社会的共通資本としての自然環境における森林は、木材生産のほか、動植物の生物多様性の保全、渇水や洪水を緩和する水源のかんよう機能、二酸化炭素の吸収、地球温暖化防止、地球環境保全機能など多面的な機能を持っています。内子町には約2万3,000haの林野面積があり、その内、約53%の1万2,300haが植林された人工私有林で、人の手による整備が必要な森林となっています。整備されず放置された人工林は、公益的機能が十分に発揮できず、災害などのリスクが高まっています。内子町はこれまで、町内の未利用材を活用した木質バイオマスによる環境保全や、災害防止や温室効果ガス排出削減目標の達成を図るために創設された森林環境譲与税を活用し、未整備森林の意向調査や林道の整備、維持管理

などにも取り組んで参りました。今後も、冒頭に述べました森林の持つ多面的な機能を生かすために、森林の環境保全にしっかり取り組んで参りたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 森林環境の保全にしっかり取り組んでいくとの答弁大変心強く聞かせていただいたんですが、続いて2つ目です。

総合計画43ページから45ページの「3、私たちの課の仕事」の表を改めて眺めてみますと、各課の個別事業、もちろんそこに列記されているものがすべてではないのですが、先ほどから述べてきたように、地球そのものの持続可能性と考えた場合に、環境問題へのアプローチも変化せざるを得ない中、このような観点からも山林環境の保全事業を中心となって担うのはどの部署になるかというのが、いまひとつ見えてこないような印象を受けます。農林振興課はあくまで「振興」なので、先ほどのエコロジー、エコノミーでいうところのまさに稼げる林業、稼げる環境的を目指す事業が中心になるのは当然のことです。本来ならば環境政策室がその中心となるようにも思えますが、その中で言えばして、「4、エコロジータウンとしてのレベルアップ事業」が該当するのかなとも思いますが、ミライ5の「環境危機に行動するまち」の主な取り組みとして自然生態系の保全も環境政策室の担当となっており、「内子ならではの生態系を保全するための生き物指標づくり、お宝スポットの選定と保全プラン」というのがありますが、仮にもエコロジーを前面に謳う自治体としては、内容ともにやや物足りないと感じられます。森林環境学や林業についての高度な知見を有する専門員の配置、あるいは町長直轄のワーキンググループ設置なども含めた業務分掌の見直しや組織再編の可能性があるのでどうか、お尋ねします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 内子町の森林整備事業については、内子町森林組合や愛媛県並びに肱川流域林業活性化協議会と意見交換や協議を重ねながら、さまざまな施策を進めております。特に、肱川流域林業活性化協議会は5つの市町で構成され、5つの部会があり、専門職の方も構成員になっておられますので、森林整備に関する専門的な指導・助言は、こういった方々から受けることができますので、町独自の専門員の配置、また町長直轄のワーキンググループの設置、組織の再編、事務分掌の見直しは、今のところ考えておりません。ただし、先ほども答弁しましたように、今後、より多面的な機能を生かすための森林整備を進めていく上において、従来の組織や人員だけでは事業が進まないことも十分予想されますので、議員ご提案の点は可能性としては全くゼロではないと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ただいま肱川流域林業活性化広域の団体から専門家等の助言が得られ

るとのことでしたけれども、これはどの程度の頻度で、どの程度関わっていただいているんでしょうか。例えば、定例会のようなものがあるのか、内子町で何かその問題が起きたときに、例えば呼んでいただくような体制があるのかどうか、お尋ねします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） 肱川流域林業活性化協議会につきましては、定期的に部会を開催しております。部会の内容につきましては、水源林整備基金部会とか、木材加工流通部会それから林業担い手機械部会など様々な部会がございます。そのメンバーといたしましても、愛媛大学の教授とか、林材業の専門家の方、それから森林組合、或いは林研グループの方など専門的な知識のある方も、協議会のメンバーとなっており、定期的にこういった部会は開催されております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。町長直轄のワーキンググループや業務分掌の見直しについて先ほど質問させていただいたんですけれども、これやはり課長の答弁よりも町長が先ほども言ってますが、エコロジータウンとしての内子をどう考えるかという上で、町長のお考えをちょっと端的に聞かせていただきたいと思いますと思うんですが、町長いかがでしょう。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 森林整備、これはですね、本当に大切なことだというふうに思っております。まだまだですね、これは森林整備がそもそもできていないということはですね、例えば間伐が進んでいないということによってですね、大雨の際に根が張ってませんから、谷の方にずっとこう崩落をすとかですね、全国のテレビなんかでもよく見かけられますけれども、そういう状況にあります。水を蓄えたりですね、またそういう機能が著しく劣っているということになっておりますので、今、一生懸命ですね、間伐等の整備を山林の整備をですね、森林組合また各森林事業体、一緒になってですね、一生懸命やっております。毎年ですね、取り扱いの材積も増えているような状態でですね、若い子たちも入って森林整備を一生懸命やっているという状況であります。ただそれだけにとどまらずですね、やっぱりいろんな冒頭申し上げました、山には動植物がいたり、或いは貴重な生物があったり、いろんなそういう状況にあると思いますし、またCO2の吸収とかですね、いろんなことを山はしてくれております。そういうことがあってですね、これはやっぱり山林というのはですね、やっぱり国民すべてがしっかりと山林に向き合ってますね、整備をしていかんといかんというようなことで、森林環境譲与税というのができました。おそらく2年ぐらい後からですね、1人当たり1,000円というお金をですね、税をいただいているということになっているようでございますけれども、いずれにしてもですね、国民一人一人が山に目を向けて、そして、きちんと整備をして、健康な山を作っていきたいということで、それはあらゆる、先ほど言われたようなことですね、そういったことをやっていこうということで、やっております。そういう中でですね、どうしても基本的には、森林の整備に目が行きがち

なんですけれども、環境の方ではですね、今もいろんな教授の皆様からご意見もいただきながらですね、山林と山林の環境についてもですね、行動を勉強しております。そういうことで庁内でもですねそれは連携をとってやれますので、どうしても一つのセクションでないと動きにくいとかですね、そういうことの不具合が多数出てくるということであれば、そういう組織の改編とかいうのもですね、当然考えていかなければならないと思うんですけども、私はですねそこまで現時点ではまだ行っていないのではないかなというふうに思っております。地球環境が大変なのはもちろん、それは同じ思いでございます。そういう状況ではありますけれども、今の段階ではですね、そういう状況に考えておりますが、将来ですね、やっぱりどうしてもそれは一体的な同じところですね、いろんなことを考えてやるべきだというふうに判断されましたらですね、その時にはそういう体制でまた臨んでいきたいというふうに思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。

続きまして3つ目、「内子町山並保全・活用計画 せんの森プロジェクト第3期行動計画書」についてです。内子町ホームページにも「せんの森プロジェクト」というコーナーがありますが、「山並保存・活用計画書」は今日確認したところ、リンク切れになっておりますし、「せんの森クラブ」の最終更新日は2018年3月26日になっています。行動計画書に掲げられた各活動内容について、現時点での進捗および成果についてお聞かせください。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋優治小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） 塩川議員のご質問にお答えします。内子町山並保全・活用計画「せんの森プロジェクト」につきましては、地域の人々と共に、小田深山の自然環境の質の維持と向上を図ることにより、内子町の財産である小田深山の価値を高めていくことを目的として、現在、平成29年度から10年間の第3期行動計画に沿った活動を行っております。この行動計画は、「保全」と「活用」といった2つの視点から構成されており、保全については、千年の森公園の維持管理や、自然環境に配慮した整備・保全活動を実施しております。森林整備については、本年度、千年の森、48.5haのエリア内6.2haにおいて、皆伐事業を行っております。皆伐後は、町民の皆さん、それから関係団体の方々の参加を募り、広葉樹の植林を行うイベントを計画しております。また、活用については自然観察会や散策、エコツアーの実施、住民が参加されております「せんの森クラブ」と連携した希少植物の保護や、清掃活動などを通して、小田深山ファンの拡大を図っているところでございます。計画の進捗・成果につきましては、小田深山溪谷遊歩道整備事業並びに、千年の森公園内の森林整備や林道等の維持管理によって、概ね3割程度の進捗と捉えております。自然循環の長いサイクルの中で、プロジェクトによる目に見える成果といったものは未だございませんが、これまでの活動の継続によりまして、森林環境の保全・活用について交流の裾野を広げつつ、小田深山の自然や生態系について理解を深めていただくことで、小田深山全体の山並み保全に繋げるよう努めたいと考えております。以上、答弁とさせて

いただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。とてもよいプロジェクトだと思うんですが、先ほども申しましたようにホームページがリンク切れになっていたり、ちょっと見にくい、探しにくいところがありまして、今後の例えば情報発信計画については、いかがお考えでしょうか。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 中嶋小田支所長。

○小田支所長（中嶋優治君） 議員おっしゃられます通り、ちょっと一般の方がその機会に触れようとした時にちょっとアクセスしづらいという状況があったかと思います。やっぱり森林に触れてみたいという思いがあった時に、触れやすい誘導しやすい、仕掛けづくりというのが必要になってくるかと思っています。現在そういったところの視点がちょっと欠けていたというふうに反省しておりますので、今後についてはそういったところの広報活動、リンク先も含めてですね、ちょっと改善しながら、町民の方をどんどん広げられるような形に改善していきたいというふうに考えております。以上です。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 先ほど事業の中に広葉樹の植林で数値6.2ヘクタールというのがありましたけれども、ブナ林再生への取り組みというのは、毎年何らかのプロジェクトという形で進行しているものなのでしょうか。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 中嶋小田支所長。

○小田支所長（中嶋優治君） 間伐とか皆伐につきましてはですね、せん年の森の維持管理から10年前からその都度やっておりますその年次計画とかですね、数値目標といったものがあるものではございません。今回、皆伐をするということですので、やはりそのあとの植林については広葉樹を植えていこうということですね、それも元々小田深山に自生していたブナから取った種をですね、町民の方ですとか職員が今ちょっと水やりをしてポット苗を作っておりますので、そういったものを生態系にも配慮しながらですね、一般の方も一緒になってそういった植えていただく機会を設ける。実際自然の中に身を置いていただいて、五感を通じてですね、感じていただけるという機会をちょっと通してですね、少しでもそういった森林にかかるですね関係人口の構築というのを図っていきなというふうに考えておるところでございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 4つ目、次に参ります。自伐型林業は持続可能な森林づくりや中山間

地域の地域創生への効果が大いに期待されているところであります。これまでの答弁の中にも出てきましたけれども、これまで林野庁は主に皆伐と再生林を中心とした林業政策を推進してきました。2020年7月に発生した熊本県の球磨川豪雨災害は、線状降水帯に起因するとされていますが、皆伐地と再生林を経た区域において崩落と土砂が多数確認されております。崩壊箇所の9割が皆伐所、作業道、林道で発生しているということが現地調査でも明らかになっており、また、2019年の東北の19号台風で10名の死者と1名の行方不明者を出した宮城県丸森町でも同様に皆伐地また林道の崩落などが土砂崩れと土石流の原因になったというのが報告されています。皆伐地から流れ出た土砂が林道に到達し、路肩や林道そのものの崩落を招いており、皆伐や路網整備により木の根の力が弱まり、斜面崩壊が加速し、そこに豪雨が重なると大量の土砂が流出する可能性があるということは林業学者や専門家たちにも指摘されているところでもあります。そのため、皆伐した区域の下に土石流のためのダム、砂防堰堤を作る必要が生じ、これがますます山の環境と生態系を損なう、そういう悪循環に陥るとの指摘もございます。自伐型林業は、このような大規模路網開設や皆伐型林業に比べて環境への負担も少ないとされており、自伐型林業を振興し、その就業者の移住促進事業を推進する自治体も全国にはあります。内子町における今後の自伐型林業の振興についてはどのようにお考えかお伺いします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 自伐型林業は、長期にわたる多間伐施業を大型機械を用いずにチェンソーや小型重機などで自ら行い、負担の多くなる皆伐や再生林の回数を減らして、残存する森林の価値を高めてことができるとともに、森林への負荷が少なく公益的機能を損なわず維持し、森林整備していくことができる、森林環境保全の面からもメリットのある林業です。また、森林組合への委託費用や大型機材の維持費用などが掛からないので収益を出しやすい経営で、低コスト林業としても注目されています。林業という業種だけにこだわるのではなく、中山間地域という特性を生かした農業との兼業、例えば地域住人が農閑期の間に参加できたり、リタイア世代がバイト代わりに参加したりという就業のハードルの低さもあります。自伐型林業の方には、中山間地域における多様な働き方のひとつとして地域を支えていただける存在でもありますので、町としてもしっかりと応援し、林業事業体と共に森林整備の一翼を担っていただきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。四国の愛媛県内の他の自治体にも地域おこし協力隊や若者の移住促進事業と絡めて、自伐型林業への新規就業を促す施策が実施されている自治体もあります。ぜひその点調査研究され、内子町での可能性についても前向きにご検討していただけたらと思います。

続きまして、5つ目です。8月19日の全員協議会の説明において、内子町における自伐林家は約100名ということでしたが、その活動実態や事業規模等については、どのような手法で把

握しているのでしょうか。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） ご質問の「自伐林家は約100人」というのは、内子町林研グループ員の概数であり、その数が自伐林家数とイコールになるものではございません。自伐林家と一口にいても、その作業や経営形態、規模は多様で、実際に自伐林家数を正確に把握することは困難であると考えていますが、活動実態や事業規模等については、木を伐採する際に届け出る伐採届や、木こり市場への出荷実績によってある程度は把握しております。また、新たに自伐林家支援事業を創設しましたので、今後は本事業への申請件数も実態把握する一つの指標になると考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 6つ目、最後の質問は通告書では自伐型林業への新規参入を希望する人や、既存の自伐林家に対する支援体制の現在の状況についてお尋ねしたかったんですけど、先ほど町長の招集あいさつでもありましたが、森林環境譲与税を活用した自伐林家支援事業と里山林整備事業というのが、今回新たに創設されますので、自伐林家に対する支援というのは、その2点になるのかなと思います。それでは今、この新規参入を希望する人にとってはどのような対応がなされているのかについて少しお聞かせください。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） 内子町では、本年度より自伐型支援事業を新設し、森林整備を行う個人に対し、森林整備に必要な機材であるチェーンソーや林内作業車、安全ヘルメットなどの購入及び林業機械のレンタル費用の支援を行うとともに、本9月定例会でも補正予算を計上し、ご審議をいただくこととなっております。この制度により、現在の自伐林家の支援や、新たな自伐林家になる人の確保と育成・支援につながると考えております。更に、新規参入希望者には、県が主催する林業人材育成事業がありますので、多くの方に受講していただきたいと思います。これらの制度を通して、少しでも山林への関心と経営への意欲が増し、町内の森林整備が進んでいくことを期待しています。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。今本当、町内でいろんな木工や環境に関するイベントは行っております。ワンツーツリーフォレストなどですね、子どもたちが本当に環境や、森林への関心を高めて、将来、もしかしたら林家になる可能性もあるし、とても素晴らしいことだと思うのですが、このような啓発イベントもいいんですけども、今この山林環境や林家を守

らなければ、10年後、15年後、これらのイベントで環境への関心森林の関心を高めた子どもたちが大人になる頃には、内子の山が場合によっては持続可能ではなくなっているかもしれないという可能性もあるわけです。内子町はその面積が7割とも8割とも言われますけれども山林で、大変豊かで貴重な、先ほど小田支所長の中嶋さんがおっしゃいましたけれども、本当にもう財産といえる環境であります。山は日本中どこにでもあり、観光や林業だけの点では差別化や収益化というのは難しいかもしれませんが、これまで申し上げてきたように、稼ぐことを主眼にするのではなく、真に豊かで安全な社会地域のために、この貴重な自然環境をいかに保全していくかということに、今注力していかなければなりません。子々孫々7代先の世代を見据え、他の自治体がまだやっていないような大胆かつ革新的な環境政策を推進してこそそのエコロジータウン内子だと思います。今後の事業を期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君）　ここで暫時休憩します。午後2時15分から再開します。

午後2時　4分　休憩

午後2時15分　再開

○議長（菊地幸雄君）　休憩前に続き、会議を開きます。

次に、向井一富議員の発言を許します。

○4番（向井一富君）　議長。

○議長（菊地幸雄君）　向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君）　4番、向井一富です。9月議会にあたり質問通告書に基づき質問させていただきます。コロナ対策としまして、なるべく手短に行いたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

まず、最初に教員の働き方改革について質問致します。先日新聞にも先生の勤務過酷との見出しにて紙面で取り上げられておりました。先生のなり手不足、退職されている先生も多いというようなことも耳にします。そんな中、先般、内子町出身で、子どもたち、保護者からも人気のあった将来有望な先生が命を落とされました。町内の学校に勤務されていたのではありませんでしたが、そこに至った原因はわからないとの事のようにでしたが、直前まで残業が続いていたとの情報も耳にしております。自分自身も若い時に、2か月間くらい深夜までの残業と、休日なしの日々が続いた経験があります。まさに、人格も気力も失われてしまいます。その先生も、そのような状態になっていたのではないかと個人的には推測しております。そうなる前に、誰かが手を差し伸べることができなかったのかと残念で仕方がありません。私の友人の子どもさんは、憧れの先生のようになりたいと、先生を目指し現在、立派に先生をしておられます。人生の節目、節目で先生の言葉を思い出し、頑張って来られた人もたくさんおられることだと思います。人生の中で先生の存在は大変大きなものだと思います。一人の先生の死によって、多くの子どもたちの未来に影を落とすようなことがあってはならないと思います。そのようなことは二度とあってはならないと、故人のご冥福をお祈り申し上げながら、質問に入らせていただきます。

まず、1点目、この2、3年の間に教育の現場も、普通教科に加えてプログラミング教育とか英語教育、ICT教育等が追加されて、先生の負担がなお一層増えている気がしますが、町内の教育現場はどのような状態にあるのかをお尋ねいたします。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 向井議員の教育現場での教員の負担の現状についてのご質問にお答えします。近年の教育現場における教育内容の変化は、平成29年度に改訂された学習指導要領の実施に伴うものです。新学習指導要領のポイントは、「主体的・対話的で深い学び」の視点から「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視しております。教育内容には、議員が例示されましたプログラミング教育、英語教育、ICT教育は、論理的思考力、コミュニケーション能力、情報活用能力等を育成する教育として位置付けられています。ご承知のとおり、時代はめまぐるしく変化しておりますので、それに対応しようと取り組んでいる学校現場の教職員の負担は増えてきております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 確かに業務内容が煩雑で、増えているというような答弁をいただきましてその通りだろうなと思っております。その中で特にですね、ICT教育についてはですね、教材とか言うのは、電子教科書があつてそのまま持ってきて、教室で使うのか、それとも先生によって、手づくりの教材を作られて事業に臨まれているのか、そこら辺ちょっと、詳しく事情が分かれば教えてください。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 電子教科書の導入につきましては、まだ一部、導入してる段階でございまして、本格導入には至っておりません。現在、ICT教育GIGAスクールの関係で教員が使っている教材は、自前で作っている教材もとても多いです。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） ICTの部分は、たぶんなかなか不慣れな先生にとっては大変なんだろうと思うんで、そのためにたぶんICTの支援員さんがおられますよね。その方のどういう形で、国の方が基準を置いて、町内に何人置きなさいみたいなどで、定員というかそれは足りておるんでしょうか。お尋ねいたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） ICT支援員ですけどもGIGAスクール導入当時から雇い入

れしております。日々、学校に常駐してるということでございませんで、その必要に応じて各学校に教育委員会からの要望に応じて、出向いたりとかっていう形をとっております。で、今現在、様々な側面からICT支援員の学校に関わっていただいておりますけども、今不足しているという報告はございません。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 不足してないということで一安心はしておりますけれども、様々な先生方、ご苦労があると思いますので、しっかりときめの細かい支援の方をよろしくお願いしたいと思います。それとですね、先ほども当初言わしていただきました、たぶん心が病まれて亡くなられたと思うんですけど、こころの相談窓口みたいなのは、どういう体制になってるのかちょっと教えていただきたいと思います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 学校におきましては、スクールカウンセラーという方がいらっしゃいます。スクールカウンセラーさんはですね、児童生徒のみならず、学校の先生に対しても心のケアというのを行っております。また養護の先生もいらっしゃいますし、相談する窓口は一つではないということでございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） そういう機関もしっかりと使っていただきながら、きめ細かに先生方、一人一人の様子をですね、チェックしながら、二度とこういうような案件の事象がないように努めていただきたいと思いますのでくれぐれもよろしくお願いいたします。

2点目に入ります。GIGAスクール構想によって、GIGAスクールというのもグローバルイノベーションゲートフォールですかね、世界に広がっていきこうというような情報が広がっていきこうというような形の構想になっておることによってですね、やっぱり心配されております、ネット依存、ネットいじめとか端末を使って様々な問題も発生してくることが考えられます。侮辱罪というものも厳罰化されて厳しくなっております。先生方の心配の種がまた一つ増えるということが考えるんですけど、その対策について教えていただきたいと思います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 向井議員のネットモラル対策についてのご質問にお答えします。学校におけるGIGAスクール構想による端末の使用やインターネットの使用方法については、授業での指導、学校だより・保健だよりまたは学級通信等により、繰り返し指導するなどの取り組みをしております。議員ご指摘のネット依存やネットいじめとの関連は、現在のところ見受けられません。一方で、家庭におけるスマートフォン、タブレットなど、インターネットの使用

頻度の増加により、議員ご指摘の問題は起こりうるものと捉えています。そのような中、令和3年度におけるいじめの件数は小・中学校合わせて8件の報告がございました。そのうち、SNS関連によるものが小学校において2件ございました。いずれも、早期対応することで、問題の解決を図ることができております。近年、社会の情報化が進展する中、インターネットの使用については、若年齢層への広がりも見られ、小学校の低学年、中学年を対象としたネットモラル教育・指導の必要性が生じているため、小学生から中学生まで、発達段階に応じた指導を講じていくことが求められております。具体的な取り組みとして、各学校では、学習機会や関係機関と連携した研修の機会を設けたり、適切な利用についてのチラシの作成配布を実施しております。また、PTA活動、愛護班連絡会が主体となった研修等も実施しております。今後とも現状を踏まえながら適切に指導できるよう取り組みたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） いろんな情報機器が発達することによってまた考えられないような事案のことが起こってくる、想定外のことが起こってくる可能性もだんだん増えてくるんじゃないかなと思います。しっかりとそこら辺もですね、対策を練りながら、この事業を進めていただきたいなと考えておりますのでよろしく願いいたします。

続きまして3点目に入らせていただきます。中学生の部活についてお尋ねいたします。中学生の部活を地域への構想もあるようですが、自分自身も子どもたちも部活の先生には、一番の思い出があります。放課後から、土・日関係なく指導をしていただき、厳しさも優しさも喜びも悲しさも、共有してまいりました。当時は、教員給与特別措置法で残業代が満度に支払われてないということなどとは思ってもよらず、先生方には、期待をかけるばかりで、今となっては反省しきりでございます。今の給与体系では中学生の部活動の指導を地域への構想も仕方ないのかなと考える次第でございますけれども、内子町としては今後このことについてどう取り組んでいく考えなのかをお尋ねいたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 向井議員の部活動の地域移行についてのご質問にお答えします。教員の働き方改革の一環である部活動の改革については、令和4年6月に運動部活動の地域移行に関する検討会議提言、並びに令和4年8月に文化部活動の地域移行に関する検討会議提言が取りまとめられました。これを踏まえて、今年の8月に愛媛県において運動部活動改革・市町連絡協議会が開催されまして、情報交換を行いました。今後の進め方を検討している段階でございます。今後の取り組みとしましては、生徒や保護者のニーズを把握すること、部活動の在り方を検討するために関係者による協議会を開催することを想定しております。その中で、様々なニーズや課題を把握するとともに、それらを整理して、今後のふさわしいスポーツ活動、文化活動についての方向性や、新たな仕組みを具体的にどのように生み出すかについて検討を進めたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 地域へ部活が移行されたとしたときに、このままの先生の給与体系のままだと、当然、学校の方から給料は出ないということで、今後先生の兼職兼業みたいなことでどこが管理するかわからないですけども、そういったところに、学校が、時間帯が終わったらそこ行って、スポーツの指導をするみたいなことも、たぶんできるようになってくるのかなと思ったりもするんですけども。様々なことが想定はできるんですけども、今のままでは、学校の先生が引き続き部活をしていくのは厳しい状況にあると思いますので、しっかりと子どもの健全育成と先生の立場を守るっていう意味でも、しっかりと検討していただいて、取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして4番目でございます。先生の働き方改革の一環として小学校の教科担任制度導入という事が何かの雑誌でも載ってございましたけれども、町内の小学校でも担任制度が導入されているのか、その状況とこの制度の導入により小・中一貫校の創設も考えられますけれども、内子町としてはこのことについてどう考えられているかお尋ねいたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 向井議員の小学校の教科担任制度の導入と小・中一貫校の創設についてのご質問にお答えします。まず、小学校高学年への教科担任制度の導入状況ですが、文部科学省は、2022年度から小学校高学年において、外国語、算数、理科、体育の4教科を対象に、各地域・学校の実情に応じた取り組みが可能となるような定数措置により、教科担任制の推進を図ることを求めています。愛媛県下においては一部の学校の一部の教科において、教科担任制をとられていると聞きますが、内子町においては従来の学級担任制をとっております。今後、人員の増員等具体的な運用が愛媛県から示されながら、導入されるものと考えております。

次に、小・中一貫校の創設についてですが、現在、内子町においては、小田小学校・中学校において、小・中併設型の学校として、外国語教育やふるさと教育において、小・中一貫教育を推進しております。今後、他の地域において小・中一貫教育の導入を考える場合、各地域の教育事情に配慮しながら、制度のメリット、デメリットを地域や保護者、学校で共有し、しっかりと協議していく必要があると考えます。現時点で、教育委員会主導での導入は考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 少子化になって、過疎化にもなってきておりますので、小・中一貫校、中1のギャップの解消っていうこともあったりしますので、これも引き続き検討していつてもらったらいい材料じゃないかなと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

そしたら、大きな2問目に入らせていただきます。ヤングケアラー問題についてお尋ねをいた

します。内子町でも、自分個人が想像していた以上に不登校の生徒さんがおられること、以前の一般質問において答弁をいただき、驚いております。いろんな事情で、学校へ行きたくないお子様、行きたくても行けない家庭の事情があるお子さんもおられるんじゃないかと考えられます。その行きたくても行けない家庭事情とか、また行けているが、学業に支障が生じている子どもさんも、おられるんじゃないかなと思います。しっかりとこういう方については、手を差し伸べて、1日も早く学業優先に学校に通えるような状態にして欲しいものだと思いますけれども、先般、厚労省のこのことについての実態調査があったと思うのですけれども、内子町の実態はどうでしたか。また、このことに該当するようなもしも事案があったとすれば、具体的にどう対応するのか、お考えをお尋ねいたします。

○こども支援課長（山本勝利君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本こども支援課長。

〔山本勝利こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（山本勝利君） 向井議員のヤングケアラーに関するご質問にお答えいたします。ヤングケアラーに関する調査は、全国の市町村要保護児童対策地域協議会等を対象に、令和3年1月から2月にかけて、ヤングケアラーと思われる子どもの実態をより正確に把握するとともにヤングケアラーと思われる子どもを早期発見し、対応できる仕組みづくりの検討を行うため、国においてアンケート調査が行われております。調査の対象でございます令和元年度におけるヤングケアラーについては、内子町では通報でありますとか、情報の提供等はございませんでした。実態はございませんでした。その後、愛媛県において令和3年12月にWebアンケート方式により、同じく要保護児童対策地域対策協議会等に令和2年度の実態について調査がございました。こちらにつきましても内子町においては、前年度と同様に地域住民等からの通報等はございませんでしたので、実態はございませんでした。なお、本件について事案が発生した場合の対応でございますが、そのケースごとに子どもの最善の利益の優先、生命や生存、発達の権利等を守るために、関係機関と連携をして対策を講じていくこととなります。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 報告が0ということで一安心はいたしましたけれども、まだまだ表面に出て来ない部分もあると思いますので、アンテナを広く上げていただいてですね、しっかりと事案が起きたときには対応していただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

大きな3番目に移ります。マイナンバーカードについてをお聞きいたします。政府は来年3月までにほぼ全ての国民にマイナンバーカードを行き渡らせる目標を掲げています。内子町では休日受付や時間の延長受付、また地域に出向いての巡回申請手続きとご苦勞をお掛けしておりますことに感謝いたします。そういう努力の中で現時点での内子町の現状はどうなっているかお尋ねいたします。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

〔西川安行住民課長登壇〕

○住民課長（西川安行君） 向井議員からの内子町のマイナンバーカードの普及状況についての質問にお答えします。今回、愛媛県が作成した令和4年7月31日現在の県下のマイナンバーカードの交付率についての資料に基づき、お答えします。本町のマイナンバーカードの交付枚数につきましては6,764枚です。交付率42.13%です。なお、県の平均に比較しまして、マイナス3.29ポイント、全国の平均と比較して、マイナス3.78ポイントとなっています。現在、県や全国に比較して交付率は、低い状態です。また、20市町のうち、13番目という状況です。以上 答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 先ほども申しました巡回しての申請受付、今実施されておる途中ではございます。大半が進んでると思うんですけども、そこら辺のちょっと状況を教えていただけないでしょうか。回覧で回った文書、それとホームページでたぶんお知らせしているんだろうと思うんですけど、そこら辺、実施できてないところもあったりするんじゃないかなと思うんですけど状況を教えていただいたらと思います。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

○住民課長（西川安行君） 7月の後半からですが、本庁、小田支所です、それぞれ各エリア等を決めまして、2人組のチームを作りまして、協力しながら巡回等をしてございます。例えば検診がございまして。その検診会場に出向いてそれぞれ受付をしたり、また高等学校ですが、内子高校とか、小田分校の方にも出向いてございます。また町内の事業者さんで、特に内子町の町近辺で問い合わせとかお願いがあったらですね、出向いております。また議員さん先ほどおっしゃったように、庁舎から遠い自治会へはですね、自治会の方に出向いて出張申請を受けるよということで回覧等、個別にお渡ししまして、それから予約が必要ですので予約がありました段階ですね、引き受けまして出張受け付けをしてございます。もろもろ合わせまして7月から120件あまりの申請をいただき、普及促進に取り組んでございます。以上です。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） その中で自治会でやった申請受付、数はいいんです。全然できなかったとかもあったりするんじゃないですか予約がなかった。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

○住民課長（西川安行君） 件数は少ないですが、ゼロというところは今のところありません。また、まだ続きますので進行中です。またお電話があつてですねどうしてもいけないという、ちょっと難しいということがあったところにつきましては、個別の対応等も実施しております。

以上です。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 文書、送るのはもちろん送らんといけんですけども、自治会長さんなり、区長さんなりにちょっとご無理を言ってですね、そういう形でちょっと域内を連絡してもらって、集めるっていう方法はどうなんですかね。できませんかね、そういう形は。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

○住民課長（西川安行君） ホームページにもですね3人とか人数としてますので、特別にまたお電話してもらったらですね、それぞれ対応いたしますので、それともう一つなんですけど、自治会ずっと回ってるんですけど、各自治会においてはですね、電話の予約がなかったところもございますのでちょっと私、ちょっとあれだったんですけど、そういう形で0のところもございます。よろしくお願いします。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） そういった点で、自治会長さんらにちょっと声をかけてですね、受けない人行きませんかみたいな、ちょっと啓蒙をしていただくような活動を推進はできないものでしょうか。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

○住民課長（西川安行君） 区長さん自体にそういうお話をする文書は出してませんので、今回、町上げてですね、マイナンバーカードはぜひ必要なものですので、そういう形でちょっと文書等も考えたりしてですね、全員の方がマイナンバーカードをお持ちになれるような形で進めさせてもらいたいと思います。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） よろしくをお願いします。

この項目の2項目なんですけども、6月30日から一人当たり最大で2万円分を付与するマイナポイント第2弾が始まっております。このマイナポイントを受け取れるカード取得期限が今月末までとなっております。ぜひ、この制度を全町民に利用していただき、物価高騰対策に充てていただきたいと思います。現在の町内のポイント取得率は把握できておりますか。内子町生活応援商品券とか、先ほどから議題になっております応援チケットとかキャッシュレスキャンペーン等と合わせて使うことによって家庭の支出を助けることにつながってまいりたいと思いますので、ぜひ、全町民の方にご利用いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

〔西川安行住民課長登壇〕

○住民課長（西川安行君） 向井議員の現在の内子町のマイナンバーカードのうち、マイナポイントの取得状況についての質問にお答えします。今回、愛媛県に内子町のこの取得率について問い合わせをしたところ、マイナポイントを申請するときに設定するマイキーIDの関係で、住所情報を所有していないため、紐づけされてないため、各自治体ごとの予約・申込数について把握できてないということでした。しかし、全国的なデータはありますので、今回、内子町の取得率は正確には出ませんが、全国的な傾向をお知らせし、答弁とさせていただきます。国が作成しました令和4年7月28日現在のマイナンバーカードを活用した消費活性化策における各種数値一覧によりますと、全国でマイナンバーカード取得枚数は5,808万1,859枚。全人口の45.9%でございます。その内、マイキーIDの設定者数の率は、54.3%でその内、マイナポイントの申込者数の割合はそのうちの96.8%です。3,054万9,398人となり、カードの所有者の52.6%の取得となっております。内子町においても、マイナンバーカードの所持者のおよそ半分の方は、マイナポイントの取得をしていると予測されます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 国が予算されとるマイナポイントの金額にこのままでいくと届かないというようなことで、新聞にも出ておりますが、9,000万ですかね。9億円だったんでちょっと金額はど忘れたんですけども、かなり国庫に戻さないといけないような形になってくるという予想でございますので、町をあげてですね、マイナカードを作っていただくプラスポイントも受け取っていただくようなですね推進、啓蒙をして欲しいなと思いますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、子ども未来住宅支援事業という補助事業があると思うのですが、この事業は、省エネ住宅の取得を補助することで、子育て、若年夫婦世帯の負担軽減を図るとともに、脱炭素化に向けた省エネ住宅の供給を加速させる目的、子育て世帯を中心に設定されている補助事業だと考えておりますが、内子町移住者住宅取得補助事業や内子産材利用木造住宅の建築促進事業補助金を一緒に利用することにより、移住子育て世帯が新築を建築する場合に最大で320万円の補助が受けられる計算になりますけれども、こども未来住宅支援事業とはどういうものかをお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） 向井議員のご質問にお答えさせていただいたと思います。先ほど向井議員がおっしゃられましたとおり、こどもみらい住宅支援事業は、経済対策の一環といたしまして、令和3年11月26日に成立いたしました補正予算に盛り込まれました、子育て支援と2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、国土交通省が主体となって進められ

ている事業でございます。子育て世代が住宅の新築やリフォームなどをおこなう場合にかかる費用負担の支援強化と住宅分野の脱炭素化の推進を目的とされております。当事業は、一定の条件を満たすことで、子育て世帯また若者夫婦世帯が省エネ性能の高い住宅を新築した場合にその性能等に応じて60万円から100万円、また世帯を問わず省エネ性能を高めるための住宅のリフォームおこないました場合、5万円から最大60万円が交付されるものでございます。申請期間は、令和5年3月末までとなっております。他の国の補助との併用をすることはできませんけれども、県・市町などで国費が充てられていない補助金との併用は可能となっております。向井議員がおっしゃられた補助事業をはじめといたしまして、既存の町の補助事業が適切に活用され、内子町における子育て世代の増加や、地球温暖化対策の推進が進んでいくように、また周知啓発等を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） ここで暫時休憩します。

午後3時5分から再開します。

午後2時56分 休憩

午後3時 5分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

最後に、関根律之議員の発言を許します。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 3番、関根律之です。それでは、通告に従いまして一般質問をおこないます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず一番目に、地域公共交通の在り方についてです。内子町総合計画で、総務課担当事業の基本方針に「公共交通空白地域の解消」が挙げられています。デマンドバスの運行路線の拡充により、交通空白地域の解消は達成されたともいえると思いますが、利用は伸び悩み、収支率は悪化していると伺っています。今後、2040年頃に向けて高齢者人口が増え、運転免許の返納者は増えていくと予想されます。あらためて地域公共交通のあり方を見直す時期に来ていると考えます。誰もが移動できる権利として交通権があり、これは憲法25条生存権、13条の幸福追求権などに関連する人権だとする考え方があります。内子町には山間部など、公共交通の利用がしにくい、交通不便な地域があり、高齢者や障がいがある方などの中には、自家用車の利用ができず、自力でバス停までの移動が困難な方もいらっしゃると思います。誰もが通院や買い物、また集まりなどに参加し、生活の質を上げていくために、国や自治体は交通権を保障する責務があると思います。自治体は、地域住民や交通事業者と協同してその地域ならではの地域公共交通を確立していく必

要があります。山間部など民間のバスやタクシーなどの便数が少ない、あるいはほとんどないような地域では、収支率や採算性を重視した考え方は、元々無理があると思います。交通が不便な地域に居住しており、自家用車を運転できない、あるいは仕事を抱える家族などに運転を頼むことを遠慮してしまう、また高額なタクシー料金を支払うことを考えたら、外出をしない選択をしてしまう交通弱者は、主に女性の高齢者や障害を抱える方、高校生などです。こうした方々の移動の自由を確保し、社会参加を促していくことは住民福祉の向上だけでなく、地域社会の維持・発展にもつながります。高齢化や人口減少を抱える地域で、住民や交通事業者らと行政職員が協議を重ね、地域公共交通計画を策定し、住民福祉向上につなげている地域や市町村があります。例えば、自治会やNPOなどが運営する自家用車での高齢者等の有償運送、予約制の乗り合いタクシー、スクールバスとの連携、観光客への利用拡大など、地域公共交通を見直している様々な自治体の事例があり、国の補助金を活用している例もあります。こうした事例を調査・研究し、改めて地域住民や交通事業者を交えて、地域公共交通の計画を見直していくことが今、必要ではないでしょうか。次期総合計画に向け、補助金の獲得を目指すことも視野に、国土交通省が自治体に作成を推奨している地域公共交通計画を策定することを検討していますでしょうか。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、関根議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。内子町では、総合計画の中に、公共交通空白地域の解消を掲げ、町営路線バスや福祉バスの見直しを行いながら、現在、町営路線バス1路線、デマンドバス19路線で運行を行っております。しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行、また、近年は新型コロナウイルスの感染拡大により、デマンドバスなど公共交通の利用者は減少し、取り巻く環境も厳しくなっているのが現状でございます。一方、運転免許証返納後の移動手段や通学、通院、買い物など、生活や地域の基盤としてなくてはならないものであることも事実でございます。地域公共交通計画は、そうした従来のバスやタクシーをはじめ、スクールバスや民間事業者による送迎サービス、物流サービスなど、多様な輸送資源を最大限活用することで、持続可能な地域旅客サービスの提供を確保し、地域にとって望ましい旅客運送サービスの姿を明らかにしようとするものでございます。地域公共交通計画の策定は、法的に義務付けられたものではございませんけれども、現在の総合計画の期間が再来年度までであることから、今後2年間のうちに新たな総合計画を策定することとなるため、地域公共交通の重要性に鑑み、総合計画にも位置付けることを念頭に、一体性のある計画策定を検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 次期総合計画に向けて、前向きに次期総合計画の中の政策の一つとして、地域公共交通計画を前向きに検討をしていただけるという力強い答弁いただきまして、うれしく思います。そこで今ちょっとこの財源のことについて少し質問したいんですけども、ちょっとな

かなか公共交通に関しての財源、補助金みたいなものは見つけるのが難しいみたいな話も、ちらっとはお聞きしたことあるんですが、自治体の中では、その補助金を取ってるところもあるようですので、その計画を策定するにあたって、こういった国土交通省の地方運輸局とか、そういうところとかと相談していくということは、必要だと思うんですけども、現時点ですら、今でもその収支率が悪いというところもあるんですが、現時点でもその利用ができる可能性があるんじゃないかというものとして、２つ。例えば、ふるさと納税っていうのは使えるんじゃないかと思うんですけども、それともう一つ過疎債ですね、過疎債も、事業費の７割が交付税として戻ってくるということです。町の負担を減らすための財源の選択肢としては、有望ではないかと思うんですけども、以上、この２点、財源として使える可能性があるのかどうか、お伺いします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） ただいまの財源の問題でございますけれども、現状といたしましてはこのデマンドバス等の運行についてはすべて一般財源で行っているところでございます。ご指摘のふるさと納税等でございますけれども、可能性があるかないかと言いますと、もちろん、ふるさと納税、一般財源として使用することができますので、充てることはできるわけですが、これにつきましては、ふるさと納税、こういったものに充てますよというのをですね、事前に公表もしておりますので、現在のところ、地域公共交通に充てるといった公表してございませんので現在のところは充ててございません。また起債の部分ですけれども、これについても過疎債というご指摘ございましたけれども、この起債といいますのはすべての事業について、過疎債が充当できる事業が限られておりまして、しかもその中で、内子町としての枠というのがございます。ですので、それをどこに充てるかっていうのはですね、その優先順位をつけながら、どこかの一般財源を充てる事業の中の一つの財源として、過疎債を充てるということになりますので、現在のところ充てておりませんけれども、これ絶対ないのかということもそういうわけでもございませんので、今後もですね、優先順位をつけながら、この一般財源の中に過疎債、そういった起債は充てていきたいというふうに思っております。

○３番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○３番（関根律之君） 次に移ります。長野県木曽町は、人口約１万人、高齢化率４１．８％、面積は約４８０平方キロメートルのうち山間部が９０％、平成１７年に４町村が合併してできたなど、中山間地を抱える内子町と似たところがあります。木曽町では合併後、早くから生活交通の確保を重点事業の一つとし、町が運営に関与する独自の生活交通システムを構築し、中山間地としては比較的高いサービス水準を確保しているとされています。この交通システムは、サービス格差を抑えるために運賃を低く抑えていることや、主要産業である観光路線を組み込んでいることが特徴です。木曽町では、地域公共交通システムの中で、バスの利用に支障がある高齢の交通不便者等に限定した、ドアｔｏドアで初乗り運賃のみで利用できるタクシー事業を実施し、委託したタクシー会社は毎日午後からのみの運行を行っています。また、砥部町でも、バス停からの距

離制限や年齢制限などを設けつつ、利用区間を最寄りの民間路線バス停留所までに限定した乗り合いタクシーを運行しています。こうした、中山間地を抱える自治体で、利用者が少ない定期運行のバスを整理し、不定期運行の予約制乗合タクシーを実施している事例があります。こうした事例を調査・研究し、地域公共交通計画の中で、障がい者や高齢の交通不便者に限定したタクシー事業を検討できないでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 関根議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。内子町営の公共交通につきましては、議員さんご存じのとおり、平成22年度から路線バスの基幹となります線を除く枝線をデマンドバスへ順次移行いたしまして、平成27年度末に10路線全ての移行を完了するとともに、平成30年度までに全ての福祉バスをデマンドバスに移行し、現在19路線で運行しておるところでございます。利用者につきましては、コロナ禍の影響もあり、年々減少していることから、各地域で行われております高齢者を対象としたサロン等に出向いてまいりまして、現在その利用状況や要望などの聞き取り調査を行っているところでございます。こうしたことから、まずは、デマンドバスの運行改善に取り組みたいと考えているところでございます。しかし、今後の公共交通の在り方を考えた場合、議員ご指摘の不定期運行の予約制乗合タクシーなどについても、聞き取り調査結果のニーズに応えられるものかどうかそういった検討を行いながら、合理的、効率的で利用しやすい公共交通の運行を行ってまいりたいと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 地域公共交通計画という大きな計画、マスタープランの中での一つの事業として、こういったタクシー事業みたいな限定したというのも出てくると思うので、現時点では、すぐに答えられる内容ではないというふうに思いますが、そういったことも総合的に検討していただけるようですので、引き続き検討をお願いしたいと思います。

これもちょっとすぐに答えられるようなことでもないのかなというふうにも思うんですけども、公共交通ということで考えると、重要なものの中の一つになるかなと思うので、今までも、検討したこともあるかもしれないので、再質問するんですが、町内での通院や買い物や行事集まりへの参加、また観光客の利用も考えた町内の中心部の主要施設を走る循環バスのようなものっていうのは、検討はされたことがあるのか、されているのか、お伺いします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 今ご指摘の例えば通院ですね、そういったものでありますのは、その実態といたしましては、民間の病院等の通院の送迎バスといいますか、送迎手段、そういったものをご利用されている方が多いというふうに聞いておりまして、この利用が最近いろんな病院で行われているということで、充実してきてるというふうなお声を聞いているところでござい

す。またそれと同時に、今までデマンドバス等の利用に多かったのが、買い物の利用なんですけれどもそういったものも、民間のスーパー等の移動販売が非常に充実してきたということで、デマンドバス等で買い物に行かなくても良くなったというお声もたくさん聞いてございます。そういったこともありまして観光客を中心としました、観光施設同士を結ぶような巡回バス、これにつきましては、民間ですすね町内のグループ等によりまして、一時運行されたこともありますけれども、やはり需要がなかなか追いついていかないということで、現在は行っていないといった状況もございます。今後、需要はおそらくですすね、なかなか増えていくことはないんだろうというふうに思いますが、需要が少ない中でもですすね、小さい需要、そういったものをつかまえていながら、どういった公共的なサービスができるのか、そういったことは十分に検討して参りたいというふうに思っております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） もう1点再質問なんですけれども、地域公共交通は、主に通院それから買い物、通学などに利用されることが多いということなんですけれども、町内には大洲市の病院に通院してる方ってのがかなり多くいらっしゃると思うんですよね。利便性の向上を考えれば、こういった公共交通っていうのを考えるときに、大洲市内を循環している、ぐるりんバスに接続するってことも選択肢の一つとして考えていただけないかというふうに思うんですけれども。例えば高校生の通学なんかでも、大洲に通っている方も多いですし、それから障がい児が通う放課後等デイサービス、それから不登校の子が居場所となっている適応指導教室、なんていうのもこう連携ってものがね、公共交通バスってものができれば、考えられるかなと思うんですけれども、そういった大洲市への公共バス、公共交通、そして接続っていうのを考えていただけたらいいのか、検討したことがあるのか、お伺いします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） これ大洲市との連携についてはですすね、今まで検討したことございませんし、実際行っておりません。この大洲市の巡回バス等々接続しようと思っておりますとですすね、やはりJRを接続すると、間に入れるといったことも必要になって参りますので、そういった検討は、今後の課題とさせていただいたらというふうに思っております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） ありがとうございます。町内の公共交通の利用者を増やすことは、高齢者等の社会参加の促進、健康の増進、ひいては医療、介護費用の抑制にも繋がります。また、高校生の通学の利便性向上や、観光の活性化、雇用促進、地域活性化のほか、交通事故防止や脱炭素社会の実現にも貢献すると思っております。そのためにも、地域公共交通計画の策定について、十分な検討を行い、次期総合計画の重点項目の一つに位置付けていただくようお願いしたいと思います。

次に移ります。2番目として、令和3年度の林道道房掛橋線事業での一般財源充当の対応についてです。6月10日総務文教常任委員会での「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の議案審議の総務課による説明で、令和2年度に策定した同計画のうち、臼杵辺地が辺地の基準を満たしていないことが判明し、令和3年度事業の臼杵辺地にかかる部分について辺地債が活用できなくなり、4年度以降は過疎債で対応すると説明がありました。その後の質疑の中で、3年度分の臼杵辺地にかかる林道道房掛橋線事業1,790万円分について、辺地債の活用により見込んでいた事業費の8割にあたる交付税が算入されないことになり、一般財源を充当したと説明がありました。当初、国から交付税が算入される見込みであった約1,432万円相当が、内子町の持ち出しになったことについて、町としての責任をどのようにとらえているか、町長の所見を伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 只今のご質問に答弁をさせていただきます。辺地計画策定時において、林道道房掛橋線開設事業が辺地債の対象外であったにもかかわらず、対象としてしまったことについて猛省し、チェックを強化するとともに、愛媛県とも十分調整を行うことで、今後このようなことが起きないように取り組んでまいりたいと考えております。地方債は、愛媛県の同意を得て借入を行っていますが、県の貸付枠があり、要望したものが全て認められるというものではありません。令和3年度において、辺地債の一次要望で平野自治会館整備事業と林道道房掛橋線開設事業の2つの事業で1億3,900万円を要望しましたが、平野自治会館整備事業の充当額にも満たない、8,590万円しか認められませんでした。辺地債や過疎債は要望する市町が多く、要望額すべてが認められるわけではありません。このようなことから、この林道道房掛橋線開設事業については、結果的に町の一般財源で対応したところではありますが、そもそも起債は次世代に残す借金でもあります。令和3年度においては、災害の発生もありましたので地方債新規発行額は、10億3,051万4,000円と、借入額の目途としている9億円を超えている状況がありますが、今後も目途としている9億円を極力超えないよう調整しながら借入を行ってまいりたいと考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 町長から今回の辺地の基準が満たしていないことが判明して、辺地債、起債が使えなくなったことについて猛省するという答弁がありました。それは、町として重く受けとめてるという答弁だと思うんですけども、そのことは、よくわかりました。しかしですね、その内容について猛省するというのはよくわかったんですけども、説明ですよ。総務文教委員会で初めて辺地の基準が満たさなくなったということで、説明が担当課からありましてこれは必要なことなので、説明をしたということなんですけれども、その前にですね、やはり、辺地債の基準に満たなくなって、8割にあたるので1,790万円の8割だと1,432万円ぐらいになるのかなと思うんですけども、それが町の持ち出しになった。これ一般社会で言えばこ

の損失が発生したってことになると思うんですけども、こういうことについて、やはり何らかの説明を議会にすべきではないかというふうに思うんですね。1, 132万円って決して小さい金額ではないと思いますし、例えば町長の公約で実現した高校生の医療費無料化ですか。これ年間500万から800万円というふうに説明を受けましたけれども、これ2年間分になりますよね。例えば、先ほど私が地域公共交通ってことでの住民福祉の向上をってことをお願いしましたけれども、障がい者タクシー助成事業だって、非常に限定した身障者の1、2級のみの方で、月に1回1,000円だけというようなことで、拡充が必要じゃないかってことを議会でも私は申し上げたところなんですけども、やはり住民福祉の向上のために、この金額があったら様々なことができたと思うわけです。公金ですから、見込み違いで、国からの補助がなくなって、町の持ち出しが増えたということはやはり、議会に、判明した時点でちゃんと説明すべきだったというふうに思うんですけども、先日の8月19日の全員協議会で、町職員が公務で、軽微な駐車場でのね、自動車事故ですけども、相手の損害賠償が52万円ですか、発生したってことが、専決処分をしたという報告がありましたけれども、こうした不測の事態で発生した損失で金額が小さいことでも議会にご説明するんですから、今回のように1,000万円を超えるような案件に対しては、やはり議会に判明した時点で説明するということが、必要だったんじゃないかと思うんですけども、その報告、判明した時点で、報告していただくということがなぜできなかったのか、お伺いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 先ほどですね、私の方から説明させていただいた通りなんですけど、2つの路線、2つの路線といいますか、1つ該当の道房掛橋線、それと平野自治会の2つの事業、これについて辺地債、本来はですね、道房掛橋線については、申請いたしますかね、それはしてはいけなかったんだろうとは思いますが、この2つの事業についてですね、辺地債の要望したということです。その中で、ついてきた枠の予算、起債だったものですから、結果的にはですね、この路線については、今、議員さん言われる路線については、全く起債はいただけなかったということです。なので、先ほどの平野自治会館の全額すらいただけてない状態で、先ほどから言っております、枠の起債の予算なので内子町についてはそういう県の金額をいただいております、結果的には一般財源で対応するしかこの路線についてはなかったということでございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 今説明していただいた内容と、私が6月議会で総務文教委員会で説明していただいた内容と違うと思うんですけども、私が6月議会で説明を伺った内容は、道房掛橋線について1,790万円のこの事業について、辺地債の対象の事業から外れて、一般財源で対応したという説明があったと思うんですけども、そのように理解したんですけども、今の町長の説明は、林道道房掛橋線の分は、枠として当てはめられなかったの、そもそも一般財源だったという説明だったように思うんですけども、それは、前の説明が間違っていたということなんですか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） これは結果的にですね、うちが要望した金額、それを枠予算で減らされて、その充当がですね、今の道房掛橋には充当できる状況にはなかったということですね。これはもう実際そういうことで、最初からそういう状況でございましたので、最初から説明している内容は、説明の仕方もしかしたら少し悪かったのかもわかりませんが、内容については、そういう状況でございます。最初から何も変わっておりません。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 最初から何も変わっていないという町長の一番責任ある方のご説明だったんですけども、私が6月議会で担当の方に確認した時にもその1,790万円の8割が損失したということではないかということも、私申し上げたと思うんですよ。それについて、その担当の方は、申し訳ございませんというようなことだったという答弁をされたんですけども、今のご説明だと、そもそも、辺地債、要望したにもかかわらず、この1,790万円の分は一般財源で対応せざるをえない状況だったということで、私は6月議会のときの説明が間違っていたということではないかというふうに、理解するんですけど、担当の方、出席されていますけれども、答弁いただけますか。

○政策調整班長（上山淳一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上山政策調整班長。

○政策調整班長（上山淳一君） 私が総務文教常任委員会で申し上げましたのは、この林道道房掛橋開設事業が、辺地債が取れていたとしたら、交付税措置で、今年度において、8割程度返ってくるということを申し上げました。しかし、町長が申し上げましたように、辺地債というのは県の枠がありまして、要望してもすべてが採択になるわけではない。要するに辺地に該当したとしてもですね、要望してすべてが通るわけではなくって、やっぱ県の枠があって、その一部しかつかないということがあるということでございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 令和3年度分として要望を出していたと。しかし、その結果が出たのは、後日なので、それが結果がわかった時点で一般財源を対応せざるをえない状況であったということだと思うんですけど、何かちょっと納得できないところもあるんですけど。またちょっと決算の審査これからありますんでね、ちょっと詳しいことまたその時に、伺いするかもしれませんが、一応町長の正式な説明として、伺いましたので、それはわかりました。

次にいきます。国葬での弔意表明についてです。政府は安倍元首相の国葬を9月27日に実施することを閣議決定しました。国葬を行う理由として、8年8カ月にわたる憲政史上最長の政権であったこと、海外から実績を高く評価されている等と説明しています。しかし、森友加計学園、桜を見る会問題、国会で118回の虚偽答弁をしたこと、政権とカルト宗教団体、旧統一教会と

の関係への説明が不十分であることなどを理由に、国民からは国葬に反対する声が多数あり、各種世論調査でも賛否は二分しています。9月27日に行われる国葬の際、国から要請があった場合、町として半旗掲揚をする考えはありますか。同様に、役場庁舎内で黙祷を行うこと、防災無線でサイレンを鳴らして町民に黙祷を促す等の考えはありますか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 安倍元首相の国葬については、地方自治体や教育委員会などに弔意表明の協力を求めない方針との報道がございました。実際、現在のところ国からの要請等はございません。町としての対応につきましては、半旗掲揚を行うかどうかについて検討中でございます。しかし、庁舎内で黙祷を行うことや防災無線を利用して町民へ弔意表明を促すことは、現時点では考えてございません。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 政府から、黙祷を行うことについて要請はないと弔意の要請を求めないという方針だということが報道されてますけれども、町として、要請はないけれども、2番目で質問してるので、2番目として、町として独自で判断してることなのかなと思うんですけど、通告していますので、2番目の質問をしてから再質問したいと思います。

国からの要請がなく、弔意の表明は自治体や現場で判断することになった場合ですね、今のところ要請ないということですが、町としてこれらを実施する考えはありますか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 先ほど答弁させていただきましたとおり、半旗の掲揚については討中ですが、弔意の表明については、町民一人一人に求めるものではないと考えておりますので、庁舎内で黙祷を行うことや防災無線を利用して町民へ弔意表明を促すことは、現時点では考えてございません。以上でございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 半旗の掲揚のみ、要請がなくても町では、やることを検討しているという答弁でした。私としては半旗掲揚のみとなった理由とか、要請はないのになぜ半旗の掲揚は検討しているかというところを答弁いただきましたんですけども、その点ちょっと再質問したいと思います。国葬での黙祷や半旗掲揚などを行うことですね。これは敬意や弔意を表明することを望まない人に対して、事実上弔意の表明を強制することに繋がりがねないことから問題であるということが、様々な有識者からも指摘がされているわけです。憲法は19条で思想良心の自由、21条で表現の自由を保障しており、敬意、弔意を持つかどうか。それを表明するかどうか

は個人の自由です。様々な世論調査でも、国葬に反対は過半数が多くなっており、日々その割合が増えているような状況ですから、内子町でも国葬に反対する声を多く聞きます。そうした中で、今、役場や防災無線などで、黙祷を促すことはしないという答弁いただいたことについては、よかったというふうに思うんですけども、半旗は今掲揚することを検討しているということだったので、なぜこの半旗の掲揚というものは、やるのか、他はやらないで、このことについて、答弁をいただきたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） これはいろんな今回の国葬に関してはですね、ご意見がございます。そういうことも含めてですね、半旗掲揚について検討していきたいというふうに思っております。また、直接的にですね、黙祷ということになりますと、よりそういう意味合いがですね、強くなっていくのではないかなと思っておりますので、半旗についてはですね、今回国葬ということを実施されればですね、そういうことでございますのでいろんな考えを含めて今、検討しているところでございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 黙祷するということは、強い要請に繋がりがねないんでそれはやらないと、はっきりおっしゃったということについては評価いたしますが、半旗掲揚について検討中ということで、なぜ、それをやるのかっていうことについては、はっきりとした答弁がなかった、今いろんなことを今検討してるころだというふうに思うんですけども、これはまだ9月27日まで日があるので、検討していると言われれば、いろんなことを検討しているということは仕方ない部分もあるんですが、その時までには決断はするか、しないかというのは、決断をされるわけで、その時になぜそうしたのか、半旗掲揚をしたのか、しなかったのかっていうことについては、ちゃんと町民に説明できるようにしていただきたいと思いますので、現時点での答弁としては、わかりました。3月11日の東日本大震災の時に、内子町でもその時間に、2時46分でしたかね、サイレンを鳴らして、黙祷、庁舎内でも行うというのを10年経ってもまだ続けているわけですけども、東日本大震災については、多くの失った命に対して、鎮魂の思いっていうのがもう国民でこれは共有されていると言っていいと思うので、内子町でそれを行うことについても、反対というのは、少なくとも私は聞いてはいないんですけども、今回の国葬については、やはり、是非が判断が分かれているわけで、そういうものについて、町としてどうするかという意味表明というのは、やはり町民にも影響することだと思いますので、ぜひ慎重な判断をしていただきたいというふうに思います。

それから3番目として愛媛県教育委員会から、町内小・中学校に半旗掲揚や黙とうを促す通知があった場合、町教育委員会として対応をどのように考えますでしょうか。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林教育長。

〔林純司教育長登壇〕

○教育長（林純司君） 先ほどの答弁にもありましたように、国葬に関して、政府は、「地方自治体や教育委員会などに弔意表明の協力を求めない方針を示した。」との報道もありましたので、現時点では通知は来ないものと考えております。しかしながら、国や県から何らかの通知があった場合ということでお答えしますと、各小・中学校には情報として提供をすることになろうかと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 国からは、官公庁や地方の教育委員会等にも弔意の表明は要請しないという報道でおそらく愛媛県の教育委員会からもそういった要請をすることはないのではないかと、いうことですが、もしなかったとしても、これは現場の判断っていうのは、ありうると思うんですね。それは内子町の教育委員会としては、情報をお伝えするというのみの対応であるという答弁だったんですけれども、その前の町長の答弁で内子町としては、少なくとも黙祷などは、要請は行わないと。半旗掲揚については、考えているということでしたけれども、少なくとも町長が町としてそういう判断をしているということについては、やはり教育委員会としては、町内の小・中学校に伝えるべきではないかと、なぜそういうふうにしたのかそういう判断をしたのかということについては、町の教育委員会ですから、そこまではする必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林教育長。

○教育長（林純司君） 町長の考え、それから国や県下の通知も含めてですね、そういったものが、県や国からの通知がなかったとして、町から独自に学校に対して通知をすることがあるかというご質問だと思うんですけれども、町教育委員会として独自に通知やお知らせをするつもりという考えは持っておりません。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） わかりました。なかなか難しい立場もおありだと思うので、慎重に検討されているところだと、少なくとも、半旗掲揚については、検討中と。黙祷については要請を行わないという、そういうしっかりとした答弁もいただきましたので、ひとまず了解しました。私の一般質問は以上で終わります。

○議長（菊地幸雄君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

来週月曜日5日は午前10時から本会議を開きます。日程は、全議案に対する審議であります。本日はこれをもって散会いたします。

午後 3時54分 閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和4年9月第126回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 令和4年 9月 2日（金）
○開会年月日 令和4年 9月 5日（月）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 城戸 司 君	2番 塩川 まゆみ 君
3番 関根 律之 君	4番 向井 一 富 君
5番 久保 美博 君	6番 森永 和夫 君
7番 菊地 幸雄 君	8番 泉 浩 壽 君
9番 大木 雄 君	10番 山本 徹 君
11番 才野 俊夫 君	12番 下野 安彦 君
13番 林 博 君	14番 山崎 正史 君
15番 寺岡 保 君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長 小野植 正 久 君	副 町 長 山岡 敦 君
総務課長 黒澤 賢 治 君	住民課長 西川 安行 君
税務課長 大竹 浩一 君	保健福祉課長 久保宮 賢次 君
こども支援課長 山本 勝利 君	会計管理者 田中 哲 君
建設デザイン課長 谷岡 祐二 君	町並・地域振興課長 畑野 亮一 君
農林振興課長 山中 保正 君	小田支所長 中嶋 優治 君
環境政策室長 高嶋 由久子 君	政策調整班長 上山 淳一 君
上下水道対策班長 上石 富一 君	危機管理班長 宮田 哲郎 君
商工観光班長 大田 陽市 君	保険福祉課課付課長 上石 由起恵 君
教 育 長 林 純 司 君	学校教育課長 亀岡 秀俊 君
自治・学習課長 大久保 裕記 君	
代表監査委員 赤穂 英一 君	農業委員会会長 堀本 健二 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前野良二 君 書 記 和氣 啓介 君

○議事日程（第9号）

令和4年9月5日（月）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議事日程通告

令和4年9月第126回内子町議会定例会

- 日程第 3 報告第 9 号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第 4 報告第10号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 5 報告第11号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 6 報告第12号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 7 報告第13号 健全化判断比率の報告について
- 日程第 8 報告第14号 資金不足比率の報告について
- 日程第 9 報告第15号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について
- 日程第10 議認第 4号 令和3年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議認第 5号 令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議認第 6号 令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議認第 7号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議認第 8号 令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議認第 9号 令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第49号 令和3年度内子町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第17 議認第10号 令和3年度内子町水道事業会計決算の認定について
- 日程第18 議案第50号 令和3年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第19 議認第11号 令和3年度内子町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 議案第51号 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第52号 内子町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第53号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第54号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第55号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第56号 内子町道路線の認定について
- 日程第26 議案第57号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第58号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第59号 令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について

- 日程第２９ 議案第６０号 令和４年度内子町下水道事業会計補正予算（第２号）について
日程第３０ 議案第６１号 第４２号 令和４年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事
請負契約について
日程第３１ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第３２ 諮問第２号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第３３ 諮問第３号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-

○本日の会議に付した事件

日程第１から日程第３

午前１０時００分 開会

○議長（菊地幸雄君） ただ今から、本日の会議を開きます。

日程第 １ 会議録署名議員の指名

○議長（菊地幸雄君） 「日程第１ 会議録署名議員」の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定により、議長において、１４番、山崎 正史議員、１５番、寺岡 保議員を指名します。

日程第 ２ 議事日程通告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第２ 議事日程通告」をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第９号のとおりであります。これより、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第 ３ 報告第９号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に する損害賠償の額を定め和解することについて）

○議長（菊地幸雄君） 「日程第３ 報告第９号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第９号につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分した、議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて報告するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、私からご説明させていただきます。

議案書1の2ページをお開きください。報告第9号、専決処分 of 報告についてご説明申し上げます。今回、議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解いたしました件につきましては、町が所有いたします公用車の事故に伴うものでございます。

3ページをお願いいたします。事故の概要でございますが、令和4年6月30日木曜日、午前9時20分頃、町が所有する公用車をバックしていたところ、誤って前方に駐車中の車両に車体を接触させ、互いの車両が損壊したものでございます。事故が起きたこの日は、住民課職員2名、自治・学習課職員1名、内子幼稚園職員1名の計4名が第69回四国地区人権教育研究大会に出席するため、午前9時20分頃公用車で、松山市道後姫塚118-2の「にぎたつ会館」に到着いたしました。運転手の住民課職員は同乗者の3名を降ろした後、同会場の駐車場に駐車しようとしたしました。事故現場は間隔が狭く当時は満車状態でしたが、1台空きスペースがあったため、そこに右ハンドルの切りながらバック駐車しようとしたところ、左前方に駐車しておりました車両の後部右側に自車の前部左側が接触いたしました。その接触により、相手方車両のバックドア右側及びバンパーが損傷したものでございます。幸いに人的被害は無く、損傷した車両を修理することで合意し、謝罪を受け入れていただきました。損害賠償の額は、52万3,600円でございます。8月8日に車両の修繕が完了したとの連絡を受けたことから、8月15日に町と車両所有者との間で免責証書を取り交わしていただき、正式に和解が成立したため、同日付で町長の専決処分を行ったものでございます。今回の事故は、職員の運転操作ミスによるものであり、事故を起こしました職員には厳重な注意と指導を、また再発防止に向け全職員に更なる啓発を強化したいと存じます。誠に申し訳ございませんでした。以上、報告第9号、専決処分の報告についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認たまりますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。よって、報告のとおり受理することとします。

日程第 4 報告第10号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第4 報告第10号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第10号、株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出につきましては、その内容を農林振興課長に説明致しますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

〔山中保正農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（山中保正君） それでは、報告第10号、株式会社内子フレッシュパークからの経営状況についてご説明させていただきます。第25期、令和3年度の事業報告でございます。

3ページをお願いします。上段、会社全体の項目のところからご説明します。第25期、総売上目標7億1,000万円を掲げ、営業を展開してまいりましたが、実績は、対前年比4.1%減となる6億3,238万円となり、目標額に対し、89%となりました。6行目になります。今期の会社全体の売上は3億3,311万円に対前期比3.8%減となりました。人件費は1億5,283万で最低賃金の大幅アップを受けながら前年比0.4%増にとどまっています。の中にはコロナの影響で臨時休業や時間短縮をした際の休業手当も含んでおり、休業手当分は雇用調整助成金で愛媛県労働局などから助成されています。他にも各種助成金をいただきましたが、これらは決算書の雑収入に計上されております。人件費を含む一般管理費は2億2,511万円の前年比2.7%増となりましたが、水道光熱費や商品パッケージなどの石油製品の値上がりの影響している面も否めないところでございます。営業ベースの利益は、マイナス3,038万円で、営業外収益や営業外費用などを入れた税引前当期純損失は1,696万円となりました。部門ごとの販売実績は、3ページの表1に記載されておりますが、表の中ほどにあります、実績増加率では、あぐり亭部門が前年度に比べ増加しましたが、それ以外の部門は前年度を下回る結果になっております。

それでは、各部門の営業状況につきまして特産物直売所の概要からご説明いたします。3ページの表1の販売実績の一番上になります。販売額は前期に比べ1.5%減の4億2,707万円となりました。

4ページ、9行目をお願いします。8月は県内でコロナ感染者が増加し、さらに一番の繁忙期のお盆の時期に長雨が続き大打撃を受けました。その下になります。9月のシルバーウィークには盛り返しを見せ、昨年からの地方発送の需要を察知し対応した出荷者と職員の努力により9月19日に1日の売上としては過去最高の612万円を出しましたが、祝日が分散している要因もあり、昨年のように連日500万円超えとはいきませんでした。外販でも果物がよく売れ、販売額を押し上げる大きな要因になりました。

次に5ページのレストランについてご説明致します。レストランの売り上げは、対前期比10.2%減の4,667万9,000円でした。飲食部門は昨年に引き続き、もっともコロナの影響を受けました。感染力の強いオミクロン株を警戒して外食を利用しないなど、おうち時間・ステイホームに慣れてしまったことが影響しております。次にシャーベット工房です。シャーベット工房は、販売額2,556万7,000円と対前期比4.2%減となりました。年間を通して来客数の低下が売上に反映された形となっています。また、まん延防止法適用で客足が伸びず、期待した8月もコロナの状況が悪化し、さらにお盆前後の長雨でアイスの需要が低下し、ここぞというところで売上を上げることができませんでした。

次に6ページ、パン工房になります。パン工房は、今年度販売額6,160万1,000円

で、対前期比7.7%減となりました。こちらも来客数の低下が売上に反映されています。3行下になります。からりブレッドの人気は安定的で、2020年からマルナカ土居田店に卸すようになり、現在ダイキ、フジ内子、伊予鉄高島屋など5ヶ所に毎週納品しており、コロナの巣ごもり需要に対応しているところです。

次に7ページになります。燻製工房は、販売額3,077万1,000円で、対前期比12.7%減となりました。2020年に引き続き、飲食店への卸売りの減少と、イベントの中止による出店の激減の影響、また来店者の減少による店頭販売の伸び悩みなど様々な要因を受けています。燻製工房の下から2行目になります。ハム・ソーセージセットなどお中元・お歳暮などの贈答品は、コロナ禍においても定番の人気商品として定着しています。次に、あぐり亭の販売金額は1,185万1,000円で対前期比14.3%増となりました。休業期間は1月下旬から2月中旬の26日間で、昨年の2ヶ月間より少なかったのが要因と考えられます。3行下になります。コロナ対策は万全を期し、レストランと同じく愛媛県の愛顔の安心飲食店の認証を受けるなど感染対策にも取り組みました。

次に8ページになります。特産事業部の販売額は2,884万2,000円で前期比17.6%減となりました。2020年はじゃばらの収量も31tになって大口取引も多く、非常に期待度が高まりましたが、2021年は収量が半分の15tになり、売上に大きく影響しました。

8ページ下段になります。新規事業の農業については定款変更・部署名変更を経て、協力生産者の指導の元、五十崎地区の2.8haの水田において「ヒノヒカリ」と「にこまる」を栽培し、玄米30kg、396袋を仕入れる形で販売することができました。以上が、25期の事業報告の概要でございます。

次に、決算報告についてご説明します。14ページをお願いします。初めに損益計算書について説明します。上段、右端、売上高、3億3,311万7,247円から期首棚卸高と仕入及び原材料費の合計額から、期末棚卸高を差し引いた売上原価は、1億3,838万8,197円となり、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、1億9,472万9,050円でございます。ここから、営業に係る費用である、販売費及び一般管理費を差し引いた営業損失は、3,038万3,328円となりました。この営業損失に、下段の営業外収益1,228万7,549円を加え、営業外費用2万3,502円を差し引いた経常損益は、1,811万9,281円でございます。この額に、特別利益114万9,999円を加え、税引前当期純損益は1,696万9,282円となり、法人税等20万3,500円を差し引いた当期純損益は、1,717万2,782円となっています。なお、損益計算書に記載しています販売費及び一般管理費の内訳につきましては、15ページのとおりでございますので、お目通しいただくようお願いいたします。

次に、13ページをお願いします。貸借対照表についてご説明します。表の左側、資産の部ですが、流動資産と固定資産を合わせたもので、合計は下段の1億1,882万9,603円でございます。次に、表の右側、下段、純資産の部のうち、下段、繰越利益剰余金は、前期繰越剰余金に、先ほどご説明いたしました損益計算書の当期純損益1,717万2,782円を加えた、期末残高は、マイナスの689万7,568円となり、純資産の部の合計は、7,325万2,432円でございます。表の右側、一番下、負債・純資産の部の合計は、表の左側一番下、資産

の部の合計と同額でございます。

次に、16ページをお願いします。株主資本等変動計算書でございます。ページの中ほど、繰越利益剰余金につきましては、当期首残高1,027万5,214円に当期純利益マイナス1,717万2,782円を加えた当期末残高は、マイナスの689万7,568円となっております。以上が、25期の決算報告でございます。

それでは、最後に第26期の事業計画等の概要についてご説明させていただきます。資料9ページにお戻りください。下段になります。第26期は、からり全体の総売上目標を前期と同額の6億8,740万円としています。新型コロナウイルスの終息が予測できない状況ですが、社員・出荷者一丸で販売・営業努力を行い、各関係の皆さんのご協力ご支援を得てこの難局を乗り切っていきたいと考えています。なお、この第25期事業報告、決算報告並びに第26期事業計画につきましては、令和4年6月21日開催の定時株主総会に提出し全て承認されています。以上、経営状況の報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） コロナが理由でここ2年売り上げがというのは理解できるんですけど、その前の5ページからのグラフを見るとだいたい2019年、ここに対して売り上げが他の部門は上がっているんですけど、レストランに限り下がっているというところが見受けられます。レストランに対してはしっかり見て指導していく必要があるのではないかと感じますので、その点よろしくお願いします。

○農林振興課長（山中保正君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山中農林振興課長。

○農林振興課長（山中保正君） レストランにつきましては令和3年度にレストランの空調設備を改修するなどコロナ対策を十分にやってきました。また、今年度につきましては、伊予灘ものがたりなども開通するようなことも聞いておりますので、順次回復していくのではないかと思います。また、農林振興課としてもできる限り支援をしていくつもりでございます。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。よって、報告のとおり受理することとします。

日程第 5 報告第11号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第5 報告第11号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第11号、小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出につきましては、その内容を小田支所長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋優治小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） それでは、報告第11号、小田まちづくり株式会社の経営状況についてご報告いたします。議案書2の黄色い表紙からになります。第21期の事業報告書でございますけれども、事業期間は、令和3年7月1日から令和4年6月30日となっております。本事業報告書及び、決算報告書につきましては、令和4年8月23日に開催された小田まちづくり株式会社、第21期定時株主総会において、承認されております。

1ページをお開き下さい。第21期の営業報告、(1)の総括的事項についてございますが、今期も、一昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大の波が繰り返されており、経済活動も委縮を余儀なくされ、その影響は営業成績にも現れており大変厳しい状況となりました。売上状況としまして、(2)の道の駅小田の郷せせらぎ管理運営業務の①売上状況に記載のとおりでございますが、感染拡大の収束が見えない中、特産品販売施設せせらぎの利用客数は、7万364人。対前期比94%。売上額は、6,244万522円で、対前期比97%となっています。また、食堂かじか亭の来客数は、1万8,455人。対前期比113%と好調で、売上額についても、1,485万9,270円。対前期比111%と増加しております。

2ページをお開き下さい。②売上別出荷者数は、表のとおりであります。売上50万円未満の出荷者が、全体の78%を占めており、高齢化に伴い、出荷者数も今期122人、昨年と比べて3名減っております。近年も減少傾向が続いていることから、新たな出荷者の開拓が必要となっています。③実施事業といたしまして、せせらぎの施設整備について、道の駅としての将来像を描くことを目的として、第3期整備基本構想・基本計画の策定にあたりまして、株式会社からもそして生産出荷組合からも検討委員として参画をしていただき、これからの道の駅に求められる基本機能について意見集約を行ったところでございます。

次に、3ページをお開き下さい。2の事業報告でございますが、今期もイベント開催については基本的に自粛をしておりましたが、せせらぎデーについては、県内・町内の感染状況、時期をみながら、計3回ほど実施しております。3の決算報告についてですけれども、総事業収入は2,361万126円。それに対しての売上原価は775万4,187円、一般管理費は1,528万5,322円でした。せせらぎの売上が減少し厳しい状況の中でありましたけれども、経費削減に努めた結果、最終的に税引き後は、当期純損失17万3,149円となっております。詳細は、決算報告書の方で、ご説明いたします。

8ページの貸借対照表をお開き下さい。8ページの表中、左側の資産の部でございますが、一番上でございます。Ⅰの流動資産が現金及び預金、売掛金、棚卸資産等、合わせまして2,538万9,848円でございます。下に参りまして、Ⅱの固定資産の合計が843万4,017円。内訳は、有形固定資産828万2,533円。下に参りまして、無形固定資産15万1,284

円。下に参りまして、投資その他の資産が200円でございます。一番下に参りましてⅢの繰延資産として18万3,484円を計上しています。これは、前期までのホームページのデザイン作成等に要した費用を繰延資産としたものでございます。資産の部の合計は、3,400万7,349円となっております。次に、8ページ右側の上段より、負債の部でございますがⅠの流動負債は、買掛金、未払金など合わせて539万1,775円となっております。Ⅱの固定負債はございません。次に、下にまいりまして、純資産の部につきましては、Ⅰの資本金3,535万円にⅢの利益剰余金マイナス673万4,426円を加えた純資産の部の合計は、2,861万5,574円となり、負債・純資産の部の合計は、3,400万7,349円になります。

続きまして、9ページをご覧ください。損益計算書でございます。Ⅰの売上高の内訳は、町からの指定管理委託料、それから、かじか亭、こちらにつきましては、ミカタスイッチに委託しております施設でございますけれども、そういったものの業務委託・受託収入として343万190円。JA商品ですとか、ソフトクリームなどの仕入販売の商品売上高が、1,188万9,888円。それから出荷者からいただく販売手数料収入、これは販売額の17%をいただいておりますけれどもこちらが829万48円となっており、Ⅰの売上高の合計は、2,361万126円になります。Ⅱの売上原価の合計861万6,416円を差し引き、期末たな卸高86万2,229円を加えました売上総利益は、1,585万5,939円になります。Ⅲの販売費及び一般管理費が、1,528万5,322円となっており、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた57万617円が今期の営業利益でございます。この営業利益に、預金利息・雑収入等の営業外収益3,357円を加えて、営業外費用の繰延資産償却56万1,423円を差し引きしました経常利益が1万2,551円でございます。下段に参りまして、税引前当期純利益の1万2,551円に、法人税等の税額18万5,700円を差し引きしました17万3,149円が当期純損失となっております。

1枚めくっていただいて、10ページをお開きください。こちらの方の上段には、先ほど申し上げました販売費及び一般管理費の内訳を掲載しております。下段は期末棚卸資産の内訳となっておりますのでお目通しをいただけたらと思います。

次に、11ページをお開き下さい。株主資本等変動計算書でございますが、中段にございます利益剰余金について当期末残高は、マイナス673万4,426円となっています。

1枚めくっていただきまして、12ページは、個別注記表となっています。内容につきましては、お目通しをいただけたらと思います。

最後に、第22期の事業計画収支予算についてですけれども、4ページにお戻りください。第22期につきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底すると共にせせらぎデーなどイベントの開催によりまして、せせらぎ施設全体の売上について、前期の売上実績から3%増を目指します。具体的には、良質な農産物、匠の木工品など、小田地区ならではの特産品の出荷を促し、商品の充実と併せまして、ネット販売においても、公式オンラインショップに力を入れ、キャッシュレス化推進を図りたいと考えております。加えて、高齢化が進む出荷者の集配サポートや、新しい生産出荷者の開拓など、組合の方々との協力・連携、計画の一体的取り組みを進め、多様化するニーズに対応していくことで、健全経営に努めて参りたいと考えます。以上、第21期における小田まちづくり株式会社の経営状況の報告とさせていただきます。よろし

くご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。よって、報告のとおり受理することとします。

日程第 6 報告第12号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第6 報告第12号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第12号、公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出につきましては、その内容を自治・学習課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大久保自治・学習課長。

〔大久保裕記自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（大久保裕記君） 報告第12号、公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について、ご報告いたします。議案書ナンバー2の経営状況を説明する書類の公益財団法人内子町国際交流協会令和3年度事業報告及び収支決算書の1ページをお開きください。

事業報告についてですが、国際交流協会は、令和3年度におきましても、国際的な視野と実践力を備えた人材を育成し、もって活力ある地域社会の形成に寄与することを使命として、各種事業を行いました。主なものをご報告いたします。ローマ数字のⅠ、交流促進事業の1、意識啓発・情報発信事業につきましては、毎月1回、機関紙ゆうていあを広報うちこへ掲載したほか、ホームページやフェイスブックにより協会の活動を広く国内外に発信しております。2の各種講座運営事業につきましては、(1)にあります、11月27日に内子座で開催されました愛媛国際映画祭でドイツ映画「はじめてのおもてなし」が上映されました。上映に先立って、国際理解講座として、観覧者を対象にドイツ人国際交流員のドレーン・アルントさんが内子町とローテンブルク市の姉妹都市交流及び国際交流協会の紹介、映画の背景となったドイツの難民受け入れの実情について紹介しました。

2ページになります。3の交流イベント・体験事業では、(1)国際交流ボランティア活動の推進事業としまして、ウの在住外国人支援のための日本語広場では、新型コロナウイルス感染防止のため講座はありませんでしたが、ボランティア講師のオンライン研修や県内の日本語学習支援団体との意見交換などのサポートを行いました。エの青少年海外派遣事業OB会の運営事業で

は、2月に開催した国際交流員ドレーンさんの送別会で、OB会会員に呼びかけ57名の方からドレーンさんへのメッセージや近況報告を寄せていただいております。

次に4ページになります。ローマ数字のⅡ、助成事業についてですが、1の青少年海外派遣事業をはじめ各種助成事業のすべてが、新型コロナウイルス感染症の影響により、いずれも申請がございませんでした。次にローマ数字のⅢ、法人管理の1の寄付金につきましては、町内各企業、団体等へ寄付のお願いをおこなったほか、(2)になりますが、平成28年度に創設した賛助会員制度に基づき、会員拡大に努めました。

5ページになります。2の理事会・評議員会、3の特定資産運用管理委員会、4の研修会・会議への出席、5の職員の状況についてにつきましてはご覧のとおりとなっております。

また、6ページから7ページに、6の役員の状況につきましてもお目通しいたきますようお願いいたします。

続きまして8ページ、収支決算書類について、ご報告いたします。貸借対照表です。表の当年度(A)の欄をご覧ください。科目のローマ数字Ⅰ、資産の部で流動資産の合計額が217万2,207円で、2の固定資産のうち、(1)特定資産の合計が、2億2,284万6,398円、(2)その他固定資産の合計が34万560円、1の流動資産と2の固定資産を合わせた資産合計が2億2,535万9,165円です。次に科目のローマ数字Ⅱ、負債の部では、1の流動負債は未払金、前受け金、預り金を合わせた流動負債の合計18万4,925円です。次に科目のローマ数字Ⅲの正味財産の部で1の指定正味財産の合計が2億3,014万1,024円。正味財産の合計は2億2,517万4,240円で、一番下の負債及び正味財産合計が、2億2,535万9,165円となっております。

9ページになります。次に、正味財産増減計算書、会社でいう損益計算書になりますが、表の当年度(A)の欄をご覧ください。まず、ローマ数字のⅠ、一般正味財産増減の部、1の経常増減の部(1)経常収益の中の特定資産運用益は、514万4,410円で、受取会費が24万4,000円、事業収益の外国語・国際理解講座及び各種事業会費等の合計が20万7,000円。一般寄付金や指定寄付金、指定正味財産からの振替額など受取寄付金等の合計が29万8,055円となっており、雑収益の5万5,699円を合わせた経常収益の合計は594万9,164円です。次に、(2)の経常費用の主なものとして、人件費が411万6,882円、外国語講座の講師謝礼として報償費が24万4,000円、機関紙ゆうていあの発行における印刷製本費15万8,532円。インターネット通信や郵送に係る通信運搬費として、17万9,078円、支払手数料として28万8,240円で、これら経常費用の合計が525万1,439円となっております。経常収益計から経常費用計を差し引いた、当期経常増減額が69万7,725円となっております。その結果、一般正味財産期末残高がマイナス496万6,784円となります。

次に10ページのローマ数字のⅡ、指定正味財産増減の部の特定資産評価損益が、171万5,806円となっており、指定正味財産期末残高が2億3,014万1,024円となっております。以上のことにより、一番下のローマ数字Ⅲの正味財産期末残高は2億2,517万4,240円となっております。

11ページには、財産目録を掲載しております。こちらは、貸借対照表にあります資産並びに負債の内容について掲載したものですので、お目通しください。

最後に、12ページから15ページにかけて令和4年度事業計画を。また16ページ、17ページに令和4年度の収支予算書を掲載しておりますのでご参照ください。以上、報告第12号、公益財団法人・内子町国際交流協会の経営状況についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。よって、報告のとおり受理することとします。

日程第 7 報告第13号 健全化判断比率の報告について

日程第 8 報告第14号 資金不足比率の報告について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第7 報告第13号 健全化判断比率の報告について」及び「日程第8 報告第14号 資金不足比率の報告について」以上の2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第13号、健全化判断比率の報告について、報告第14号、資金不足比率の報告について、この2件の報告案件につきましては、その内容を総務課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、議案書1の7ページをお開きください。報告第13号、健全化判断比率の報告について、及び8ページ、報告第14号、資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、財政の健全化判断、財政の早期健全化判断、財政の再生判断を示す指標につき、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会への報告及び公表が義務付けられているものでございます。健全化判断比率、すなわち実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を、7ページ、報告第13号の一覧表で示してございます。また企業会計においては、8ページの報告第14号の一覧表に示しておりますように、資金不足の比率を示す指標ということになります。これらの5つの指標によって、財政運営の健全化等を示すことになっております。

まず、議案書1の7ページ、報告第13号「健全化判断比率の報告について」ご説明致します。令和3年度における実質赤字比率及び、連結実質赤字比率は黒字となっているため該当ございません。実質公債費比率は1.7%でございました。令和2年度と比較し、0.1%改善しております。この実質公債費比率が18%を超えますと、新たな財政計画や起債発行に当たって国・県の許可が必要となり、更に25%を超えると地方債の発行が制限されます。将来負担比率につきましても該当なしで、前年度と同様に基準値内となっております。それぞれの項目にある括弧

の数字、早期健全化基準をいずれかの項目で超えますと、健全化判断比率を公表した年度の末日までに財政健全化計画を策定しなければならないことになっております。

続いて、議案書1の8ページ、報告第14号、資金不足比率についてご説明致します。令和3年度における資金不足比率については、2つの事業会計において資金不足等は発生していません。

以上、報告第13号、及び報告第14号につきましては、7月21日から7月26日にかけて、赤穂代表監査委員、森永監査委員の審査を終えましたので、別冊資料8の8月18日付審査意見を付して、本日、内子町議会9月定例会に報告するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。よって、報告のとおり受理することとします。

ここで暫時休憩します。午前11時5分から再開します。

午前10時55分 休憩

午前11時 5分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 9 報告第15号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第9 報告第15号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第15号、内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出につきましては、その内容を学校教育課長に説明致させますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 報告第15号、内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出についてご説明を申し上げます。議案書1の9ページとなります。説明資料は、資料ナンバー3となります。それでは、資料ナンバー3でご説明させていただきます。内子町教育委員会では、毎年、教育行政の管理、執行状況につきまして自己点検及び報告を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しているところでございます。

1 ページから 2 ページにかけては、点検・評価の趣旨、点検評価の対象・方法、評価基準、評価委員名簿、委員会の開催実績など、記載しております。外部評価委員会のメンバーは、2 ページにございます5名で、委員会は7月に2回開催し協議いただき、ご意見をいただいたところでございます。

また、3 ページから 4 ページには、教育委員会活動報告を記載しております。点検・評価の対象となります事業でございますが、令和3年度中に実施を致しました、学校教育課関連の22の事業につきましては、5 ページから 26 ページに記載しております。また、自治・学習課関連の16の事業につきましては、27 ページから 42 ページに記載してございます。それぞれ、事業内容等につきましては、去る8月19日に開催されました、全員協議会で説明させていただいた通りでございますので、省略をさせていただきます。なお、全体をとおしてですが、コロナ禍による事業規模の縮小や中止などもあります。コロナ禍の中でも事業実施について工夫を凝らし、オンラインで開催するなど、事業を実施したものもございます。そのような理由で予算の執行率が低い事業もございますが、今後におきましても、学校教育の方針と施策、社会教育の方針と目標、人権・同和教育基本方針を基に、教育や文化、スポーツの推進に努めて参りたいと思います。以上、内子町教育委員会の点検・評価の報告とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。よって、報告のとおり受理することとします。

日程第10 議認第4号 令和3年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 議認第5号 令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 議認第6号 令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 議認第7号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議認第8号 令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 議認第9号 令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第10 議認第4号 令和3年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」「日程第11 議認第5号 令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第12 議認第6号 令和3年度 内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第13 議認第7号 令和3年度 内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第14 議認第8号 令和3年度 内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「日程第15 議認第9号 令和

3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」以上の6件を、一括議題とします。本案について説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議認第4号、令和3年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について、議認第5号、令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について、議認第6号、令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議認第7号、令和3年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議認第8号、令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議認第9号、令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、その内容を会計管理者に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○会計管理者（田中哲君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 田中会計管理者。

〔田中哲会計管理者登壇〕

○会計管理者（田中哲君） それでは、「議認第4号」から「議認第9号」までの令和3年度一般会計及び特別会計の決算について、ご説明いたします。各会計の決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算及び意見を議会に提出し、議会の認定をいただくものでございます。

では、議認第4号、令和3年度一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。全体的な決算額は、前年度と比べ歳入で5億1,809万円余りの減で121億8,796万円余り、同じく歳出についても、5億216万円余りの減で117億3,547万円余りとなり、歳入歳出とも4.1%の減少となっていますが、コロナの影響のなかった前々年度、令和元年度決算と比較しますと、歳入で15億9,000万円余り、歳出で15億8,000万円余りの増、率にして15%を超える増となっており、令和2年度に引続き、令和3年度においても大きな決算額となっています。これは、前年度と同じく、国庫補助金を中心とした新型コロナウイルス感染症対策関連の各種事業の取り組みが、引続き大きかったことに加え、歳入において、地方交付税をはじめとする国からの交付金及び起債が増加したこと、また、それに伴って基金の積立てをしたことによるものでございます。

それでは、資料ナンバー4、一般会計決算書、2ページ、3ページをご覧ください。まず歳入です。1款、町税の収入済額は、14億2,382万8,743円で、前年度より3,248万円余りの減、歳入全体に占める割合は11.7%です。税目別に見ますと、町民税・固定資産税・軽自動車税で前年度より減額となり、町たばこ税は増額となっています。不納欠損額は169万円余りで、85名分を処理したものです。収入未済額1,740万円余りは、660名分の滞納額となります。また、調定額に対する収入率は、98.7%です。10款、地方交付税の収入済額は、52億1,501万5,000円で、前年度より3億7,569万円余りの増となっています。歳入全体に占める割合は、42.8%になります。増額の理由としましては、普通交付税

において臨時経済対策費や臨済債償還基金費などが算入されたことなどにより、3億3,390万円の増となっていることが大きな要因です。

次に4ページ、5ページをお開き下さい。12款1項、分担金の収入未済額668万円余りは、がけ崩れ防災事業などの土木費、及び災害復旧事業費に係る分担金の繰越によるものです。12款2項「負担金」の不納欠損額12万5,000円は保育料を処理したもので、収入未済額25万円余りにつきましても保育料の滞納額となります。13款、使用料及び手数料の収入未済額2,174万円余りは、町営住宅使用料及び駐車場使用料の未収入分です。14款、国庫支出金は、収入済額18億6,543万152円で前年度より12億8,922万円余りと大きく減少しています。その要因は前年度において、1人10万円を交付した特別定額給付金をはじめとする新型コロナウイルス感染症に対応する関連事業の国庫補助金があったことによるものです。国庫支出金の収入未済額は、1億7,573万円余りあり、これは、社総金事業、災害復旧事業などの補助金の繰越です。15款、県支出金の収入済額は9億7,667万3,277円です。収入未済額は、6,558万円余りで、がけ崩れ防災事業、災害復旧事業などの補助金の繰越です。16款、財産収入の収入済額は6,020万2,097円で、前年度より2,221万円余りの増となっています。これは八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏域基金の廃止により、内子町の出資金3,723万円余りの返還があったことなどによるのもです。17款、寄附金の収入済額1,790万8,000円は、ふるさと応援などの寄附金です。18款、繰入金の収入済額1億7,793万7,551円は、一般会計において各種事業に充当する財源として各基金から繰入れしたものです。21款、町債の収入済額は、10億3,051万4,000円で、前年度より1億6,053万円余りの増となっています。収入未済額の1億7,450万円は、土木債、消防債、災害復旧事業債の繰越です。

次に6ページ、7ページをご覧ください。歳入合計は、一番下の収入済額合計121億8,796万1,684円で、前年度より5億1,809万円余り、率にして4.1%の減となっています。

次に8ページ、9ページをご覧ください。歳出の主なものを説明いたします。2款、総務費の支出済額は、10億9,896万9,665円で、前年度より17億534万円余りの減です。減となりました大きな要因は、前年度に特別定額給付金16億2,000万円余りの支出があったことによるものです。3款、民生費の支出済額は、30億7,695万405円で、前年度より4億8,624万円余りの増となっています。これは、住民税非課税世帯等における臨時特別給付金2億1,640万円、子育て世帯への臨時特別給付金2億880万円などを含む支援事業を実施したことによるものです。4款、衛生費の支出済額は、9億7,097万6,378円で、前年度より9,253万円余りの増となっています。これは、新型コロナウイルスワクチン接種事業1億1,504万円などを実施したことによるものです。6款、農林水産業費の支出済額は、7億5,259万209円で、前年度より2億1,983万円余りの減です。減となりましたのは、前年度に、1億5,000万円余りをかけ東自治センター耐震補強改修工事を実施したことなどによるものです。7款、商工費の支出済額は、3億5,582万629円で、前年度より364万円余りと微増ですが、前年度に引続き、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者に対し、えひめ版応援金などの支援事業を実施しています。8款、土木費の支出済額は、11億

1, 825万3, 951円で、前年度より4, 944万円余りの減です。9款、消防費の支出済額は、4億5, 251万6, 662円で、前年度より1億6, 808万円余りの減です。減となりましたのは、前年度に1億6, 000万円余りをかけデジタル防災行政無線個別受信機の整備を実施したことによるものです。

次に10ページ、11ページをお開きください。10款、教育費の支出済額は、12億4, 765万9, 594円で、前年度より1億1, 525万円余りの増となっています。増となりました要因として、和田自治会館、及び平野自治会館の新築、旧田渡幼稚園改修を実施したことなどによるものです。11款、災害復旧費の支出済額は、2億3, 034万602円で、前年度より1億5, 123万円余りの減となりました。13款、諸支出金の支出済額は、13億4, 547万7, 056円で、前年度より10億8, 248万円余りの大幅な増となりました。これは、基金への積立金で、主なものとしましては、減債基金に1億6, 950万円余り、公共施設整備基金に4億48万円余り、地域振興基金に6億1, 581万円余りを積立えています。そうしまして、歳出合計は、一番下の支出済額合計、117億3, 547万3, 486円で、前年度より5億216万円余り、率にして4.1%の減となっています。

次にページ数を大きく飛びまして180ページをご覧ください。実質収支に関する調書です。3番の「歳入歳出差引額」は、4億5, 248万8, 198円となり、そのうち繰越明許費 繰越額は、1億6, 057万3, 000円、事故繰越し繰越額は、300万円となり、4番の翌年度へ繰り越すべき財源は、1億6, 357万3, 000円、5番の「実質収支額」は、2億8, 891万5, 198円となります。

次に決算書の181ページをご覧ください。財産に関する調書です。

182ページから公有財産の異動で「土地及び建物」の動きを記載しています。その詳細につきましては、資料ナンバー7決算資料の103ページで後ほどご確認ください。

次に決算書の186ページをご覧ください。物品の所有状況です。取得価格が50万円以上の「重要物品」につきまして、年度内の増減を一覧表に記載しています。詳細につきましては、資料ナンバー7決算資料の104ページに記載しておりますので、後ほどご確認ください。

次に188ページをお開きください。基金の決算です。ご覧のとおり1番から29番まで29の基金があり動きのあった主なものを説明いたします。1番、一般会計財政調整基金です。年度末現在高は、前年度より8, 927万円余り増の13億7, 545万2, 652円となります。2番、減債基金は、前年度より1億6, 950万円余りの増で、年度末現在高が11億7, 680万8, 652円です。次に4番、土地開発基金です。年度末現在高が2億8, 814万8, 865円で年度中減少高1, 927万円は、柿原自治会館建設用地購入に充当しています。7番、公共施設整備基金は、年度末現在高は29億8, 213万6, 220円となり、3億850万円余りの増となっています。これは9, 198万円を各公共施設の整備に充当しつつ、4億円を積み立てたものでございます。

189ページに移りまして、17番、国民健康保険特別会計財政調整基金です。年度中減少高4, 500万円は、国民健康保険事業特別会計へ繰出しをし、年度末現在高は5, 438万6, 559円となります。26番、森林環境譲与税基金の年度末現在高は、前年度より2, 902万円余り増の6, 848万637円です。基金目的である林業振興事業に2, 300万円を一般会

計に繰出し充当しています。28番と29番の基金は令和3年度に設置された新しい基金になります。28番、内子町地域振興基金は、6億1,581万6,093円を積立て、29番、学校教育施設整備基金では、41万2,604円を積立えています。そうしまして、基金の年度末現在高合計額は、一番下の欄の右、78億5,932万3,742円となり、前年度より11億2,267万円余りの増となっています。以上で、議認第4号、令和3年度一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

続きまして、議認第5号から議認第9号までの5つの特別会計決算について説明いたします。資料ナンバー5、特別会計決算書の2ページ、3ページをお開きください。内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計です。まず、歳入です。1款、寄宿舎事業収入の収入済額556万円余りは、寄宿舎の部屋使用料です。2款、繰入金は、一般会計からの繰入で997万円余り、3款、諸収入の181万円余りは、部屋の光熱水費などの使用料でございます。歳入合計は、1,735万6,617円で、前年度より615万円余りの増となります。

次に、10ページ、11ページをお開き下さい。歳出です。1款、1項、1目、寄宿舎事業費の一般管理費の支出済額は287万円余り。2目、施設管理費が727万円余り、3目、寮生の給食費が720万円余りとなっています。歳出合計は、歳入合計と同額の1,735万6,617円です。

次に、14ページ、15ページをお開き下さい。国民健康保険事業特別会計です。まず、歳入です。1款、国民健康保険税の収入済額は、3億1,745万円余りで、前年度より512万円余りの減となります。また、調定額に対する収入率は、95.0%です。不納欠損額は、13名分の103万円余りを処理し、保険税の収入未済額は、1,572万円余りとなっています。6款繰入金の収入済額は、基金繰入金の4,500万円を含め2億1,330万円余りとなっています。そうしまして、歳入合計は、19億8,263万9,253円で、前年度より1億34万円余りの減となっています。

次に16ページ、17ページをお開き下さい。歳出です。歳出は、2款の保険給付費が主なもので13億7,495万円余りとなり、前年度より1億1,266万円余りの減となります。そうしまして、歳出合計は、19億7,850万4,695円で、前年度より8,897万円余りの減となっています。

次に40ページ、41ページをお開きください。介護保険事業特別会計です。まず、歳入です。1款、保険料の収入済額は、4億3,363万円余りです。前年度より3,471万円余りの増で、調定に対する収入率は96.8%です。また、不納欠損額は1,143万円余りで、収入未済額が、285万円余りとなっています。10款、繰入金は、一般会計からの繰入で4億4,046万円余りで前年度より2,191万円余りの増となり、歳入合計は、27億4,969万9,852円で、前年度より9,812万円余りの増となっています。

次に42ページ、43ページをお開き下さい。歳出です。その主なものは、2款の保険給付費で25億4,747万円余りです。歳出合計は、27億744万3,632円で、前年度より5,945万円余りの増となっています。

次に78ページ、79ページをお開き下さい。介護保険サービス事業特別会計です。まず歳入です。1款、サービス収入は、ケアプラン作成にかかる収入1,048万円余りです。2款、繰

入金は、一般会計からの繰入で167万円余り、歳入合計は、1,216万3,833円で、前年度より98万円余りの減となります。

次に80ページ、81ページをお開き下さい。歳出です。1款、総務費の支出済額は544万円余りで、そのほとんどが人件費です。2款、事業費は、ケアプランの外部委託などの経費671万円余りです。そうしまして、歳出合計は、歳入合計と同額の1,216万3,833円です。

次に96ページ、97ページをお開き下さい。後期高齢者医療保険事業特別会計です。まず歳入です。1款、後期高齢者医療保険料の収入済額は、1億5,888万円余りで、前年度より187万円余りの増となります。3款、繰入金の8,458万円余りは、一般会計からの繰入れです。

次に98ページ、99ページをお開き下さい。歳入合計は、2億5,225万4,345円で、前年度より114万円余りの増となります。

最後に、100ページ、101ページをお開き下さい。歳出です。その主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金で、2億4,178万円余りです。歳出合計は、2億4,374万1,205円で、前年度より135万円余りの増となっています。以上で、「議認第4号」から「議認第9号」、令和3年度一般会計決算及び特別会計決算の説明とさせていただきます。ご審議の上、認定賜りますようお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） 監査委員から、審査意見書が、提出されておりますので、報告を求めます。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 赤穂英一代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。

資料番号8番、令和3年度内子町一般会計・特別会計決算審査意見書の28ページをご覧ください。総括意見としてまとめさせていただいております。地方自治法第233条に基づく、令和3年度における一般会計・特別会計の歳入歳出決算審査は、代表監査委員の私、赤穂、森永監査委員及び監査委員事務局により、内子町監査基準に基づき、各課等から提出された決算資料を中心に、関係書類の審査、関係職員からの聴取、さらに前年度の決算審査、令和3年度の財務監査や例月現金出納検査における指導事項等への対応状況の確認も含めて実施しました。決算業務は多岐にわたることから、それぞれの事業から抽出等により決算審査をおこないました。その結果、各会計の決算書及び関係調書等は予算並びに関係法令に準拠して作成されており、誤りのないものと認めました。評価できる事項もたくさんございましたが、一方で、引き続き留意いただきたい事項もありました。主な意見は、次のとおりです。

1、一般会計予算額に対する不用額等についてですが、不用額は、歳出予算現額から支出済額及び翌年度繰越額を控除したお金であり、大切なことは、不用額発生の原因です。良い不用額の発生事例としては、3点挙げておりますが、今回の決算審査では、いずれの事例も見受けられました。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事例も多く見受けられました。また、補助金及び助成金については、活動実態等を的確に反映して必要な見直しや要綱・規定に基づく精算を行っており、評価できます。一方、良くない事例としては、2点挙げておりますが、今回

の決算審査では、このような事例は見受けられませんでした。引き続き、予算執行事務管理の徹底や、早めの決算見込みと不用額の把握に努め、補正予算での対応、あるいは、将来のための基金として活用するなど、限られた財源の最大限の活用に努めていただきたいと思います。

2点目として一般会計委託料及び工事請負費についてです。1つ、競争性、透明性、経済性の確保について、多くの業務が外注で執行されており、これは、民間の活性化や事務の効率化に繋がり評価できることです。大切なことは、この財源が税金であることに鑑み、「より良いものをより安く調達しているか」で、地方自治法の本質と趣旨がいかにかきかされているかです。今回の決算審査では、競争性・透明性・経済性を踏まえ、更には地元業者の受注機会の確保を図る地域要件を考慮した競争入札、比較見積もりが行われており、適正な予算執行が行われていました。また、これらの中には、低入札価格調査の必要な事例も確認されましたが、「内子町低入札価格調査要綱」等に基づき適正に執行されていました。多様化している入札・契約制度それぞれのメリット・デメリットを念頭に、引き続き事業に見合った最良の方法を検討され、適正な契約執行に努めていただきたいと思います。2つ目として留意事項であります。不正に繋がりやすい随意契約、あるいは複数年契約となる長期継続契約については、法的根拠が重要です。執行伺い決裁書類には、根拠となる条項、理由の記載漏れがないよう留意願います。今回の決算審査では、根拠となる条項及びその理由が殆どの事案で確実に記載されて、引き続き、徹底願います。また、少額随意契約においては、癒着による業者の固定化といった疑念を生じさせることのないよう、複数業者による見積もり合せを行い広く参加の機会が付与されるよう努めていただきたいと思います。加えて、随意契約を行う場合の法令根拠や理由の解釈が各関係部署において統一かつ公正に行えるよう、新たに内子町随意契約ガイドラインを定め、一層厳正な契約手続きに努めています。これは、財務監査で指導したことへの迅速な対応であり、高く評価できます。3点目として、工事の現地監査について。多くの工事から抽出した工事について、内子町監査基準による工事監査の着眼点を参考に書類監査と現地監査を実施しました。着眼点は以下の3点です。書類監査と現地監査の結果、それぞれの工事ともに適正に執行されていました。特に変更契約については、事前に目視でき予測できるもの、関連する設備の経過年数の確認、求められている環境対策など、十分な準備調査を行い、当初設計に確実に盛り込むなど、適正な執行に努めていただきたいと思います。また、工事の各段階や竣工時の検査においては、発注仕様書のとりの成果・効果が出ているかという観点からも厳正な検査を行うよう留意願います。

3番の滞納についてです。町税をはじめ、国民健康保険税、貸付金、負担金、使用料等の全体の滞納は、次の滞納額の推移のとおり、平成22年度以降は減少傾向が継続しており、令和3年度は、対前年度比で1,954万7,000円の減少となっています。これは、厳しい経済と高齢化の状況下で、職員一丸となって長期にわたり、日々取り組んできた成果です。また、税務課主導の「内子町債権管理対策会議」等による緊密な連携によるものでもあり、高く評価できます。一方、町税、国民健康保険税、介護保険料、保育所費負担金の過年分滞納においては、不納欠損処理が確認されました。いずれも法令に基づく、執行停止、即時消滅、消滅時効を理由とした適正な処理でした。引き続き、職員の不作為による安易な不納欠損処理とならないよう、公平確保の観点からも法令に基づき、厳正に対処願います。徴収事務は、自主財源の確保、公平な負担、行政の信頼につながるものです。滞納については、今後とも、法令に基づき、初期対応に積極的

に取り組み、現年分の徴収が収入未済とならないよう努めるとともに、過年分を含め、その解消に一層努力願います。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免や納税猶予措置は、適正に対処されていました。町税の徴収率は、次の町税の徴収率の推移のとおりで、令和3年度は徴収率98.68%となっています。具体的には、法令に基づく厳正・的確な滞納整理、高額・悪質事案の愛媛県地方税滞納整理機構への引継ぎ、振替納税の利用勧奨などの結果であり、高く評価できます。引き続き、ウィズコロナ、アフターコロナの対策として、納税者利便の向上と行政の効率化のため、振替納税の更なる向上策に取り組んでいただきたいと思います。

31ページですが、一方、全体的に滞納が減少している中、徴収率の低い町営住宅・駐車場使用料、住宅新築資金等貸付金については、引き続き、内子町債権管理対策会議に諮り、事案によっては専門家とも相談し、滞納者はもとより連帯保証人にも接触し、厳正な対応を願います。加えて、担当者が一人で悩むことがないよう、引き続き、担当部署一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

4点目、新型コロナウイルス感染症対策についてです。新型コロナウイルス感染症に関連する広報・周知、感染防止対策、経済対策、各種手続きのサポート、補助、助成、減免、納税猶予等、多岐にわたり各種事務が集中する中において、決算審査をおこなった範囲内において、概ね適正・迅速な対応がされていました。えひめ版応援金の支給については、一部、給付後に返納に至った事例が確認されましたが、再発防止策により、改善されております。また、子育て世帯への臨時特別給付金等については、対象世帯の受給漏れがないよう確実にフォローされていました。今後も引き続き、必要な情報収集を行い、実態把握に努め、効果に繋がる的確な対応をお願いします。

5点目、資金運用についてですが、資金の運用については、今後とも、関係課との緊密な連携のもと、安全確実を旨とした運用に努めていただきたいと思います。地方自治体は、もうけ主義ではありません。ここで大事なのは、「その時に、最も効率的で、安全であろうと判断」した「意思決定の過程」を記録しておき、説明責任を果たせるようにしておくことです。

32ページ、6番目、情報化、ICT化対応についてです。社会保障・税番号制度の導入や更なる情報化、ICT化が進展している中、重要なのは、個人情報及びデータの保護は適正に行われているか、職員への情報管理やシステムの周知・研修・監査・点検が十分に行われているかです。令和3年度は、情報セキュリティの体験型訓練として、疑似的な標的型メールを全職員に送付してその対応を確認し、注意喚起を徹底したほか、新たに担当部署等による各部署への無予告監査を実施するなど、工夫を加えた各種の効果的な取り組みがされており、高く評価できます。ただし、研修は、半数以上の職員が参加できておらず、参加できなかった職員に対して、単に研修資料を回覧するのではなく、確実に資料配付するとともに自己研修時間の確保をお願いします。引き続き、研修、内部監査、点検が形骸化しないよう取り組んでいただきたいと思います。加えて、税・社会保障・災害対策の3分野で活用するためのマイナンバー制度について、マイナンバーカードの交付率向上策に、一層、取り組んでいただきたいと思います。なお、マイナンバーカードについては、第2期内子町総合計画で令和6年度100%取得を目標として掲げられています。

7番目、基金について。基金は、地方自治法第241条第1項にあるように、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または、定額の資金を運用するために積み立てられていますが、いずれも法令・条例に基づいて適正に管理されていました。引き続き、その規模や管理に

について、十分検討を行った上で、それぞれの基金の設定の目的に則して、適時・適切な運用、管理に努めていただきたいと思います。

8点目、時間外勤務手当、有給休暇、公用車管理、事務処理についてです。1つとして、全体的には改善傾向にあります。が、一部の部署の一部の職員において時間外勤務の慢性化が、複数の部署の一部の職員において有給休暇が殆ど取得できていない事象が確認されました。職員は組織の財産であり、職員の健康管理は自らおこなうことはもとより、管理者の重要な責務の一つであります。原因を分析・検証し、改善策に取り組まれているところではあります。が、引き続き、「内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則」や人事院の指針の遵守、特定の職員に過重な負担とならないよう必要に応じ、担当者相互の事務支援や事務分担の見直し、職員が一人で悩むことがないような風通しの良い職場環境の醸成に努めていただきたいと思います。2つ目として、今回の審査においても職員や外部委託の高齢運転手の不注意による公用車の損傷案件が散見されました。公用車毎の管理台帳を整備し、既に、職員等への注意喚起はなされていますが、物品の調達費や修繕費の財源は税金であることを常に認識の上、職員等への注意喚起を徹底し、再発防止に努めていただきたいと思います。加えて、外部委託を含めて運転用務に応じた適切な運転手の配置に留意願います。

33ページ、3つ目として、各種事務の処理に当たっては、事務処理手順の遵守と管理者の事務管理を徹底願います。不適切事例が発生するとその処理に多大な事務量が必要となり、結果として事務量増加や行政への信頼を損なうことにも繋がります。引き続き、基本に忠実な事務処理に取り組んでいただきたいと思います。現在、一層適正な事務処理確保のため、内部統制、これは内部監査の充実のことですが、の導入の検討を進めており、これは、これまで監査・検査・審査において指導してきたことに対する対応であり、高く評価するとともに早期の運用開始を期待したいと思います。

最後に内子町の財政は、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書のとおり、健全財政です。ただし、令和3年度は地方交付税が微増したものの、令和4年度は減少しており、今後、財源の大幅な増加は見込めず、さらに新型コロナウイルス感染症の影響等で自主財源である町税等の増加は見通せないことから、従来どおりの予算規模の維持は年々難しくなってきています。今後も、過疎化と人口減少、少子・高齢化の進行に加え、地球温暖化に伴い多発する自然災害・予想される地震への対策、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への各種対応など、厳しい地域の現状が続くと思われますが、これまで同様に補助金制度の積極的な活用、基金の適正な積立と活用、必要不可欠な事業の選択、適時適切な予算配分と実施に努めていただきたいと思います。以上で、決算審査報告といたします。

○議長（菊地幸雄君） 「議認第4号」から「議認第9号」までの、令和3年度各会計歳入歳出決算認定について、の説明と報告が終わりました。これより、質疑にはいります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

それでは、お諮りします。「議認第4号」から「議認第9号」までの決算認定6件は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議認第４号」から「議認第９号」の決算認定６件は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

午前中の議事はここまでとし、休憩します。午後１時から再開します。

午前１１時５４分 休憩

午後 １時００分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第１６ 議案第４９号 令和３年度 内子町水道事業会計剰余金の処分について

日程第１７ 議認第１０号 令和３年度 内子町水道事業会計決算の認定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第１６ 議案第４９号 令和３年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第１７ 議認第１０号 令和３年度内子町水道事業会計決算の認定について」以上の２件を一括議題とします。本案について説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第４９号、令和３年度内子町水道事業会計剰余金の処分について、議認第１０号、令和３年度内子町水道事業会計決算の認定につきましては、その内容を建設デザイン課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定・ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議案第４９号、令和３年度内子町水道事業会計剰余金の処分について。議認第１０号、令和３年度内子町水道事業会計決算の認定につきましては、関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。

それでは、資料１議案書の１６ページをお開きください。令和３年度内子町水道事業会計で、利益剰余金が生じたので、その処分につきまして、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次の１７ページに処分計算書を記載しております。未処分利益剰余金６，０５７万１，７６０円を処分額といたしまして、その処分先でございますが、企業債の償還に充てる目的の減債積立金に５，０５７万１，７６０円、建設改良積立金に１，０００万円をそれぞれ積み立てまして、処分するものでございます。

次に18ページをお開きください。議認第10号、令和3年度内子町水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。資料6の令和3年度内子町水道事業会計決算書の2ページをお開き下さい。収益的収入及び支出でございます。まず収入でございますが、1款の水道事業収益決算額が、4億4,374万9,257円となっております。内訳と致しまして、1項の営業収益は、2億7,645万7,642円で給水収益等でございます。2項の営業外収益は、一般会計補助金、雑収入等で1億6,729万1,615円となっております。

次に3ページをお開きください。支出でございますが、2款の水道事業費用決算額が、3億7,773万5,886円となっております。内訳と致しまして、1項の営業費用は、3億2,905万6,644円で、2項の営業外費用は4,867万1,311円でございます。

続きまして、4ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、3款資本的収入決算額は、総額で3億7,197万6,143円でございます。内訳につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、5ページをお開きください。支出でございます。4款資本的支出決算額は、総額で4億4,352万1,558円となっております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、8,311万3,415円につきまして、過年度分、損益勘定留保資金、減債積立金、当年度消費税等資本的収支調整額で補填しております。詳細につきましては、次の6ページに記載しておりますのでお目通しをお願いします。

続きまして、7ページをお開きください。損益計算書です。まず、営業収益でございますが、給水収益から加入金まで合わせまして2億5,135万5,657円でございます。次に営業費用でございますが、原水及び浄水費からその他の営業費用まで合計で3億2,047万3,749円でございます。営業収益から営業費用を差し引きしました営業損失は、6,911万8,092円となっております。続きまして、営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計で、1億6,729万3,701円でございます。営業外費用が3,759万6,639円となっており、このことによります経常利益は、6,057万8,970円となっております。これに特別損失を考慮しまして、令和3年度未処分利益剰余金は、6,057万1,760円となります。この剰余金処分につきましては、「議案第49号」でご説明いたしましたように、内子町水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例第2条第1項のとおり、処分するものでございます。資料8ページから9ページには剰余金計算書を、10ページには、剰余金処分計算書の案を記載しておりますのでお目通しをお願い致します。

11ページから13ページには、内子町水道事業、貸借対照表を記載しており16ページには、キャッシュ・フロー計算書を、17ページ以降には、事業報告などの関連資料を記載しておりますので、お目通しをお願い致します。

以上、簡単ではございますが、議案第49号、令和3年度内子町水道事業会計剰余金の処分について及び、議認第10号、令和3年度内子町水道事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定・ご認定賜りますようお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） 監査委員から、審査意見書が、提出されておりますので、報告を求めます。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 赤穂英一代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。

資料番号8番、令和3年度内子町公営企業会計決算審査意見書の3ページをご覧ください。
地方公営企業法第30条に基づく、令和3年度内子町公営企業会計決算審査は、代表監査委員の私・赤穂、森永監査委員及び監査委員事務局により、内子町監査基準に基づき、担当部署から提出された決算報告書等の審査、関係職員からの聴取、さらに財務監査や例月現金出納検査における指導事項等への対応状況の確認も含めて、実施しました。その結果、4番の審査の結果にありますとおり、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿等と符合し正確であり、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。また、運営状況についても、地方公営企業法の趣旨にそって経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう効率的な運営がなされているものと認めました。

14ページをご覧ください。水道事業についての意見を申し上げます。1番目、経営状況についてですが、平成28年4月1日付で全ての簡易水道事業と統合して、6年目の経営状況であり、その状況を示す損益計算書では、水道事業の正常な収益力を示す経常利益は6,057万8,970円。当年度未処分利益剰余金は6,057万1,760円となっています。また、経営の健全性を示す経常収支比率は、116.92%であり、健全経営の水準とされる100%を上回っています。一方、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、91.24%であり、必要とされる100%を下回っています。2、財政状態についてですが、財政の状態を示す貸借対照表による財政比率は、次のとおりで良好です。1つ目、固定資産対長期資本比率は、事業の固定的・長期安定性を見る指標であり、100%以下が望ましく、89.41%となっています。2つ目として、流動比率は、1年以内に返済すべき流動負債をどの程度返済可能かを見る指標であり、最低でも100%以上が必要で、518.39%となっています。3点目、自己資本構成比率は、総資本に占める自己資本の割合を見る指標であり、比率は高いほど良く、66.60%となっています。4点目、負債比率は、企業の健全性を見る指標であり、100%以下が望ましく、50.15%となっています。大きい3番、資本金収入及び支出における不足額の取扱いについてですが、資本金収入額が資本金支出額に対して8,311万3,415円の不足額が生じています。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金3,471万4,876円、減債積立金4,309万8,744円、当年度消費税等資本金の収支調整額529万9,795円で適正に補てん処理が行われています。4番目として、工事請負契約及び業務委託契約についてです。工事請負、委託業務の契約に当たっては、競争原理を生かした経済性のある適正な入札契約等が行われています。変更契約については、増額変更、大幅な減額変更の事例が確認されました。引き続き、事前に目視でき予測できる場合や関連する設備の経過年数の確認、関連する事業との必要な事前調整、各種配管ルートの事前確認など、十分な調査と準備により、適正な執行に努めていただきたいと思います。5点目、資金運用についてですが、資金の運用については、歳計現金のこまめな定期預金運用、近年、長期債券による積極的運用を行っています。今後とも、関係部署との緊密な連携のもと、安全確実を旨とした運用に努めていただきたいと思います。ここで大事なことは、「その時に、最も

効率的で、安全であろうと判断」した「意思決定の過程」を記録しておき、説明責任を果たせるようにしておくことです。6番目、今後の経営についてですが、人口減少に伴い料金収入の伸び悩みが予想される中、簡易水道事業との統合で、施設の老朽化等による修繕及び更新、耐震化、水道料金の適正化等、多くの課題が考えられます。特に、近年、有収率の低下が懸念される中、令和3年度は、有収率が80.76%と前年度に比べ3.50%改善し、類似団体全国平均と同程度となっています。送水・配水管の老朽化による漏水が一つの原因と考えられ、計画的に漏水調査を実施し早期対応を行い、安定した給水のため、漏水件数を減らす努力を行ってきた効果が表れてきています。引き続き効果的な取組に努めていただきたいと思います。また、施設及び配管等の更新に当たっては、令和2年3月末に完了した耐震化計画等策定業務委託及び内子町水道事業経営戦略策定支援業務委託の結果を踏まえた内子町水道施設耐震化計画及び内子町水道ビジョン・経営戦略に基づいて、計画的に実施願います。引き続き、長期的な展望に立って各種の課題解決に取り組み、統合の目的である広域的受益の均衡化、経営の効率化と基盤の強化を図り、安心して安全な水道水の安定供給に、一層努められることを願い、決算審査報告とします。

○議長（菊地幸雄君） 「議案第49号」及び「議認第10号」の説明と報告が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

それでは、お諮りします。「議案第49号」及び「議認第10号」の2件は、予算決算常任委員会に付託することにしたと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第49号」及び「議認第10号」の2件は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第18 議案第50号 令和3年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について

日程第19 議認第11号 令和3年度内子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第18 議案第50号 令和3年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第19 議認第11号 令和3年度内子町下水道事業会計決算の認定について」以上の2件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第50号、令和3年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について、議認第11号、令和3年度内子町下水道事業会計決算の認定につきましては、その内容を建設デザイン課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定・ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議案第50号、令和3年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について。議認第11号、令和3年度内子町下水道事業会計決算の認定につきましては、関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。

それでは、資料1議案書の19ページをお開きください。令和3年度内子町下水道事業会計で、利益剰余金が生じたので、その処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定より議会の議決を求めるものでございます。

次の20ページに処分計算書を記載しております。未処分利益剰余金57万4,760円を処分額といたしまして、その処分先でございますが、企業債の償還にあてる目的の減債積立金に57万4,760円を積み立てまして、処分するものでございます。

次に21ページをお開きください。議認第11号、令和3年度内子町下水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。資料6の令和3年度内子町下水道事業会計決算書の2ページをお開きください。収益的収入及び支出でございます。まず収入でございますが、1款の下水道事業収益決算額が、2億5,279万9,572円となっております。内訳といたしまして、1項の営業収益は、7,925万3,528円で下水道使用料でございます。2項の営業外収益は、一般会計補助金、国庫補助金等で、1億7,348万4,006円となっております。

次に3ページをお開きください。支出でございますが、2款の下水道事業費用決算額が、2億5,095万7,994円となっております。内訳と致しまして、1項の営業費用は、2億2,905万1,422円で、主なものとしましては、処理場費、減価償却費でございます。2項の営業外費用は2,190万412円となっており、主に企業債利息でございます。

続きまして、4ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、3款資本的収入決算額は、総額で1億1,082万900円でございます。内訳につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして5ページをお開きください。支出でございます。4款、資本的支出決算額は、総額で1億6,876万4,142円となっており、主なものとしましては、第2項の企業債償還金でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,800万8,242円につきまして、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしております。詳細につきましては次の6ページに記載しておりますのでお目通しをお願いします。

続きまして7ページをお開きください。損益計算書です。まず、営業収益でございますが、下水道使用料、その他営業収益を合わせまして7,206万1,752円でございます。次に営業費用でございますが、管渠費からその他の営業費用まで合計で2億2,152万7,155円でございます。営業収益から営業費用を差し引きしました営業損失は、1億4,946万5,403円となっております。続きまして、営業外収益は、他会計補助金から雑収益までの合計で、1億7,226万8,728円でございます。営業外費用が2,228万46円となっており、このことによります経常利益は、52万3,279円となっております。これに特別損失を考慮しまして、令和3年度未処分利益剰余金は57万4,760円となります。この剰余金処分についま

しては、議案第50号でご説明いたしましたように、内子町下水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例第2条第1項のとおり処分するものでございます。

資料の8ページ、9ページには剰余金計算書を、10ページには、剰余金処分計算書の案を記載しておりますのでお目通しをお願い致します。

11ページから13ページには、内子町下水道事業貸借対照表、16ページにはキャッシュ・フロー計算書、17ページ以降には、事業報告などの関連資料を記載しておりますので、ご参照ください。以上、簡単ではございますが、議案第50号、令和3年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について及び、議認第11号、令和3年度内子町下水道事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定・ご認定賜りますようお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） 監査委員から審査意見書が提出されておりますので、報告を求めます。赤穂英一代表監査委員。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 赤穂英一代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） 資料番号8番、令和3年度内子町公営企業会計決算審査意見書の3ページをご覧ください。先ほどご報告しました水道事業と同様であります。その結果、4番、審査の結果についてであります。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿等と符合し正確であり、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。また、運営状況についても、地方公営企業法の趣旨にそって経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう効率的な運営がなされているものと認めました。

28ページをご覧ください。下水道事業についての意見を申し上げます。1番、経営状況についてですが、平成29年4月1日から地方公営企業法を適用して、地方公営企業に移行し、経営状況の明確化・適切な施設管理など効率的な事業運営を目指すとともに、使用料金の改定を行っています。移行5年目の経営状況は、損益計算書で見ると、下水道事業の経常利益は52万3,279円。当年度未処分利益剰余金は57万4,760円となっています。また、経営の健全性を示す経常収支比率は、100.22%であり、健全経営の水準とされる100%を上回っております。一般的に安定していると言えますが、経費の大半を料金収入以外の収入、一般会計補助金で賄っている状況です。一方、料金水準の妥当性を示す経費回収率は、72.10%と前年度に比べ15.10%改善しているものの、必要とされる100%に比べ、大幅に低調な状況です。2番、財政状態についてですが、財政の状態を示す貸借対照表による財政比率は、次のとおりです。固定資産対長期資本比率は、101.94%となっています。2番、流動比率は、48.99%となっています。3番、自己資本構成比率は、75.63%となっています。4番、負債比率は32.22%となっています。3番目、資本金収入及び支出における不足額の取扱いについてですが、資本金収入額が資本金支出額に対して5,800万8,242円の不足額が生じています。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金4,508万2,364円。当年度分損益勘定留保資金1,287万4,873円。当年度消費税等資本収支調整額5万1,005円で適正に補てん処理が行われています。4番目、工事請負契約及び業務委託契約についてですが、工事請負、委

託業務の契約に当たっては、競争原理を生かした経済性のある適正な入札契約等が行われています。

29 ページですが、今後の経営について。人口減少に伴い下水道使用料収入の伸び悩みが予想される中、87.95%に止まっている接続率のアップ、施設利用率を参考とした施設の適正規模の在り方の検討、施設の老朽化を見据えた長寿命化対策・耐震化対策、汚水処理費の低減化、使用料金の適正化等、多くの課題が考えられます。特に、経費回収率は、近年、極めて低調な状況に転じており、下水道への接続や使用料金の適正化を含め、安定した下水道事業経営のため、改善の検討が必要です。加えて、施設利用率については、処理能力に余裕がある現状であり、平成30年度の施設利用率は34.67%。類似団体の平均は52.58%であります。今後、大きな水量増加は見込めないため、施設の更新等計画では、過大施設とならないよう慎重に検討していく必要があります。令和2年3月末に完了した内子町下水道事業経営戦略策定支援業務委託の結果及び、令和3年3月末に完了した内子町公共下水道内子町浄化センター他再構築基本計画を踏まえ、引き続き、長期的な展望に立って各種の課題解決に取り組み、安定的なサービスの提供、維持可能な下水道事業の経営の効率化を図るため、一層努められることを願い、決算審査報告とします。

○議長（菊地幸雄君） 「議案第50号」及び「議認第11号」の説明と報告が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

それでは、お諮りします。「議案第50号」及び「議認第11号」の2件は、予算決算常任委員会に付託することにしたと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第50号」及び「議認第11号」の2件は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第20 議案第51号 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第20 議案第51号 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第51号、内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公職選挙法施行令の一部改正により、公費負担限度額が引き上げられたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、議案第 5 1 号、内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書 1 の 2 2 ページをお開きください。本案は、最近における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ、ポスターの作成にかかる公費負担の限度額を引き上げるため、本条例の一部改正を行うものでございます。

2 3 ページに改正条例案を掲載してございます。また、議案説明資料 1 0 の 1 ページ、2 ページに新旧対照表を、3 ページには改正の概要を掲載してございます。説明は、改正の概要にて行います。

議案説明資料 1 0 の 3 ページをお開きください。今回は公費負担のうち、3 点についての限度額の引き上げを行います。1 点目は、（1）の「選挙運動用自動車の使用の公費負担限度額」で、条例第 4 条第 2 号ア及びイにかかる改正でございます。一般運送契約以外の契約について、自動車借入れの 1 日あたりの単価を 1 万 5, 8 0 0 円から 1 万 6, 1 0 0 円に 3 0 0 円。また、燃料費の 1 日あたりの単価を 7, 5 6 0 円から 7, 7 0 0 円に 1 4 0 円引き上げるものでございます。

2 点目は、（2）の「選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額」で、条例第 8 条にかかる改正でございます。ビラ 1 枚当たりの単価を 7 円 5 1 銭から 7 円 7 3 銭に 2 2 銭引き上げるものでございます。

3 点目は、（3）の「選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額」で、条例第 1 1 条にかかる改正でございます。ポスター 1 枚当たりの単価を 5 2 5 円 6 銭から 5 4 1 円 3 1 銭に 1 6 円 2 5 銭、また企画費を 3 1 万 5 0 0 円から、3 1 万 6, 2 5 0 円に 5, 7 5 0 円引き上げるものでございます。以上、議案第 5 1 号、内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第 5 1 号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第 5 1 号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第21 議案第52号 内子町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第52号、内子町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例につきましては、投票管理者等の報酬額を国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める基準額に準じた額とするため、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第52号 内子町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案書1の24ページをお開きください。本案は、内子町選挙管理委員会が管理する選挙等の執行において、投票管理者等に支給する報酬額を国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める基準額に準じた額とするため、本条例の一部改正を行うものでございます。25ページに改正条例案を掲載いたしてございます。また、議案説明資料10の4ページには新旧対照表を掲載してございます。説明につきましては、新旧対照表にて行います。

議案説明資料10の4ページをお開きください。別表に、区分ごとの報酬額を示してございます。このうち、「投票所の投票管理者」「期日前投票所の投票管理者」「開票管理者」「選挙長」「投票所の投票立会人」につきましては200円を、また「期日前投票所の投票立会人」「開票立会人」「選挙立会人」には100円を、それぞれ国が示す基準に合わせ増額するものでございます。以上、議案第52号、内子町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第52号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第52号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第22 議案第53号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第22 議案第53号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第53号、内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の妊娠・出産・育児と仕事の両立を促進するため、地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、議案第53号、内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1の26ページをお開きください。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、休業等に関する措置を講じることで、勤務を継続し、キャリアを形成するとともに、優秀な人材の確保や人材育成、能率的な公務運営に資するため、条例の一部改正を行うものでございます。27ページから30ページに改正条例案を掲載いたしてございます。また、議案説明資料10の5ページから8ページには新旧対照表を、また9ページから10ページには改正の概要を掲載してございます。

議案説明資料10の9ページをお開きください。こちらでご説明させていただきます。左側上段の黒丸、改正の目的につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおりでございます。

次に、その下の黒丸の条例改正のポイントでございますが、大きく4点の改正でございます。まず1点目でございますが、1の育児休業をすることができない職員について定めた条例第2条のうち第4号アの（ア）についての改正になります。改正前の現在につきましては、「非常勤職員で、養育する子が1歳6か月に達する日までに、任期が満了すること及び引き続いて採用されないことが明らかな職員」つまり、「子が1歳6か月になるまでに任期が満了し退職することが明らかな非常勤職員」については育児休業できないとしておりましたけれども、改正後のカッコ書きの中に記載しておりますように、子どもの誕生日から57日以内に育児休業する場合には、57日目から6か月を経過する日にまで、概ね8か月ということになりますけれども、この期間に任期が満了すること、それから引き続いて採用されないことが明らかな職員」と改正することにより、その下の図で示しておりますとおり、子どもの出生から57日間と6か月までの間「雇用が継続することが明らかな」場合には、誕生日から57日までの育児休業を取得することができるように改正するものでございます。

次に右のページをご覧ください。2点目でございます。非常勤職員の育児休業期間は、原則子

が1歳に到達する日までですけれども、その上限を1歳6か月到達日とする場合の要件について定めている、第2条の3第3号についての改正でございます。改正前の現在の要件である、「1歳到達日に職員又は配偶者が育児休業をしている場合で、かつ1歳到達日の翌日を育児休業の初日とする場合」という要件を、下の図の「改正後」でお示ししておりますとおり、子が1歳に到達する日に引き続いて、配偶者が育児休業している場合には、その配偶者の育児休業の末日の翌日以前を初日として育児休業を取得することが可能と改正いたします。これによりまして、配偶者と交代で育児休業することができるようになります。

次に、3点目でございます。非常勤職員の育児休業の上限を2歳到達日とする場合の要件について定める、第2条の4についての改正でございます。2点目の改正と同様に、改正前の現在の要件の中にある、「1歳6か月到達日に職員又は配偶者が育児休業をしている場合で、かつ1歳6か月到達日の翌日を育児休業の初日とする場合」という要件を、子が1歳6か月に到達する日に引き続いて、配偶者が育児休業している場合には、その配偶者の育児休業の末日の翌日以前を初日として育児休業を取得することが可能と改正いたします。2点目と同様に、配偶者と交代で育児休業することができるようになります。

次のページをお開きください。4点目です。ここでは、2回の育児休業をした職員が、再度の育児休業をする場合の特別な事情について定めている第3条のうち第5号及び第8号の改正でございます。まず、第5号の改正について、改正前の現在は、育児休業等計画書を作成して行った育児休業の終了後3か月以上の期間を経過していることが要件にございましたが、これを廃止するものでございます。

次に、第8号の改正につきましては、現在は、「任期の末日を育児休業の期間の末日としている非常勤職員が、その任期が更新される、又は引き続き採用されるようになったことに伴い、新たな任期の初日、又は新たな採用日から育児休業をする場合」という定めがございますけれども、これを特別な事情に該当するとしておりましたが、この非常勤職員を「任期を定めて採用された職員」に改め、常勤職員にも適用することとするものでございます。その他、只今ご説明いたしました改正に伴って発生する、条ずれや表記方法の変更などの改正を行うものでございます。

以上、議案第53号、内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第53号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第53号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第23 議案第54号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第 2 3 議案第 5 4 号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第 5 4 号、内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましては、内子町地域脱炭素推進協議会及び内子町立大瀬自治センター整備検討委員会を設置するため、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、議案第 5 4 号、内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書 1 の 3 1 ページをお開きください。本案は、2050 年の脱炭素社会を目指し、再生可能エネルギーの導入をはじめとする脱炭素化への取り組み等を検討するにあたり、町民をはじめ、学識経験や専門的知識を有する人、関係事業者等の意見を幅広く取り入れていくことを目的に内子町地域脱炭素推進協議会を設置するため、また、大瀬自治センターを管内 6 自治会の地域住民のための社会教育及び地域コミュニティの拠点施設として再整備するにあたり、住民参画による施設づくりを行うことを目的に内子町立大瀬自治センター整備検討委員会を設置するため、本条例の一部改正を行うものでございます。32 ページに改正条例案を掲載いたしてございます。また、議案説明資料 10 の 11 ページには新旧対照表を掲載してございます。説明につきましては、新旧対照表で行います。

別表中、町長の部の最後に「内子町地域脱炭素推進協議会」及び「内子町立大瀬自治センター整備検討委員会」の項を追加いたします。「内子町地域脱炭素推進協議会」の担当事務は「内子町における脱炭素社会の実現に向けた取り組み等について検討協議すること」、定数を「12 人」、任期を「1 年」といたします。「内子町立大瀬自治センター整備検討委員会」の担当事務は「町長の諮問に応じ、内子町立大瀬自治センター再整備にかかる基本計画の策定に関する事項について審議し、答申すること」、定数を「16 人」、任期を「当該計画に関する事項の審議が終了するまでの期間」といたします。以上、「議案第 5 4 号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例」についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第 5 4 号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第54号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第24 議案第55号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第24 議案第55号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第55号、内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、内子町地域脱炭素推進協議会及び内子町立大瀬自治センター整備検討委員会を設置するため、条例の一部を改正するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明致さめますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第55号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案書1の33ページをお開きください。本案は、内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例を定めることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。先ほど、内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例におきまして、附属機関として新たに「内子町地域脱炭素推進協議会」及び「内子町立大瀬自治センター整備検討委員会」を追加する改正条例案をご説明させていただきましたことから、これら附属機関の外部委員を非常勤特別職として位置づけ、その報酬及び旅費の額を定めるものでございます。

34ページに改正条例案を掲載いたしてございます。また、議案説明資料10の12ページには新旧対照表を掲載してございます。説明は、新旧対照表にて行います。

議案説明資料の12ページをお開きください。別表中、中段の内子町歴史的建築物保存活用検討委員会委員の次に、「内子町地域脱炭素推進協議会委員」及び「内子町立大瀬自治センター整備検討委員会委員」の項を加えます。「内子町地域脱炭素推進協議会委員」については「大学教授等（学識経験者）」及び「委員」の2区分とし、それぞれの報酬及び旅費の額を「日額1万5,000円」「特別職相当額」及び「日額6,000円」「一般職員相当額」といたします。また、「内子町立大瀬自治センター整備検討委員会委員」については、報酬の額を「日額6,000円」旅費の額を「一般職員相当額」とするものです。以上、議案55号、内子町特別職の職員で非常勤の

ものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第 5 5 号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第 5 5 号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩します。午後 2 時 1 5 分から再開します

午後 2 時 2 分 休憩

午後 2 時 1 5 分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 2 5 議案第 5 6 号 内子町道路線の認定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第 2 5 議案第 5 6 号 内子町道路線の認定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第 5 6 号、内子町道路線の認定につきましては、宅地化の進行に伴い、当路線の町道認定申請があったことから、町道田ノ口団地横 3 号線として、新規認定するものでございます。その内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） それでは、議案第 5 6 号内子町道路線の認定についてご説明させていただきます。

資料 1 議案書の 3 5 ページをお開きください。今回、町道認定を提出させていただきました新規路線は、五十崎田ノ口地区の路線番号 6 0 7 田ノ口団地横 3 号線でございます。本路線につきましては、付近一帯の宅地化の進行に伴いまして、住宅団地内における道路部分の町道認定申請並びに道路用地の寄付受納申請がありましたので、現地の確認など調査を行いました結果、

町道認定要綱並びに町道認定要領に適合しておりましたので、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道として認定致したく、議会の議決を求めるものでございます。認定内容としましては、議案書、中ほどの新規認定表のとおり、路線番号607、路線名、田ノ口団地横3号線、起点が内子町平岡甲1019番7地先、終点が内子町平岡1019番13地先、路線延長が65.11メートルでございます。

続きまして、資料10議案説明資料の13ページをお開きください。説明資料と致しまして位置図を添付させて頂いております。路線位置は町営住宅、田ノ口団地横の赤く塗りつぶした箇所でございます。また、上空から全景を撮影した写真の赤線で旗揚げした範囲が町道認定区間となります。以上簡単ではございますが、議案第56号、内子町道路線の認定についてのご説明とさせて頂きます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第56号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第56号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第26 議案第57号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第3号）について

日程第27 議案第58号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第28 議案第59号 令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第29 議案第60号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第26 議案第57号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第3号）について」「日程第27 議案第58号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」「日程第28 議案第59号 令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について」「日程第29 議案第60号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について」以上の4件を、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） それでは、議案第57号、令和4年度内子町一般会計補正予算（第3号）について、議案第58号、令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第59号、令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第60号、令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について、以上4件について一括して

ご説明申し上げます。議案書9、補正予算関係をお手元にご用意ください。まず、議案第57号、令和4年度内子町一般会計補正予算（第3号）についてご説明致します。

予算書の1ページをお開きください。令和4年度内子町一般会計補正予算（第3号）の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億3,660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を104億6,203万円と定めるものでございます。前年度の9月補正後予算と比較して4,023万円、率にして0.4%の減額となっております。

12ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。一般会計補正予算（第3号）の財源を示していますが、国県支出金1億3,448万1,000円の増額。地方債4,370万円の増額。その他特定財源8,629万円の減額。一般財源1億4,470万9,000円の増額となっております。詳細につきましては、歳入歳出事項別明細書において説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正として、総合行政情報システム（印刷機器）整備事業、大瀬小学校体育館照明LED整備事業の2件、債務負担行為の追加をしております。総合行政情報システム（印刷機器）整備事業については、期間を令和5年度から令和8年度の4年間、限度額を1,969万6,000円、大瀬小学校体育館照明LED整備事業については、期間を令和5年度から令和14年度の10年間、限度額を410万円を設定しております。

8ページをお開きください。債務負担行為変更として、内子高校小田分校第5寮（仮）新設リースにつきましては、事項を内子高等学校小田分校第5小田寮リース料と変更し、期間を令和5年度から令和9年度の5年間としたまま、限度額を3億2,226万5,000円に変更しております。

9ページをお開きください。第3表、地方債補正として、過疎対策事業債の限度額を1億9,330万円に変更しております。主な補正についてご説明させていただきます。はじめに、歳入で

13ページをお願いします。上段でございます。10款、地方交付税として、令和4年度の普通交付税の確定に伴い、3億6,860万3,000円を増額し、47億5,860万3,000円としております。普通交付税の確定額は44億4,860万3,000円で、対前年度比2億3,379万7,000円、率にして5.0%の減額となっております。同じく13ページの中段でございます。内子児童館、五十崎児童館の放課後児童クラブの利用者が増加していることから施設整備に伴う財源として、14款2項2目、民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金151万2,000円。子ども・子育て支援施設整備交付金3,988万7,000円。15款2項2目、民生費県補助金として、子ども・子育て支援事業費補助金151万2,000円。子ども・子育て支援施設整備事業費補助金、997万1,000円を計上しております。同じく13ページ下段でございます。15款2項5目、商工費県補助金として、えひめ消費活性化支援事業費補助金3,840万円を計上しております。市町がおこなう消費喚起の取組に要する経費に充当することとしており、内子町においては6月に予算をお認めいただきました、内子町生活応援商品券給付事業に充当するようにしております。

14ページ上段をお願いいたします。18款1項1目、基金繰入金については、地方交付税、純繰越金の確定や補助金の確定にともない、財政調整基金繰入金を2億9,928万7,000

円減額。公共施設整備基金繰入金を800万円増額。一般廃棄物処理施設維持管理基金繰入金を6,500万円減額。森林環境譲与税基金繰入金を1,000万円増額。地域振興基金繰入金を3,840万円減額いたしております。次に中段の19款1項1目、繰越金については、令和3年度繰越金の確定に伴い8,891万5,000円を増額し、2億8,891万5,000円としております。

14ページ下段から15ページ上段にかけてお願いいたします。21款、町債については、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴い1,357万1,009円の減額補正をしております。その他、内子児童館及び五十崎児童館の整備として4,370万円の増額補正をしております。

続きまして、歳出でございます。まず、高圧電気料金高騰にともない、町内の保有施設31施設で、約2,801万1,000円の増額補正を行っております。四国電力では、燃料費調整制度に基づいて、火力発電で使用する燃料費が高騰した際に利用者の負担が大きくなりすぎないように、燃料費の上昇分を電気料金に転嫁できる上限を定めており、上限を超えた分は四国電力の負担としておりました。今回上限の撤廃に伴い、燃料費の上昇分を電気料金に転嫁することになることから、光熱水費の増額補正を行っております。続いて、そのほかの補正についてご説明させていただきます。

16ページをお願いします。中段でございます。2款1項4目、電算管理費、12節、委託料として、1,045万円を計上しております。マイナンバーカードを保有する住民が、そのメリットを最大限享受できるよう、令和4年度末を目指して、行政手続きのオンライン化に対応するため、基幹系システムを改修する経費等を計上しております。同じく16ページ中段でございます。7目、財産管理費、14節、工事請負費として、224万5,000円を計上しております。昨年度末に閉園となりました旧立川幼稚園を、茶谷集会所及び立川中央集会所として利用するためにトイレ等の改修工事費を計上しております。

17ページをお願いします。中段でございます。3款、民生費、1項、社会福祉費、7目、老人福祉費、18節、負担金、補助及び交付金の補助金として高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金2,712万円を計上しております。高齢者福祉施設などの職員等が感染拡大防止のために実施する簡易検査キットの購入費を補助するもので、全額県補助金で対応します。

17ページ下段から18ページ上段にかけてでございます。2項2目、保育園費、14節、工事請負費として、五十崎こども園の乳児保育室5部屋の床暖房熱源設備の改修工事928万4,000円を計上しております。

18ページの上段でございます。3款2項4目、児童福祉館費として1億227万1,000円を計上しております。保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を提供するため、現在、児童館内で実施している放課後児童クラブに加え、新たに内子小学校敷地内及び天神小学校校舎内の2箇所にクラブ室を整備する経費を計上しております。中段でございます。4款1項3目、予防費、10節、需用費として、1,600万5,000円を計上しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、行政検査の対象とならない住民等に対し、無料の検査キットを配布するもので、当初で予算計上をした事業の追加計上を行うものでございます。

19ページをお願いします。下段でございます。6款2項2目、林業振興費として2,344万7,000円を計上しております。整備が行き届いていない里山林について、崩壊や倒木などによる施設等の被害を未然に防止するため、森林整備に要した経費を支援する里山林整備事業補助金、自伐林家が林業機械や安全装備の導入に要した経費を支援する自伐林家支援事業補助金、林業事業主に対し、林業従事者の労働安全衛生の充実、技術・技能の向上、福利厚生の実施を支援する森林整備担い手確保育成対策事業補助金や鳥獣被害防止総合支援事業補助金などを計上しております。

20ページをお願いいたします。中段でございます。8款3項1目、河川及び防災費、18節、負担金、補助及び交付金の補助金として、150万円を計上しております。がけ崩れにより人家または公共的な施設に重大な被害を及ぼす恐れがあり、早急に対策を講ずる必要のある事業に対して単独でおこなう補助を計上しております。

21ページをお願いします。上段でございます。9款1項4目、防災費、12節、委託料として、355万7,000円を計上しております。平成29年度に整備をしました防災行政無線のファイアウォール機器の耐用年数が経過することから、機器更新を行う経費として計上しております。

22ページをお願いします。中段でございます。10款5項3目、自治センター費、14節、工事請負費として、畑中自治会館エアコン改修工事396万円を計上しております。同じく22ページ下段から23ページ上段にかけてでございます。6目、伝統文化施設総務費として526万7,000円の減額をしております。内訳としましては、14節、工事請負費で歴史民俗資料館トイレの改修として222万2,000円を計上しております。また、18節、負担金、補助及び交付金の補助金を、内子座文楽公演の中止に伴い756万9,000円減額補正しております。

続きまして、ピンク色の仕切り、議案第58号、令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明致します。

1ページをお開きください。令和4年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、人事異動及び繰越金の確定に伴う予算を計上しております。歳入歳出それぞれ4,138万円を増額し、27億8,693万円といたしているところでございます。前年度の9月補正後予算と比較して1億4,854万6,000円、率にして5.6%の増額となっております。

続きまして、浅黄色の仕切り、議案第59号、令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお開きください。今回の補正につきましては、高圧電気料金の高騰に伴い水道施設の動力費の補正を行うものであり、収益的支出として353万2,000円の補正を行い、4億1,279万4,000円といたしているところでございます。

続きまして、同じく浅黄色の仕切り、議案第60号、令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお開きください。今回の補正につきましては、高圧電気料金の高騰に伴い、浄化センターの動力費の補正など291万6,000円の補正を行い、収益的収入及び支出を3億308万4,000円に。

２ページをお願いします。公共污水枡設置工事の増加に伴い、３３０万７、０００円の補正をおこない、資本的支出を１億９、７９９万円といたしているところでございます。以上、簡単ではございますが、議案第５７号、令和４年度内子町一般会計補正予算（第３号）から、議案第６０号、令和４年度内子町下水道事業会計補正予算（第２号）までの４件についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第５７号」から「議案第６０号」までの４議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第５７号」から「議案第６０号」までの４議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第３０ 議案第６１号 第４２号令和４年度内子町クリーンセンター補修工事に係る 工事請負契約について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第３０ 議案第６１号 第４２号令和４年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第６１号、第４２号令和４年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約につきましては、見積を徴収し８月２２日仮契約を締結した工事請負契約について、議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、環境政策室長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） それでは、議案第６１号、第４２号令和４年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について、ご説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案書１の２の１ページ。説明資料につきましては、資料１０の２の１、２ページになります。まず、議案書の方でご説明させていただきます。契約の目的でございますが、第４２号、令和４年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負で、契約の方法は、随意契約でございます。クリーンセンターの補修工事に関しましては、当施設の設計・施工業者である荏原環境プラント株式会社の専門的知識、また技術力を必要とすることから地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定を適用し、随意契約とするものでございます。契約金額は、

6, 600万円で、設計金額に対する見積額は、率にして97.47%でございます。契約の相手方は、大阪府大阪市北区堂島1丁目6番20号、荏原環境プラント株式会社、西日本支店、支店長、山内秀洋でございます。工期につきましては、議会の議決のあった日の翌日から、令和5年3月24日までの予定でございます。

続きまして、工事箇所、概要についてご説明させていただきます。説明資料10の2の1ページをお開きください。この図は、施設全体の流れをフローシート上に示したものでございます。今回の補修箇所を色付けしておりますのでご覧ください。今回の工事箇所は、左下に示している5件の工事になります。上から順にご説明させていただきます。①は、図の中央上寄りに朱色で示しております、燃焼用・白煙防止用空気予熱器補修工事です。ごみの焼却施設には、排ガス中の熱を回収し、予熱利用するための施設、燃焼用空気予熱器と白煙防止用空気予熱器がございます。図上右側の燃焼用空気予熱器は、8段のブロックからなり、また、図左側の白煙防止用空気予熱器は、6段のブロックからなっております。それぞれのブロックの中には数十本の伝熱管が通っております。伝熱管の内外の温度差が大きいところでは、腐食の進行が早く、空気漏れが起きやすくなっております。そのため、4、5年のスパンで修繕が必要となっております。今回、2号炉の燃焼用空気予熱器の上部3ブロックおよび白煙防止用空気予熱器の下部3ブロックの伝熱管の腐食が進んでおり、緊急性があるため取替工事を行うものでございます。続きまして、図の右側に青色で示しております。②は、きれいになった排ガスを煙突へ送るための誘引送風機バイパスダンパ補修工事です。バイパスダンパの開閉制御を行う部分が経年劣化により機能がそこなわれているため、1号炉・2号炉ともに取り替えるものです。その他、③と④については、色が似ており分かりづらくて申し訳ございません。図の左側・上寄りに、くすんだ緑で示しております。③高圧盤部品取替工事は、電気事故防止の観点から毎年、順次更新しております。④は、その下、少し明るい緑で示しております。中央監視操作盤補修工事です。こちらは、運転プログラムを管理・統制する中央監視盤の電気計装部品およびログ用パソコンの更新を行うものです。最後に、中央部分右下に水色で示しております。⑤は焼却残渣や飛灰を適正に排出するためのダスト処理装置です。この装置のプログラムを制御する精密電装装置として、シーケンサが実装されており、更新時期のため取替工事を行うものです。

なお、次ページ2ページの図面には、断面配置図を記載しております。先ほどのフロー図とは左右が逆になっており、建物の奥、東南側からみた断面図です。実際の修繕箇所をフローシート上と同じ配色で示しておりますので、お目通しいただければと存じます。以上、工事概要の説明とさせていただきます。焼却炉においては、定期的な修繕が必要となっております。安全で円滑な運転を行うため、工事につきまして、請負契約を行うものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第61号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第61号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第31 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第32 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第33 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（菊地幸雄君） 「日程第31 諮問第1号」から「日程第33 諮問第3号」までの人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて3議案を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 諮問第1号から第3号の3件につきましては、いずれも令和4年12月31日で任期満了を迎える人権擁護委員の後任候補者を推薦することにつき、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。諮問第1号につきましては、名本高成氏の後任として、山崎浩二氏を推薦するものです。山崎氏は、昭和36年4月13日のお生まれで、内子町内子3098番地にお住まいでございます。山崎氏は、中学校教諭として、長年人権・同和教育に携わり、同和問題の解消と人権意識の高揚にご尽力されました。教育者としての豊かな知識と教養をお持ちで、人権にかかわる多様な問題の対応において適任であり、人権擁護委員候補者として推薦致したく、議会の意見を求めるものでございます。

次に、37ページをお願いいたします。諮問第2号につきましては、竹内優司氏の後任として、上田和生氏を推薦するものです。上田氏は、昭和30年12月19日のお生まれで、内子町白杵3282番地にお住まいでございます。上田氏は、旧小田町森林組合の職員として林業振興に努められ、退職後は、地元製材関係の会社を起業され、地域活動や林業振興などに、ご尽力されています。また、民生児童委員を4期に渡り務められており、高齢者や子どもに対する豊富な情報や知識等をお持ちで、人権にかかわる多様な問題の対応において適任であり、人権擁護委員候補者として推薦致したく、議会の意見を求めるものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。諮問第3号につきましては、亀井勝氏の後任として、武井好子氏を推薦するものです。武井氏は、昭和30年11月8日のお生まれで、内子町上田渡1387番地にお住まいでございます。武井氏は、小学校教諭として、長年児童教育に携わる一方で、人権・同和教育にも積極的に取り組み、知識・指導力の向上に努められました。また、国際交流活動や地域活動にも積極的に参加されるなど、人権にかかわる多様な問題の対応において適任であり、人権擁護委員候補者として推薦致したく、議会の意見を求めるものでございます。なお、任期は、3名とも令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3カ年でございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑にはいります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本案は人事案件でございますので、討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

従って、討論を省略し、ただちに採決に入ります。採決は議案ごとに行います。

まず、「諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

よって本案は、これを適任とすることに決定しました。

次に、「諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

よって本案は、これを適任とすることに決定しました。

続いて、「諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

よって本案は、これを適任とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日、各常任委員会及び予算決算常任委員会に付託しました、議案の審査報告については、9月16日の本会議でお願いします。

次の本会議は、9月16日、午前10時に開会します。本日は、これをもって散会いたします。

午後2時59分 閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和4年9月第126回内子町議会定例会会議録（第3日）

○招集年月日 令和4年9月 2日（水）
○開会年月日 令和4年9月16日（金）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 城戸 司 君	2番 塩川 まゆみ 君
3番 関根 律之 君	4番 向井 一 富 君
5番 久保 美博 君	6番 森永 和夫 君
7番 菊地 幸雄 君	8番 泉 浩 壽 君
9番 大木 雄 君	10番 山本 徹 君
11番 才野 俊夫 君	12番 下野 安彦 君
13番 林 博 君	14番 山崎 正史 君
15番 寺岡 保 君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長 小野植 正 久 君	副 町 長 山岡 敦 君
総務課長 黒澤 賢 治 君	住民課長 西川 安行 君
税務課長 大竹 浩一 君	保健福祉課長 久保宮 賢次 君
こども支援課長 山本 勝利 君	会計管理者 田中 哲 君
建設デザイン課長 谷岡 祐二 君	町並・地域振興課長 畑野 亮一 君
農林振興課長 山中 保正 君	小田支所長 中嶋 優治 君
環境政策室長 高嶋 由久子 君	政策調整班長 上山 淳一 君
上下水道対策班長 上石 富一 君	危機管理班長 宮田 哲郎 君
商工観光班長 大田 陽市 君	保険福祉課課付課長 上石 由起恵 君
教 育 長 林 純 司 君	学校教育課長 亀岡 秀俊 君
自治・学習課長 大久保 裕記 君	
代表監査委員 赤穂 英一 君	農業委員会会長 堀本 健二 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前野良二 君 書 記 和氣 啓介 君

○議事日程（第10号）

令和4年9月16日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議事日程通告

令和4年9月第126回内子町議会定例会

- | | | |
|-------|----------------------|---|
| 日程第 3 | 議認第 4 号 | 令和3年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 議認第 5 号 | 令和3年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議認第 6 号 | 令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議認第 7 号 | 令和3年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 議認第 8 号 | 令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 議認第 9 号 | 令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第49号 | 令和3年度内子町水道事業会計剰余金の処分について |
| 日程第10 | 議認第10号 | 令和3年度内子町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第50号 | 令和3年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について |
| 日程第12 | 議認第11号 | 令和3年度内子町下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第51号 | 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第52号 | 内子町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第53号 | 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第54号 | 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第55号 | 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第56号 | 内子町道路線の認定について |
| 日程第19 | 議案第57号 | 令和4年度内子町一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第20 | 議案第58号 | 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第21 | 議案第59号 | 令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 日程第22 | 議案第60号 | 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 日程第23 | 議案第61号 | 第42号 令和4年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について |
| 日程第24 | 議案第62号 | 第39号 石畳小学校耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約について |
| 日程第25 | 議員派遣の件 | |
| 日程第26 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |
| 日程第27 | 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27まで

午前10時00分 開会

○議長（菊地幸雄君） それでは、只今から本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（菊地幸雄君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番、城戸 司議員、2番、塩川 まゆみ議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第2 議事日程通告」をします。

本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第10号のとおりであります。これから議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第 3 議認第4号 令和3年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 議認第5号 令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 議認第6号 令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議認第7号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 議認第8号 令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議認第9号 令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第3 議認第4号 令和3年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「日程第8 議認第9号 令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの6件を一括議題とします。予算決算常任委員長に、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

山本予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（山本徹君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本予算決算常任委員長。

〔山本徹予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（山本徹君） ご報告申し上げます。去る9月5日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました「議認第4号 令和3年度内子町一般会計 歳入歳出決算の認定について」から、「議認第9号 令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の6件について、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につき

ましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議認第4号」から「議認第9号」までの6件は、原案のとおり認定すべきものとするものでございます。去る9月8日、9日、及び12日の3日間の日程で、委員会を開催し、令和3年度各会計の決算について、歳入歳出決算書、決算資料、わが町の家計簿、および各課で作成された説明資料等に基づき、「事業執行において、どのような効果があったのか。住民の福祉の向上にどう寄与しているのか。」を基本として審査を行いました。審査における経過及び主な質疑等についてご報告をいたします。

まず、一般会計決算からご報告いたします。総務費関係では、ふるさと納税に関して「令和3年度は、ふるさと納税が伸びているが、その要因は分析しているか。」との質問に対し、「細かい分析をしているわけではないが、返礼品の中に、内子町の果物などの新たな特産品を加えたことが、増加につながったと考えている。」との答弁がありました。さらに、「ふるさと納税の選べる使い道が4つあるが、その5番目に、その地域の行事等など、納税者の希望というような項目を作ってみてはどうか。」との質問に対し、「町長お任せコースの中で、ご希望に沿った使い道を選択できるようにしているが、ご提案については前向きに検討したい。」との答弁がありました。また、職員の自主研修について、「コンプライアンスやハラスメント防止の研修をしているとのことだが、今後の職員研修のあり方についてどう考えるか。」との質問に対し、「新たな知識や専門的な知識を身に着け、また、外部での研修は、幅広い人的つながりができるなど、人材育成に役立っており、今後も積極的に行っていきたい。」との答弁がありました。また、固定資産税の未済額について、「その内訳に、所有者の所在不明という案件が増えてきているが、こういった事例にどう対応していくのか。」との質問に対し、「相続放棄などで納税管理人が定まらない事例も増えてきているが、令和6年度から相続の登記の義務化が始まるので、良い方向に進むものと考えている。」との答弁がありました。民生費関係では、発達・自立支援の推進に関して「内子町におけるペアレントメンターの取り組み状況は。」との質問に対し、「現在、町内にいる4名のペアレントメンターの方に協力いただきながら、町が実施主体になって相談事業に取り組む方向で考えている。」との答弁がありました。また、「保育士不足の解消に向けての取り組み状況は。」との質問に対し、「コロナ禍前の取り組みにはなるが、保育士の就職説明会や大学に足しげく通うなどして、応募してもらうよう取り組んでいる。また、町の保育士の初任給も見直すなど、給与面の改善もおこなった。」との答弁がありました。衛生費関係では、藤華苑の運営について、「藤華苑の告别式など、現在も人数制限しているようだが、葬儀等はしめやかに行われるので、人数制限を緩和すべきでは。」との質問に対し、「近隣の状況とか判断し、早急に検討したい。」との答弁がありました。また、温暖化対策機器導入促進事業に関して、「蓄電池は災害時に非常に役立つと思うので、さらに普及するよう、より取り組みを進めるべきでは。」との質問に対し、「環境政策は、今後もしっかりと取り組みを進めたいと考えているので、予算を含め検討していきたい。」との答弁がありました。農林水産業費関係では、土壌診断について、「肥料の高騰により、農家の土壌診断への需要は高まっているが、町が実施する土壌診断に制約はあるのか。」との質問に対し、「町内の方であれば誰でも土壌診断を受けることができるので、今後も町民の方に対して土壌診断を実施していただくよう啓発していく。」との答弁がありました。商工費関係では、龍王温泉について、「温泉を源泉から運搬しているとのことだが、町の大切な観光資源として、老朽化のため使えていない

温泉の配管の修繕という大きな投資も、今後、考える必要があるのでは。」との質問に対し、「将来的に温泉の湧出量の状況を見極めたうえで検討すべきだが、現段階では、はっきりとした結論を出していない。」との答弁がありました。土木費関係では、老朽空き家除去について、「特定危険空き家として指定した空き家は、町内にはあるのか。」との質問に対し、「現在までに町内で特定危険空き家に指定した家屋はない。」との答弁がありました。また、町道の整備に関して、「予算の執行率が60.7%と余りにも低い、その理由は。」との質問に対し、「単年度に工事が完結せず、やむなく繰り越ししたために、執行率が低くなっている。しかし、町道整備は生活に直結するので、早期発注、早期執行に取り組んでいきたい。」との答弁がありました。消防費関係では、消防団員の報酬支給について、「消防団員報酬は、団員個人へ直接支給することになったが、消防団幹部や団員への周知状況は。」との質問に対し、「令和4年度からは各団員個人への支払いとなるが、新聞報道等であったような不正がないように、消防団幹部会等でも周知を進めている。」との答弁がありました。教育費関係では、学習教室「学び舎」について、「学び舎の指導は、現在、どのような方があたり、また人数は何人いるのか。」との質問に対し、「指導にあたっているのは、学習支援員または教員のOBが多数を占めており、現在、小・中学校あわせて、17名の方に指導いただいている。」との答弁がありました。また、田渡地区交流宿泊施設について、「現時点での評価と課題は。」との質問に対し、「お遍路さんや帰省客など、今年8月まで10名程度の利用があった。コロナ禍のなかで合宿等では利用されなかったが、今後さらに魅力を発信し、利用の増加に努めたい。」との答弁がありました。5つの特別会計については、それぞれ質疑はありましたが、福祉や社会生活など住民サービスに直結する事業であり、今後も健全な運営を続けていただきたいと思います。特に介護保険事業特別会計では、「介護予防の取り組みという観点から、介護予防運動教室と、うちこ福祉館で実施している健康増進事業と連携しているのか。」との質問に対し、「うちこ福祉館の事業とは連携していないが、介護予防運動教室は、自治会単位等の地域に出向くなどして、介護予防の充実に取り組んでいる。」との答弁がありました。以上、審査状況について報告をいたしました。採決の結果、令和3年度における各会計決算は、予算の議決目的及び施策に基づき、執行されていると認められ、よって「議認第4号」から「議認第9号」は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。それぞれの事業において、各担当課長より説明を受け、議決した予算に対し、その執行状況の適否を確認することができました。厳しい財政状況ではありますが、今後においても健全な財政運営をお願いするものであります。なお、今回の審査において各委員から出された意見、要望等については十分検討のうえ、今後の町政運営と来年度の予算編成に反映させていただきたいことを申し添え、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略します。山本委員長、席にお戻りください。

「議認第4号」から「議認第9号」までの6件は、一括して討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議認第4号」から「議認第9号」までの6件は、一括して討論、採決を行うことに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。「議認第4号」から「議認第9号」に対する委員長報告は、認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議認第4号」から「議認第9号」までの決算認定6件は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第9 議案第49号 令和3年度内子町水道事業会計剰余金の処分について

日程第10 議認第10号 令和3年度内子町水道事業会計決算の認定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第9 議案第49号 令和3年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第10 議認第10号 令和3年度内子町水道事業会計決算の認定について」以上の2件を一括議題とします。

予算決算常任委員長に、審査の経過並びに結果について報告を求めます。山本予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（山本徹君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本予算決算常任委員長。

〔山本徹予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（山本徹君） ご報告申し上げます。

去る9月5日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第49号「令和3年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」、議認第10号「令和3年度内子町水道事業会計決算の認定について」、の2議案の審査結果をご報告申し上げます。審査結果については、「議案第49号」及び「議認第10号」は、原案のとおり可決及び認定すべきものとするものでございます。議案ごとに、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

「議案第49号 令和3年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」は、条例に基づき、剰余金の処分については議会の議決を得るものとされています。水道事業で生じた利益剰余金は、6,057万1,760円です。減債積立金に5,057万1,760円を積立し、企業債の償還に備えるものです。また、残りの1,000万円を将来の必要な工事をするための積立として建設改良積立金に積み立てるものであります。いずれも、法に基づいた適切な処分であると判断いたしました。採決の結果、「議案第49号」は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

続いて、「議認第10号 令和3年度水道事業会計決算について」は、予算議決のとおり、いずれも適正に執行されており、公営企業として安定した経営を行っており、特に問題はなく、採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。今後、より一層の企業努力を期待して、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略します。山本委員長、席にお戻りください。

討論、採決は1件ずつ行います。

「議案第49号 令和3年度 内子町水道事業会計剰余金の処分について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第49号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議認第10号 令和3年度内子町水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議認第10号」は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第11 議案第50号 令和3年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について

日程第12 議認第11号 令和3年度内子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第11 議案第50号 令和3年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第12 議認第11号 令和3年度内子町下水道事業会計決算の認定について」以上の2件を一括議題とします。

予算決算常任委員長に、審査の経過並びに結果について報告を求めます。山本予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（山本徹君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本予算決算常任委員長。

〔山本徹予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（山本徹君） ご報告申し上げます。去る9月5日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました「議案第50号 令和3年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第11号 令和3年度内子町下水道事業会計決算の認定について」の2議案の審査結果をご報告申し上げます。審査結果については、「議案第50号」及び「議認第11号」は、原案のとおり可決及び認定すべきものとするものでございます。議案ごとに、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。「議案第50号 令和3年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」は、条例に基づき、剰余金の処分については、議会の議決を得るものとされています。下水道事業で生じた利益剰余金は、57万4,760円です。減債積立

金に57万4,760円を積立し、企業債の償還に備えるものです。いずれも、法に基づいた適切な処分であると判断いたしました。採決の結果、「議案第50号」は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

続いて、「議認第11号 令和3年度下水道事業会計決算について」は、予算議決のとおり、いずれも適正に執行されており、公営企業として安定した経営を行っており、特に問題はなく、採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。今後、より一層の企業努力を期待して、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略します。山本委員長、席にお戻りください。

討論、採決は1件ずつ行います。

「議案第50号 令和3年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第50号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議認第11号 令和3年度内子町下水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長報告は、認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議認第11号」は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第13 議案第51号 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第13 議案第51号 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井総務文教常任委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る9月5日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第51号 内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第51号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、公費負担の上限を変更するため、条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「今回の条例改正は、燃料とか資材が値上がるなど、物価高騰の影響により、公費負担が引き上げられるのか。」との質問に対し、「改正の目的は、物価高騰に対応するために、公費負担の引き上げが行われたもの。」との答弁でありました。

採決の結果、議案第51号は、全会一致により「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。「議案第51号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第51号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第52号 内子町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 日程第14 議案第52号 内子町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井総務文教常任委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る9月5日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第52号 内子町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第52号」は、原案

のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

議案は、投票管理者の報酬額を国会議員の選挙等の執行経費の基準額に準じた額とするため、条例の一部を改正するものです。委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第52号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。向井委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。「議案第52号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第52号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第53号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第15 議案第53号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井総務文教常任委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る9月5日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第53号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第53号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正されたことにともない、条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「今回の改正は、より育児休暇を取りやすい環境にするという主旨だと思うが、他の自治体でも同様の改正が行われるのか。」との質問に対し、「今回の改正については、地方公務員の育児休業法が改正されたことに伴う条例改正なので、全国の自治体で同様の改正がなされるものとする。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第5

3号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。「議案第53号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第53号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第54号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第16 議案第54号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井総務文教常任委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る9月5日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第54号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第54号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、内子町地域脱炭素推進協議会及び内子町立大瀬自治センター整備検討委員会を設置するため、条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「今回設置される内子町脱炭素推進協議会は、自治体の脱炭素化を検討するものか、それとも町内全ての産業にわたり脱炭素化を検討するものなのか。」との質問に対し、「自治体はもちろん、地域の産業全体を含め、内子町全体の脱炭素化の検討を進める協議会である。」との答弁でありました。

採決の結果、議案第54号は、全会一致により、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。「議案第５４号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第５４号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１７ 議案第５５号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第１７ 議案第５５号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井総務文教常任委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。

去る９月５日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第５５号「内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第５５号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、内子町地域脱炭素推進協議会及び内子町立大瀬自治センター整備検討委員会を設置するため、条例の一部を改正するものです。委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第５５号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第５５号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第５５号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第１８ 議案第５６号 内子町道路線の認定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第１８ 議案第５６号 内子町道路線の認定について」を議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○泉産業建設厚生常任委員長 委員長。

○議長（菊地幸雄君） 泉産業建設厚生常任委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○泉産業建設厚生常任委員長 ご報告申し上げます。

去る９月５日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第５６号 内子町道路線の認定について」審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第５６号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の道路認定は、宅地化の進行に伴い、町道認定申請があり、内子町道路認定要綱の規定に適合することから、町道として認定するものであります。委員から、「町道の認定要綱の中には、住宅が２件以上という条件は謳われていないが、その条件で間違いないのか。」との質疑に対し、「要綱の中には戸数までは謳われてはいないが、もっぱら個人が利用する道路ではないという観点で考えれば、住宅が２件以上という条件になると思う。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第５６号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、質疑を終結します。

泉委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第５６号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第５６号」は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。午前１１時から再開します。

午前１０時５０分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第19 議案第57号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第3号）について

日程第20 議案第58号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第21 議案第59号 令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第22 議案第60号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第19 議案第57号 令和4年度 内子町一般会計補正予算（第3号）について」から「日程第22 議案第60号 令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について」までの4議案を一括議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。山本予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（山本徹君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本予算決算常任委員長。

〔山本徹予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（山本徹君） ご報告申し上げます。

去る9月5日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました4件の補正予算について、9月7日に委員15名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑を行い、慎重な審査を行いました。審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、全4議案「原案のとおり可決すべきもの」でございます。議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

議案第57号、令和4年度内子町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億3,660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を104億6,203万円とするものです。一般会計補正予算（第3号）に充当する財源は、国県支出金1億3,448万1,000円、地方債4,370万円、その他特定財源8,629万円の減額、一般財源は、1億4,470万9,000円の増額となっています。主な歳入については、地方交付税ですが、普通交付税の確定に伴い、3億6,860万3,000円を増額し、47億5,860万3,000円としています。また、内子児童館、五十崎児童館の放課後児童クラブの利用者が増加していることから施設整備を行う財源として、国庫補助金が4,139万9,000円、県補助金が1,148万3,000円、それぞれ計上されています。また、「商工費県補助金」のうち、「えひめ消費活性化支援事業費補助金」として3,840万円が計上され、「内子町生活応援商品券給付事業」に充当されます。主な歳出予算ですが、2款総務費では、立川中央集会所及び茶谷集会所の旧立川幼稚園移転に伴う、旧立川幼稚園の改修工事について、224万5,000円を計上しており、委員から、「改修工事の地元負担金はどうなるのか。」との質問に対し、「今回の集会所の移転は、現在使用している集会所が危険であり、町側から移転を促した経過があることから、移転改修に関わる費用は町が負担する。しかし、移転後の修繕費用は、集会所の補助要綱に基づいて対応する。」と

の答弁がありました。3款民生費においては、高齢者福祉施設等の職員への抗原検査キットを県の補助として、2,712万円を増額補正しており、委員から、「高齢者福祉施設等の職員への抗原検査キットを、PCR検査キットにする考えはないか。」との質問に対し、「PCR検査も、県の補助はあるが、医療機関においての検査に限られる。」との答弁がありました。6款農林水産業費においては、委員から、「里山林整備事業による伐採した木は、自治会と所有者が相談して処理をするということになるのか。」との質問に対し、「現地確認は役場で行なうが、後の処理は自治会と所有者に任せることになる。」との答弁がありました。8款土木費では、委員から、「町単がけ崩れ防災対策事業補助の年間の申請件数は。」との質問に対し、「平成27年度に制度設計され、当初は、年間5件、6件と多かったが、近年については、年間、1件から2件という状況である。」との答弁がありました。10款教育費では、工事請負費として、鶯団地横駐車場整備工事として313万3,000円が計上されています。本工事は伝建地区裏手の土地の寄贈を受けたことから、伝建地区関係者の月極駐車場として整備するもので、委員から、「町並にある店舗の利用客の駐車場としてではなく、伝建地区に住んでいる住民のための月極駐車場となるのか。」との質問に対し、「伝建地区の住民や店舗の方からも、利用希望が寄せられているので、そういった伝建地区関係者の駐車場として、活用を計画している。」との答弁がありました。その他、補正予算について多くの質疑がなされました。採決の結果、議案第57号、令和4年度内子町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計1件についてですが、議案第58号、令和4年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,138万円を追加し、総額を27億8,693万円とするものです。委員から、「職員の人事異動により、人件費を増額するということが、同じ事業のなかでの職員の異動に対しても補正が必要なのか。」との質問に対し、「職員の所属先が変わったため、支出科目も変わることになり補正が必要となる。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第58号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、企業会計2件についてですが、まず、議案第59号、令和4年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、高圧電気料金の高騰に伴い水道施設の動力費の補正を行うものであり、収益的支出について353万2,000円の補正を行い、4億1,279万4,000円とするものです。特に質疑はなく、採決の結果全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

続いて、まず、議案第60号、令和4年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、高圧電気料金の高騰に伴い浄化センターの動力費の補正など、291万6,000円の補正を行うものであり、収益的収入及び支出を3億308万4,000円に、また公共污水枡設置工事の増加に伴い、330万7,000円の補正を行い、資本的支出を1億9,799万円とするものです。委員から、「新たな公共污水枡の設置計画場所はどこか。」との質問に対し、「国道56号線沿いの旧ローソンのあたりに、新たに公共污水枡を新設する。」との答弁がありました。採決の結果、議案第60号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 委員長報告に対する質疑を省略します。

山本委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。まず、「議案第57号 令和4年度内子町一般会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 私は以下の2つの事業費に対して反対をすることから本補正予算案に反対します。一つは、五十崎こども園の床暖房熱源設備改修工事の工事請負費です。担当課の説明では、同園に設置されている床暖房設備は平成9年より約25年が経過しており、老朽化で設備が故障したことにより床暖房設備を更新するための工事費ということでした。その内容は、古い熱源設備と蓄熱槽などを撤去し、0から2歳児向けの保育室5部屋の暖房を賄うために必要な新たな熱源設備等と改修に係る費用として、工事請負費928万4,000円を計上しています。床暖房設備が0から2児の園児にとって快適で過ごしやすいくであろうことは想像できます。床暖房設備の設置に絶対反対の立場ではありません。しかしながら、令和元年から3年にかけて各部屋に新たにエアコンを設置しており、冷房のみならず部屋を暖める暖房設備として十分な機能を備えているはずです。事実、3歳児以降の幼児が利用する町内幼稚園と保育園、0から2歳児が利用する子育て支援センターでは暖房にエアコン等を使用しており、床暖房設備はありません。このような状況で床暖房設備を更新するにあたっては代替案については十分な検討がされるべきです。担当課の説明では十分な検討がされたとは言い難く、費用対効果が不透明です。過去に一度決めたことは、原則変えないとするのではなく、変化した状況をよく見定め、本当に必要なことかよく検討した上で判断し、その理由を住民が納得できるよう説明していただきたいと思います。もう一つは、新たに森林環境譲与税を財源に活用する事業費、500万円の里山林整備事業です。事業概要として、人家や公共施設、道路などの生活圏に接した箇所では倒木や斜面崩壊などの災害を防止するとしていますが、補助対象となる場所の面積の判定方法が不明確で恣意的な運用で補助金額を上げることが容易にできてしまうように感じます。また、申請は自治会から行うとしていることについても自治会役員に権限が集中しかねず、不公平性を担保する観点からも好ましくないと考えます。森林環境譲与税の活用策として里山林整備に充てることには賛成ですが、町民が公平に利用できるよう、事業の要綱をしっかりと整備すべきです。今年度補正予算で見切り発車的にスタートさせるよりも住民を含めた関係者で十分に協議して検討し、要綱を整備したのちに来年度当初予算に計上することが望ましいと考えます。以上のことから本案には反対し、討論を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 他にありませんか。

○9番（大木雄君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大木雄議員。

○9番（大木雄君） 私はこの補正予算に賛成の立場で討論をいたします。まず、五十崎こども園の床暖房改修工事ですが、0歳児から2歳児の利用者であることで日常の行動は歩行ではなく這ったり、寝転んだりする時間がほとんどで、床暖房はより有効な手段であると思います。今年の冬季の利用は現在の設備が十分な機能を発揮することができないということで、冬に間に合わせるには必要であります。また、次の里山林整備事業ですが、公共物道路等生活圏に接する手入

れの行き届いていない里山の整備で災害を未然に防止し安全を確保する事業です。自治会からの申請を受け、申請者、行政で、公益性、公平性を判断し、施業の決定をするということで、利権とか個人への利益供与は事前に対策が講じられると思います。施工面積においても一定の基準が示されており、妥当だと思います。現在各地域において早急に整備が必要なところも多く一日も早い予算の執行が必要であると思い、この補正予算に賛成致します。以上です。

○議長（菊地幸雄君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立多数です。

よって、「議案第５７号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第５８号 令和４年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第５８号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第５９号 令和４年度内子町水道事業会計補正予算（第２号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第５９号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第６０号 令和４年度内子町下水道事業会計補正予算（第２号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第60号」は、委員長報告のとおり可決されました。

**日程第23 議案第61号 第42号令和4年度内子町クリーンセンター補修工事に係る
工事請負契約について**

○議長（菊地幸雄君） 「日程第23 議案第61号 第42号令和4年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

○泉産業建設厚生常任委員長 委員長。

○議長（菊地幸雄君） 泉産業建設厚生常任委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○泉産業建設厚生常任委員長 ご報告申し上げます。

去る9月5日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第61号「第42号 令和4年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第61号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

本議案は、8月22日付けで、工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものです。委員の質疑においては、「定期的に炉の補修工事をおこなっているが、炉そのものの耐用年数は、おおよそ何年なのか。」との質問に対し、「コンクリートの建造物の耐用年数は50年とされており、補修を定期的に重ねていけば、そこまでは大丈夫だと判断している。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第61号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。「議案第61号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第61号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第62号 第39号 石畳小学校耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第24 議案第62号 第39号 石畳小学校耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第62号、第39号石畳小学校耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約につきましては、9月13日に入札を執行し、仮契約を締結致しましたので、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、学校教育課長に説明いたさせますのでよろしくご審議の上、ご決定たまわりますよう、お願い致します。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） それでは、議案第62号、第39号石畳小学校耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約について、ご説明いたします。

議案書1の3をお願いします。1枚めくって1ページとなります。議案第62号、第39号石畳小学校耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約については、9月13日に入札を執行し、仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号、及び内子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。まず、契約の目的でございますが、第39号、石畳小学校耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負でございます。契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。契約金額は、8,195万円で、契約の相手方は、喜多郡内子町内子2077番地、株式会社、山本建設代表取締役、長岡健次でございます。落札率につきましては99.88%、工期につきましては、議会の議決のあった翌日から、令和5年3月27日の予定でございます。以上、議案第62号、第39号石畳小学校耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

○13番（林博君） 入札による工事請負契約というのを前提に質問をさせていただきます。この上程されておる案件は、なかなか今の状況によって入札契約が時間がかかったということなんです。現在の社会情勢を考えても本工事は、半年ほどの時間をかけて実施をされるわけですが、以前として物品の高騰、また電気料金等の公共料金の高騰、また円安等、社会環境が大きく変化し、察しにくいような状況でございます。工事請負契約ですので入札された金額での執行が原則というのは十分分かっておりますが、設計の変更がない限りは、こういう経費の極端な増額があっても変更はあり得ないという捉え方をしたんでよろしいでしょうか。質問を致します。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 当初の契約から執行期間中におきまして状況の急激な変化があれば、契約約款の中にスライド条項という決めごとがございます、協議をしながら必要に応じて設計変更をおこなうというようなことで執行させていただいたと思います。

○議長（菊地幸雄君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第６２号 第３９号石畳小学校耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約について」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２５ 議員派遣の件

○議長（菊地幸雄君） 「日程第２１ 議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

従って、議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

日程第２６ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（菊地幸雄君） 「日程第２６ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定により、「議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項」について、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

従って、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第27 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（菊地幸雄君） 「日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

従って、各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

ここで、小野植町長、ごあいさつをお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたりまして一言、御礼を申し上げます。議員の皆様におかれましては、大変ご多忙中の中、本定例会にご臨席たまわり、ご提案申し上げました案件につきましては、いずれも原案のとおりご決定賜り、心から厚く御礼を申し上げます。審議の中でいただきましたご意見等を踏まえ、業務の趣旨、目的に沿って適切に執行して参りたいと考えております。今後とも議員の皆さんにおかれましては、引き続き、町政発展のためにご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。

○議長（菊地幸雄君） 以上をもって、令和4年9月第126回内子町議会定例会を閉会します。

午前11時45分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第１２６回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

１．町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 ９	専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）	R4.9.2	R4.9.5	受理
報告 １０	株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について	R4.9.2	R4.9.5	受理
報告 １１	小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について	R4.9.2	R4.9.5	受理
報告 １２	公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について	R4.9.2	R4.9.5	受理
報告 １３	健全化判断比率の報告について	R4.9.2	R4.9.5	受理
報告 １４	資金不足比率の報告について	R4.9.2	R4.9.5	受理
報告 １５	内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について	R4.9.2	R4.9.5	受理
議認 ４	令和３年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について	R4.9.2	R4.9.16	認定
議認 ５	令和３年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について	R4.9.2	R4.9.16	認定
議認 ６	令和３年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	R4.9.2	R4.9.16	認定
議認 ７	令和３年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	R4.9.2	R4.9.16	認定
議認 ８	令和３年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	R4.9.2	R4.9.16	認定
議認 ９	令和３年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	R4.9.2	R4.9.16	認定
議案 ４９	令和３年度内子町水道事業会計剰余金の処分について	R4.9.2	R4.9.16	原案可決

令和 4 年 9 月第 126 回内子町議会定例会

議認 1 0	令和 3 年度内子町水道事業会計決算の認定について	R4. 9. 2	R4. 9. 16	認定
議案 5 0	令和 3 年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について	R4. 9. 2	R4. 9. 16	原案可決
議認 1 1	令和 3 年度内子町下水道事業会計決算の認定について	R4. 9. 2	R4. 9. 16	認定
議案 5 1	内子町議会議員及び内子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	R4. 9. 2	R4. 9. 16	原案可決
議案 5 2	内子町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例について	R4. 9. 2	R4. 9. 16	原案可決
議案 5 3	内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	R4. 9. 2	R4. 9. 16	原案可決
議案 5 4	内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について	R4. 9. 2	R4. 9. 16	原案可決
議案 5 5	内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	R4. 9. 2	R4. 9. 16	原案可決
議案 5 6	内子町道路線の認定について	R4. 9. 2	R4. 9. 16	原案可決
議案 5 7	令和 4 年度内子町一般会計補正予算（第 3 号）について	R4. 9. 2	R4. 9. 16	原案可決
議案 5 8	令和 4 年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	R4. 9. 2	R4. 9. 16	原案可決
議案 5 9	令和 4 年度内子町水道事業会計補正予算（第 2 号）について	R4. 9. 2	R4. 9. 16	原案可決
議案 6 0	令和 4 年度内子町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	R4. 9. 2	R4. 9. 16	原案可決
議案 6 1	第 4 2 号 令和 4 年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について	R4. 9. 5	R4. 9. 16	原案可決
議案 6 2	第 3 9 号 石畳小学校耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約について	R4. 9. 16	R4. 9. 16	原案可決
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	R4. 9. 2	R4. 9. 5	原案可決

諮問 2	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること について	R4.9.2	R4.9.5	原案可決
諮問 3	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること について	R4.9.2	R4.9.5	原案可決